

- 安元の春 安元二年三月四日。
- 院 後白河院の五十歳の御祝ひ。
- 垣代 樂屋の帳。
- 三位の中將 維盛
- 青海波 樂曲の名
- 女院 後白河院の皇后。
- 關白殿 藤原基房
- かけられしかば 纏頭(はな)として御衣を下さつたので。
- 父の大臣殿 重盛
- たゞ今大臣の大將云々 すぐにも大臣の大將なられるべき人に見申したのに
- うち衣 ひごへの上又はあこめの上に著る古昔婦人の衣服
- 三つの御山 熊野三山(本宮新宮那智)

れば、あな事もおろかや、小松の大臣殿の御嫡子三位の中將殿にてましますなり。あの殿の未だ四位の少將なりし安元の春の頃、院の御所法住寺殿にて五十の御賀のありしに、父小松殿は内大臣の左大將にておはします。叔父宗盛の卿は大納言の右大將にて、階下に著座せられき。その外三位の中將知盛、頭の中將重衡以下、一門の公卿殿上人、今日をはれと時めき、垣代に立ち給ひし中より、この三位の中將殿、櫻の花をかざいて青海波を舞うて出でられたりしかば、露にこびたる花の御姿、風に翻る舞の袖、地を照らし天も輝く許りなり。女院より關白殿を御使にて御衣をかけられしかば、父の大臣殿座を立ち、これを賜はつて右の肩にかけ、院を拜し奉り給ふ。面目たぐひ少なうぞ見えし。かたへの殿上人もいか許り羨ましくや思はれけん。内裏の女房たちの中には、深山木の中の楊梅とこそ覺ゆれなんどいはれ給ひし人ぞかし。たゞ今大臣の大將を待ちかけ給へる人とこそ見奉りしに、今日はかくやつればはて給へる御ありさま、かねては思ひ寄らざりしをや。移れば變る世のならひとはいひながら、あはれなりける御事かな。」とて、袖を顔におし當てて、さめざめと泣きければ那智ごもり僧どもも、みなうち衣の袖をぞしほりける。

維盛入水の事

三つの御山の參詣、事故なう遂げ給ひしかば、濱の宮と申し奉る王子の御前より、一葉

- 王子 王子の社。
- 名籍 名札。

- 思ひ切りぬる 決心した。覺悟した。
- 大方の春 普通の春であつても。なほ
- おのが一行 己の眷屬一列を引連れ
- 越路 北國。
- せまほし したい
- 蘇武が胡國の恨 漢の武帝の時蘇武は北の蠻國匈奴に使して囚へられ雁に手紙を附けて放つた事から十九年後に還り得たといふ故事。
- こはされは かく
- 聖 瀧口人道。

の船に棹して萬里の滄海に浮び給ふ。遙かの沖に山なりの島といふ所ありき。中將それに船漕ぎ寄せさせ、岸に上り、大きな松の木を削つて、泣く泣く名籍をぞ書きつけられける。「祖父太政大臣平の朝臣清盛公法名淨海、親父小松の内大臣の左大將重盛公法名淨蓮、三位の中將維盛法名淨圓、年二十七歳、壽永三年三月二十八日、那智の沖にて入水す。」と書きつけて、又船に乗り、沖へぞ漕ぎ出で給ひける。

思ひ切りぬる道なれども、今はの時にもなりぬれば、さすが心細う悲しからずといふ事なし。頃は三月二十八日の事なれば、海路遙かに霞みわたり、哀れを催すたぐひかな。ただ大方の春だにも、暮れゆく空はものうきに、況んやこれは今日を最後、たゞ今かぎりの事なれば、さこそは心細かりけめ。沖の釣舟の波に消え入るやうに覺ゆるが、さすが沈みもはてぬを見給ふにつけても、御身の上と思はれけん。おのが一行引きつれて、今はと歸る鴈の、越路をさして啼き行くも、故郷へことづてせまほしく、蘇武が胡國の恨みまで、思ひ残せる限もなし。

こはされば何事ぞや。なほ妄執の盡きぬにこそと思ひ返し、西に向ひ手を合はせ、念佛したまふ心の中にも、さても都には、今をかぎりとはいかでか知るべきなれば、風の便りのおとづれをも、今やくとこそ待たんすらめと思はれければ、合掌をみだり、念佛を止め、聖に向つてのたまひけるは、「哀れ人の身に、妻子といふものをば持つまじかりけるも



○深かんなる間 深くあるんたから。  
 ○生者云々 生ある者必ず滅び會ふ者必ず離れる。  
 ○末の露 僧正遍昭「末の露本の暎や世の中の遅れ先立つ例なるらむ。」  
 ○驪山宮云々 唐の玄宗が楊貴妃と契つた事。  
 ○甘泉殿云々 漢の武帝が李夫人と契つた事。  
 ○松子 神農の時の仙術者。赤松子。  
 ○梅生 漢代の仙術者。梅福。  
 ○等覺十地 大覺の釋尊も生死を免れぬ。  
 ○外道 妄見に隨ひ真理に歸せぬもの。  
 ○不退の土 退轉のない土。淨土のこと。  
 ○無始曠劫 始めを知らぬ悠久の時より。  
 ○輪廻 生死の妄想に執著して六道に旋轉して生ずること。

のかな。今生にて物を思はするのみならず、後世菩提の妨げとなりぬることこそ口惜しけれ。たゞ今も思ひ出でたるぞや。かやうの事を心中に残せば、あまりに罪深かんなる間、懺悔するなり。」とぞのたまひける。

聖もあはれに思はれけれども、われさへ心弱うては叶はじとや思ひけん、涙おし拭ひ、さらぬ體にもてなし、「あはれ高きも賤しきも、恩愛の道は思ひ切られぬ事にて候へば、まことにさこそは思召され候らめ。中にも夫妻は一夜の枕を並ぶるも、五百生の宿縁と承れば、先世の契り淺からず候。生者必滅、會者定離はうき世のならひにて候なり。末の露、もとの雫のためしあれば、たとひ遅速の不同ありといふとも、後れ先立つ御別れ、遂になくてしもや候べき。かの驪山宮の秋の夕のちぎりも、遂には心を碎く端となり、甘泉殿の生前の恩も、終りなきにしもあらず。松子梅生生涯の恨みあり、等覺十地なほ生死の控に從ふ。たとひ君長生の樂しみに誇りたまふとも、この御恨みは遂になくてしもや候べき。たとひまた百年の齡を保たせ給ふとも、この御別れはいつもたゞ同じ事と思召さるべし。第六天の魔王といふ外道は、欲界の六天をみなわが物と領して、中にもこの界の衆生の生死に離る、事を惜しみ、或は妻となり、或は夫となつて、これを妨げんとするに、三世の諸佛は一切衆生を一子の如くに思召して、かの極樂淨土の不退の土に勧め入れんとし給ふに、妻子は無始曠劫よりこのかた、生死に輪廻するきづななるが故に、佛は重う戒めたま

○三十三天 利天  
 ○羅漢 梵語。阿羅漢の略。覺者の意。僧  
 ○無三惡趣 地獄餓鬼畜生を無くならず。  
 ○三法忍 音響忍。柔順忍、無生法忍。  
 ○化度 教化濟度。  
 ○設我云々 設我得佛、十方衆生、至心信樂、欲生我國、乃至十念、若不生者、不取正覺。と讀む。  
 ○至心 本願を信する眞實の心。  
 ○信樂 本願を信じ愛樂すること。  
 ○那由多 恆河沙數量の單位。一十、百等の如し。  
 ○化佛 變化の佛。

ふなり。さればとて御心弱う思召すべからず。源氏の先祖伊豫の入道頼義は救命に依つて奥州の夷安倍の貞任、宗任を攻め給ひし時、十二年が間に人の首を切る事一萬六千餘人なり。その外山野の獸、江河の鱗、その命を絶つ事、幾千萬といふ數を知らず。されども終焉の時、一念の菩提心を起ししに依つて、往生の素懷を遂けたりとこそ承れ。就中御出家の功德莫大なれば、先世の罪障はみな滅び給ひぬらん。もし人あつて七寶の塔を立てんこと高さ三十三天に至るといふとも、一日の出家の功德には及ぶべからず。また人あつて百千歳が間、百羅漢を供養したらんするよりも、一日の出家の功德には及ばずとこそ説かれたれ。罪深かりし頼義も、心猛きが故に往生を遂げ申し候はんや。君はさせる御罪業もましまさざらん、などか淨土へ參らせ給はで候べき。そのうへ常山權現は本地阿彌陀如来にておはします。始め無三惡趣の願より、終り得三法忍の願に至るまで、一々の誓願、衆生化度の願ならずといふ事なし。中にも第十八の願に、設我得佛、十方衆生、至心信樂、欲生我國、乃至十念、若不生者、不取正覺と説かれたれば、一念十念のたのみあり。たゞこの教へを深く信じて、ゆめ／＼疑ひをなすべからず。無二の懇念を致して、もしは一遍も、もしは十遍も唱へ給ふものならば、彌陀如来六十萬億、那由多恆河沙の御身を縮め、丈六八尺の御形にて、觀音、勢至、無數の聖衆、化佛菩薩、百重千重に圍繞し、妓樂歌詠して、唯今極樂の東門を出でて、來迎し給はんずれば、御身こそ滄海の底に沈むと思召さ



○成佛得脱 佛に  
り解脱す。  
○還來穢國土人天  
一度淨土に往生する  
が再び娑婆の穢土に  
還つて衆生を濟度す

○うたてくも 情な  
くも。

○孝養 師長の追福  
○悉達太子 釋尊の  
在俗中の名。

○車匿舍人 馭者の  
君。

○金泥駒 馬の名。  
○空しき船 主人の  
ゐなくなつた船。

○こわたる船 こは  
瀬戸。伊勢物語我が  
上に露ぞ置くなる天  
の川こわたる船の權  
の唄か。こ見える。

るとも、紫雲の上うへに上り給ふべし。成佛得脱じつぼうとくだつして悟りさとを開き給ひなば、娑婆しゃはの故郷こきやうに立返つて、妻子を導き給はん事、還來穢國土人天けんらいとくどにんてん、少しも過あやまち給ふべからず。」とて、頻りに鉦うち鳴らし念佛を勸め奉れば、中將然るべき善知識と思召し、忽ちに妄念を翻し、西方に向ひ手を合はせ、高聲かうじやうに念佛百遍許り唱へ給ひて、南無と唱ふる聲共に、海にぞ飛び入り給ひける。與三兵衛、石童丸も同じう御名を唱へつゝ、續いて海にぞ沈みける。

三日平氏の事

舍人武里とねりたけさも續いて海に入らんとしけるを、聖取ひじりり止め、泣く泣く教訓しけるは、「いかにうたてくも、君の御遺言ごゆるごんをば違へ参らせんとはするぞ。下藤ひらふこそ猶うたてけれ。今はいかにもしてながらへて、御菩提ごぼだいを弔とらひまるらせよ。」といひければ、「後れ奉つたる悲しさに、後の御孝養ごけんやうの事も覺えず。」とて、船底ふなぞこに仆れ伏し、をめき叫びし有様は、昔悉達太子しつだたいしの檀特山だんぜんに入らせ給ひし時、車匿舍人しやのくしやにが金泥駒こんでいこまを賜はつて、王宮わうきゆうに歸りし悲しみも、これには過ぎじとぞ見えし。浮きもや上り給ふと、暫しは船をおし廻して見けれども、三人共に深く沈みて見え給はず。いつしか經讀きやうどくみ念佛して、回向きやうかうしけるこそあはれなれ。さる程に夕陽西せきやうせいに傾かたむいて、海上も暗くなりければ、名残は盡きせず思へども、さてしもあるべき事ならねば、空しき船を漕ぎ返る。とわたる船の權けんの雫しづく、聖が袖より傳ふ涙、わ

○新三位の中將 資  
盛。  
○所々に 別々の所  
に。  
○ましくけるござ  
んなれ ましくけ  
るにこそあるなれ。  
○あぢきなさ つま  
らなさ。なまけなさ  
○左の中將 清經。  
○備中の守 師盛。  
○各の 平家一門の  
人々の。  
○唐皮小鳥 唐皮は  
平家重代の鎧、小鳥  
は平家重代の名刺。  
○故三位殿 維盛。

きていづれも見えざりけり。聖は高野へ歸り上り、武里は泣く泣く八島へ参りけり。御弟新三位の中將殿に御文取り出して奉る。これをあけて見給ひて、「あな心うや。わが思ひ奉るほど、人は思ひ給はざりけることよ。さらば引具して、一所にも沈みはて給はで、所々に伏さん事こそ悲しけれ。大臣殿も、二位殿も、頼朝に心を通はして都へこそおはしたるらめとて、われらにも心を置き給ひしに、さては那智の沖にて、御身を投けてましくける、ござんなれ。さて御ことばにて申せと仰せられし事はなきか。」と宣へば、「御ことばにて申せと仰せ候ひしは、かつ御覽じ給ひしやうに、大方の世間ものうく、あぢきなさもよろづ數添かずぞひて、覺えさせましく候ほどに、人々にも知らせ参らせずして、かやうにならせたまふ御事は、西國にて左の中將殿うせ給ひ候ひぬ。一の谷にて備中の守殿討たれさせましく候ひぬ。御身さへかやうにならせましく候へば、いかに各おのの便りなく思召され候らんと、たゞこれのみこそ御心苦しう仰せられ候ひつれ。」唐皮、小鳥の事までも、こましくと語り申したりければ、新三位の中將殿、「今はわが身とても、ながらふべしとも覺えぬものを。」とて、袖を顔におし當てて、さめくとぞ泣かれける。故三位殿にいたく似参らせ給ひたりしかば、これを見る侍共さむらひどもも、さしつどひて袖をぞぬらしける。大臣殿も、二位殿も、この人は池の大納言のやうに頼朝に心を通はして、都へこそおはしたるらめなど思ひるたれば、さはおはせざりしかとて、今更またもだえこがれ給ひけり。



○四月一日 壽永三年。  
 ○改元 年號の改變  
 ○五階 從五位上、正五位下、正五位上、從四位下、從四位上。  
 ○兵衛の佐 賴朝。  
 ○御方 貴方(賴盛)  
 ○故尼御前 池の禪尼(賴盛の母)。  
 ○自餘 賴朝以外の源氏達。  
 ○大納言 賴盛。  
 ○相傳專一 歷代專一に賴盛に仕へた者  
 ○未だ安堵云々 未だ安心しても思はれませんので心を少しおちつけて後から追うて参りませう。  
 ○いみじきは 甚しい(い)とも思はぬが。

四月一日の日改元あつて元曆と號す。その日除目行はれて、鎌倉の前の右兵衛の佐賴朝上下の四位し給ふ。もとは從下の五位にておはせしが、忽ちに五階を越え給ふこそめでたけれ。同じき三日の日、崇徳院を神と崇め奉るべしとて、昔御合戦ありし大炊の御門が末に、社を建てて宮遷しあり。これは院の御沙汰にて、内裏には知召されずとぞ聞えし。五月四日の日、池の大納言賴盛の卿關東へ下向。兵衛の佐殿常はなさけをかけ奉つて、「御方をば全くおろそかに思ひ奉らず、ひとへに故尼御前の渡らせ給ふとこそ存じ候へ。八幡大菩薩も御賞罰候へ。」などと、度々誓狀を以て申されけり。およそは兵衛の佐ばかりこそ、かうは思はれけれども、自餘の源氏等はいかゞあらんずらんと、おほつかう思はれけるに、鎌倉より使者を奉つて、「いそぎ下り給へ。」故尼御前を見奉ると存じて、とく見参に入り候はん。」と申されたりければ、大納言下り給ひけり。  
 こゝに彌平兵衛宗清といふ侍あり。相傳專一の者なりしが、相具しても下らず。「さていかにや。」とのたまへば、「君こそかくてわたらせ給ひ候へども、御一家の公達たちの西海の波に漂はせ給ふ御事が、心苦しく候うて、未だ安堵しても覺え候はねば、心少し落しすゑて、追つさまにこそまゐり候はめ。」とぞ申しける。大納言恥かしう、かたはらいたく思召して、「まことに一門に引別れて、落ち止まつし事をば、わが身ながらいみじとは思はねども、さすが命も惜しう、身も捨て難ければ、なまじひに止まりにき。この上は下らざるべきにもあらず。遙かの旅に赴くに、いかでか見送らざるべき。うけず思はば落ち止まつし時、などさはいはざりしぞ。大小事、一向汝にこそいひあはせしか。」と宣へば、宗清居直り、畏まつて申しけるは、「あはれ高きも賤しきも、人の身に命程惜しきものやは候。されば世をば捨つれども、身をば捨てずとこそ申し傳へて候なれ。御止まりを悪しとには存じ候はず。兵衛の佐も、かひなき命を助けられ参らせて候へばこそ、今日は斯かる幸ひにもあひ候へ。流罪せられ候ひし時、故尼御前の仰せにて、近江の國篠原の宿までうち送つたりし事など、今に忘れずと候なれば、御供にまかり下つて候はば、定めて引出物饗應などし候はんずらん。それにつけても西海の波の上に漂はせ給ふ御一家の公達たち、または同隸どものかへり聞かんずる所も、いひがひなう覺え候。遙かの旅に赴かせ給ふ御事は、まことに覺束なう思ひ参らせ候へども、敵をも攻めに御下り候はば、まづ一陣にこそ候べけれど、これは参らずとも、更に御事闕け候まじ。兵衛の佐殿尋ね申され候はば、折ふし相勞る事ありとて、仰せられ候べし。」とて、涙をおさへて止まりぬ。これを聞く侍ども、皆袖をぞ濡らしける。大納言にがくしう、かたはらいたく思はれけれども、この上は下らざるべきにもあらずとて、やがて立ち給ひぬ。

同じき十六日、池の大納言賴盛の卿關東へ下著。兵衛の佐殿いそぎ對面をし給ひて、まづ、「宗清はいかに。」と問はれければ、「折ふし相勞る事ありて。」とのたまへば、「いかに何を

○うけず思はば 首肯しないのなら。  
 ○高きも賤しきも 身分の高い人も賤しい人も。  
 ○同隸ども 同僚達  
 ○一陣 先陣。  
 ○御事闕け候まじ 御不自由の事はありますまい。



○意趣を存じ候にこそ、やはり我に意趣を含んで参らないのか。  
 ○莊園狀 私領地の下け狀。  
 ○引出物 贈り物。  
 ○都におほつかなう 思ふらん 都に残つた家人どもが氣懸りに思ふだらう。  
 ○一所も相違云々 元の領地の儘一箇所も没收されてはならない。  
 ○なしかへさる 復職される。  
 ○法皇 後白河法皇  
 ○はたか馬 鞍置かぬ馬。  
 ○染物風情 染物類  
 ○徳ついで 利得を得て。  
 ○末葉 枝葉の者。

いたはり候やらん。なほ意趣を存じ候にこそ。先年あの宗清が許に預け置かれ候ひし時、事に觸れてなさけ深う候ひしかば、あはれ御供にまかり下り候へかし。とく見参に入らんと、こひしう存じて候へば、恨めしうも下り候はぬものかな。」とて、知行すべき莊園狀ども、あまたなし設け、さまざまの引出物をたばんと用意せられたりければ、東國の大名、小名、われもくと引出物を用意して待つ所に、下らざりければ、上下、本意なき事どもにてぞありける。

六月九日の日、池の大納言頼盛の卿都へ歸り上り給ふ。兵衛の佐殿、「今暫くは斯くてもおはせよかし。」とのたまへども、大納言、都におほつかなう思ふらんとて、やがて立ち給ひぬ。知行し給ふべき莊園私領、一所も相違あるべからず、竝に大納言になしかへさるべき由、法皇へ申さる。鞍置き馬三十四、はだか馬三十四、長持三十枝に、金、巻絹、染物風情の物を入れて奉る。兵衛の佐殿かやうにし給ふ上は、東國の大名、小名、われもわれもと引出物を奉らる。馬だにも三百匹までありけり。池の大納言頼盛の卿は命生き給ふのみならず、かたぐ徳ついで都へ歸り上られけり。

同じき十八日、肥後の守定能が叔父平田の入道定次を先として、伊賀、伊勢兩國の官兵等、近江の國へうつて出でたりければ、源氏の末葉等發向して合戦をいたす。同じき二十日の日、伊賀、伊勢兩國の官兵等、しばしもたまらず攻め落さる。平家相傳の家人にて、

○おほけなけれ 分不相應だ。

昔のよしみを忘れぬ事はあはれなれども、思ひ立つこそおほけなけれ。三日平氏とはこれなり。

藤戸の事

○一度なんぞ 一度ぐらゐ。

さる程に小松の三位の中將維盛の卿の北の方は、風のたよりのおとづれも絶えて久しくなりければ、月に一度なんどは、必ずおとづるゝものと思ひて、待たれけれども、春過ぎ夏にもなりぬ。三位の中將いまは八島にもおはせぬものをなんど、申す者ありと聞き給ひて、北の方餘りのおほつかなさに、とかうして使を一人したてて、八島へ遣はされたりけれども、使やがて立ちも返らず。夏たけ秋にもなりぬ。七月の末にかの使歸り参りたり。

○されはこそあやしと思ひたれば ほかから怪しいと思つたら。

北の方、「さていかにや。」と問ひ給へば、「過ぎ候ひし三月十五日の曉、與三兵衛重景、石童丸許り御供にて、讃岐の八島の館をば御出あつて、高野の御山へ参らせ給ひて、御出家せさせおはしまし、その後熊野へ参らせ給ひて、那智の沖にて御身を投けてましく候とこそ、御供申したりし舍人武里は申し候ひつれ。」と申しければ、北の方、されはこそあやしと思ひたればとて、引きかづいてぞ臥し給ふ。若君、姫君も聲々にをめき叫び給ひけり。若君の乳母の女房、涙をおさへて申しけるは、「これは今更歎かせ給ふべからず。本三位の中將殿のやうに、生きながら捕はれて、京、鎌倉に恥をさらさせ給ひなば、いかばかり



○佛の御名 阿彌陀佛。

○鎌倉殿 頼朝。

○あはれ隔てなう打向ひても云々 あゝ隔意なく自分を訪ねてでも来られたならば。

○流罪に宥められ

頼朝の死罪を流罪に申し宥め下された事

○内府 重盛。

○その名残 その忘れがたみであるから

○仔細にや及ぶべき 差支ない。

○女院 建禮門院。

○北の政所 六條基實の北の政所。高倉帝の御母代、清盛の女盛子。

○二位殿 二位の尼

心うく候べきに、これは高野の御山へまゐらせ給ひて、御出家せさせおはしまし、その後熊野へ参らせ給ひて、後世の御事よく申させ給ひて、那智の沖とかやにて、御身を投げまし候ことこそ、歎きの中の御喜びにては候へ。今はいかにもして御様をかへ、佛の御名を唱へさせ給ひて、なき人の御菩提を弔ひ参らせ給へかし。」と申しければ、北の方やがて様をかへ、かの後世菩提を弔ひ給ふぞあはれなる。

鎌倉殿この由を傳へ聞き給ひて、「あはれ隔てなう打向ひてもおはしたらば、さりとも命ばかりをば助け奉つてまし。その故は故池の禪尼の使として、頼朝流罪に宥められける事は、ひとへにかの内府の芳恩なり。その名残にておはすれば、子息たちをも全くおろそかに思ひ奉らず。ましてさやうに出家などせられなん上は、仔細にや及ぶべき。」とぞのたまひける。

さる程に平家讃岐の八島へ渡り給ひて後は、東國より新軍の軍兵數萬騎、都に著いて攻め下るとも聞ゆ。また鎮西より臼杵、戸次、松浦黨同心して押渡るとも聞えけり。かれを聞きこれを聞くにも、只耳を驚かし肝魂を消すより外の事ぞなき。女院、北の政所、二位殿以下の女房たち寄りあひ給ひて、今度、わが方さまに、いかなる憂き事をか聞き、いかなる憂き目を見んずらんと、歎きあひ悲しみあはれけり。今度一の谷にて、一門の公卿殿上人々大畧討たれ、宗徒の侍半ば過ぎて亡びにしかば、今は力盡きはてて、阿波の民部

○泣きぬ笑ひぬ 泣いたり笑つたり。

○新帝 後鳥羽天皇

○内侍所 神鏡。

○除目 任官式。

○使の院宣 檢非違使の判官たるべき宣旨。

○萩の上風 萩の上葉を吹く風。

○萩の下露 萩の下葉におく露。

○もの思はざらんだに 物を思はないで

○君すめは 君は安徳天皇。住めは澄めはを云ひ懸ける

○同じき九月十二日 元暦元年。

重能が兄弟、四國の者ども語らつて、さりとも申しけるをぞ、高き山、深き海とも頼み給ひける。さる程に七月二十五日にもなりぬ。女房たちはさしつどひて、去年の今日は都を出でしぞかし。程なくめぐり來にけりとして、俄にあわたしう、淺ましかりし事どものたまひ出でて、泣きぬ笑ひぬぞし給ひける。

同じき二十八日、都には新帝の御即位ありけり。神璽、寶劍、内侍所もなくして御即位の例、人王八十二代、これはじめとぞ承る。同じき八月六日の日、除目行はれて、大將軍蒲の冠者範頼三河の守になる。九郎冠者義經左衛門の尉になる。すなはち使の院宣を蒙つて九郎判官とぞ申しける。

さる程に萩の上風もやうく身にしみ、萩の下露もいよくしけく、恨むる蟲の聲々、稻葉うちそよぎ、木の葉かつ散るけしき、もの思はざらんだに、更け行く秋の旅の空は悲しかるべし。まして平家の人々の心の中、推し量られてあはれなり。昔は九重の雲の上にて、春の花をもてあそび、今は八島の浦にして秋の月に悲しむ。凡そさやけき月を詠じても、都の今宵いかならんと思ひやり、涙を流し心をすましてぞ、あかし暮させ給ひける。左馬の頭行盛、

君すめはこゝも雲居の月なれどなほこひしきは都なりけり

さる程に同じき九月十二日、大將軍三河の守範頼平家追討の爲にとて、西國へ發向す。



○室 今の室津。

○陣の開海の表、僅二十五町ばかり陣の間が海面で僅二十五町ばかりを隔ててゐた。

○辰の刻 午前八時、  
○はやりを 氣のはやる男。

○大口 大口袴。

○白鞘巻 金具を銀で作つた鞘のない刀

○取らせ 遣はし。

○渡しぬべき 渡しおほせ得る所あるか

相伴ふ人々、足利の藏人義兼、北條の小四郎義時、齋院の次官親義、侍大將には土肥の次郎實平、子息の彌太郎遠平、三浦の介義澄、子息の平六義村、畠山の莊司次郎重忠、同じき長野の三郎重清、佐原の十郎義連、和田の小太郎義盛、佐々木の三郎盛綱、土屋の三郎宗遠、天野の藤内遠景、比企の藤内朝宗、同じき藤四郎能員、八田の四郎武者朝家、安西の三郎秋益、大胡の三郎實秀、中條の藤次家長、一品坊章玄、土佐坊昌俊、これらを先として都合その勢三萬餘騎、都を立つて播磨の室にぞ著きにける。

平家の方の大將軍には小松の新一位の中將資盛、同じき少將有盛、丹後の侍從忠房、侍大將には越中の次郎兵衛盛續、上總の五郎兵衛忠光、悪七兵衛景清を先として、五百餘艘の兵船に乗りつれて漕ぎ來り、備前の兒島に著くと聞えしかば、源氏やがて室を立つて、これも備前の國西川尻、藤戸に陣をぞ取つたりける。

さる程に源平兩方陣をあはす。陣の間、海の表、僅二十五町ばかりをぞ隔てたる。源氏心は猛う思へども、船なかりければ力及ばず、徒らに日數をぞ送りける。同じき二十五日辰の刻許りに、平家の方のはやりをの兵共、小船に乗つて漕ぎ出し、扇をあけて、「源氏こゝを渡せや。」とぞ招きける。源氏の方の兵共、いかせんといふ所に、近江の國の住人佐々木の三郎盛綱、二十五日の夜に入つて、浦の男を一人語らひ、直垂、小袖、大口、白鞘巻などを取らせ、賺し仰せて、「この海に馬にて渡しぬべき所やある。」と問ひければ、

○この男 自分。  
○月頭 月初め。

○いたう深う あまうり深く。

○ごごともなき者 賤天の常としてごごとも定まりない者で  
○教へんすらん 教へんごすらん。

○かねて 前もつて  
○滋目結 目を繁く結んで模様を染めぬいたもの。鹿の子。

男申しけるは、「浦の者どもいくらも候へども、案内知つたるは稀に候。知らぬ者こそ多う候へ。この男は案内よく存じて候。譬へば川の瀬のやうなる所の候が、月頭には東に候、月末には西に候。件の瀬の間、海の面十町ばかりも候らん。これは御馬などにてはたやすう渡させ給ふべし。」と申しければ、佐々木、「いざさらば渡いて見ん。」とて、かの男と二人まぎれ出でて、裸になり、件の川の瀬のやうなる所を渡つて見るに、けにもいたう深うはなかりけり。膝、腰、肩の立つ所もあり、鬚のぬる、所もあり。深き所を泳いで、淺き所に泳ぎつく。

男申しけるに、「これより南は、北より遙かに淺う候。敵矢先を揃へて待ちまらせ候所に、裸にてはいかにもかなはせ給ひ候まじ。たゞこれより歸らせ給へ。」といひければ、佐木けにもとて歸りけるが、下郎はごごともなき者にて、また人にも語らはれて、案内もや教へんすらん。わればかりこそ知らめとて、かの男を刺し殺し、首かき切つてぞ捨てける。

あくる二十六日の辰の刻ばかり、また平家の方のはやりをの兵ども、小船に乗つて漕ぎ出し、扇をあけて、こゝを渡せとぞ招きたる。こゝに近江の國の住人佐々木の三郎盛綱、かねて案内知つたり、滋目結の直垂に緋緘の鎧著て、連錢葦毛なる馬に金覆輪の鞍を置いて乗つたりけるが、家の子郎等共に七騎、打入れてわたす。大將軍三河の守範頼これを見



○物のつきて つき物がして。

○馬の草わき 馬の胸前。

○むながいづくし 馬のむながいを當てる部分。

○鞍壺 鞍の前輪後輪の間で騎手の尻の落ちつく所。

○鎌倉殿 頼朝。  
○教書 將軍の下し文。

給ひて、「あれ制せよ、止めよ。」と宣へば、土肥の次郎實平鞭鐙を合はせて追ひつき、「いか  
に佐々木殿は物のつきて狂ひ給ふか。大將軍よりの御許されもなきに、止まり給へ。」とい  
ひけれども、佐々木耳にも聞き入れず、渡しければ、土肥の次郎も制しかねて、共に續い  
てぞ渡しける。馬の草わき、むながいづくし、太腹に立つ所もあり、鞍壺越す所もあり、  
深き所を泳がせて、淺き所にうちあがる。大將軍これを見給ひて、「佐々木にたばかられぬ  
るは、淺かりけるぞ、渡せや渡せ。」と下知したまへば、三萬餘騎の兵ども、みな打入つて  
渡す。

平家の方にはこれを見て、船どもをおし浮べく、矢先を揃へて、さしつめ引きつめ、  
さんぐに射けれども、源氏の方の兵どもこれを事ともせず、兜の鍔を傾け、熊手、薙鎌  
を以て敵の船を引寄せく、をめき叫んで戦ふ。一日戦ひ暮し、夜に入りければ、平家の  
船は沖に浮び、源氏は兒島の地に打上つて、人馬の息をぞ休めける。あければ、平家は  
讃岐の八島へ漕ぎ退く。源氏、心は猛う思へども、船なかりければ、やがて續いても攻め  
ず。昔より馬にて河を渡す兵多しといへども、馬にて海を渡す事、天竺、震旦は知らず、  
わが朝には希代のためしなりとて、備前の兒島を佐々木にたぶ。鎌倉殿の御教書にも載せ  
られたり。

### 大嘗會の沙汰の事

同じき二十八日、都にはまた除目行はれて、九郎判官義經五位の尉になされて、九郎大  
夫の判官とぞ申しける。さる程に十月にもなりぬ。八島には浦吹く風もはけしく、磯打つ  
波も高かりければ、兵も攻め來らず。商客の行き通ひも稀にして、都のつても聞かまほ  
しく、空かきくもり、霰うち散り、いと消え入る心ちぞせられける。都には大嘗會ある  
べしとて、十月三日の日、新帝の御禊の行幸ありけり。内辨をば徳大寺殿勤めらる。一昨  
年先帝の御禊の行幸には、平家の内大臣宗盛公勤めらる。節下の帳屋について、前に龍の  
旗立ててる給ひたりしけしき、冠ぎは、袖のかゝり、表の袴の裾までも、殊にすぐれて見  
え給へり。その外三位の中將知盛、頭の中將重衡以下、近衛司、御綱に候はれしには、ま  
た立ちならぶ方もなかりしぞかし。

今日は九郎大夫の判官義經、先陣を供奉す。これは木曾などには似ず、以ての外に京慣  
れたりしかども、平家の中の選り屑よりもなほ劣れり。同じき十八日、大嘗會かたの如く  
遂け行はる。去んぬる治承、養和の頃よりして、諸國七道の人民百姓等、或は平家の爲  
に惱まされ、或は源氏の爲に亡ぼさる。家、竈を捨てて山林に交はり、春は東作の思ひを  
忘れ、秋は西收の營みにも及ばず。いかにしてかやうの大禮など行はるべきなれども、さ

○大夫 五位の稱  
○商客 あきんど。  
○大嘗會 即位後は  
じめての新嘗祭。  
○新帝 後鳥羽天皇  
○御禊 御みそぎ。  
○内辨 節會などの  
儀式の時承明門内で  
諸事を辨する第一大  
臣即ち節下の臣の事  
○徳大寺 藤原實定  
○先帝 安徳天皇。  
○節下の帳屋 旗下  
の幕の假屋。  
○冠ぎは袖のかゝり  
冠付や袖の具合  
○御綱 鳳簀の綱持  
○治承養和 高倉帝  
の御代の年號。  
○東作 東は春で農  
始まる。農作の意。書  
經の文句。  
○西收 秋の收穫。



てしもあるべき事ならねば、形の如くぞ遂けられける。

大將軍三河の守範頼やがて續いて攻め給はば、平家はたやすう亡ぶべかりしに、室、高砂にやすらひ、遊君、遊女ども召し集め、遊び戯れてのみ、月日を送り給ひけり。東國の大名、小名多しといへども、大將軍の下知に従ふ事なれば、力及ばず、たゞ國の費、民のわづらひのみあつて、今年も既に暮れにけり。

○やがて續いて直々引き續いて。

○下知 ましづ。

○大夫の判官 五位の檢非違使の判官。

○院參 院へ參る事

○大藏卿泰經 大藏省の長官高階泰經。

○神明 神。

○君 御白河法皇。

○契丹 支那東北部にゐた種族で後に遼國を建てた。

○院宣 院の宣旨。

○鎌倉殿 頼朝。

○代官 名代。

○少しも仔細を云々 少しでも異存あらん人々は。

○さうく さくさく。早や。

○隙行く駒 史記の魏豹傳に「人間一世間、如白駒過隙耳」白駒は日脚に譬ふ。

卷十一

逆櫓の事

元暦二年正月十日の日、九郎大夫の判官義經院參して、大藏卿泰經の朝臣を以て奏聞せられけるは、平家は神明にも放たれ奉り、君にも捨てられ參らせて、帝都を出でて波の上なみの上に漾たふふ落人おちたひととなれり。然るをこの三箇年が間攻め落さずして、多くの國々をふさげられぬる事こそ口惜しう候へ。今度義經においては、鬼界きがい、高麗かうらい、契丹けいたん、雲のはて、海のはてまでも、平家を亡ほさざらんかぎりには、王城へ歸るべからざる由、奏聞せられたりければ、法皇大きに御感あつて、相構へて夜を日について、勝負を決すべき由仰せ下さる。判官宿處に歸つて、東國の侍どもに向つて宣のたまひけるは、「今度義經こそ院宣を承り、鎌倉殿の御代官として、平家追討の爲に西國へ發向すなれ。陸は駒の蹄ひづめの通はんかぎり、海は櫓かきのたたん處まで攻め行くべし。それに少しも仔細を存せん人々は、これよりとうく鎌倉へ下るべし。」とぞのたまひける。

さる程に八島には、隙ひま行く駒の足早くして、正月しやうげつもたち、二月にもなりぬ。春の草暮はるくれて、秋の風に驚き、秋の風やんで、また春の草にもなれり。送り迎へて既に三年みとせになり



○鎮西 九州。

○さこそはあらんす  
らめ さう有らうと  
するだらう。

○さしも あんなに  
わが身一つ云々  
己一人の事でないか  
ら。

○伊勢 伊勢大神宮

○石清水 八幡宮。

○官幣使 社に幣帛  
を捧げる御使ひ。

○主上 安徳天皇。

○事故なう 無事に

○祈請 祈願。

○木を折つて 木を  
折る程に。

にけり。平家、讃岐の八島へ渡り給ひて後も、東國より新手の軍兵數萬騎、都に著いて攻め下るとも聞ゆ。また鎮西より臼杵、戸次、松浦黨同心して、おし渡るとも聞えけり。かれを聞きこれを聞くにも、たゞ耳を驚かし、肝魂を消すより外の事ぞなき。女院、北の政所、二位殿以下の女房達さしつどひ給ひて、今度わが方さまに、いかなる憂き事をか聞き、いかなる憂き目をも見んすらんと、嘆きあひ悲しみあはれけり。中にも新中納言知盛の卿のたまひけるは、東國、北國の兇徒等も、随分重恩を蒙つたりしかども、忽ちに恩を忘れ契りを變じて、頼朝、義仲等に隨ひき。まして西國とても、さこそはあらんすらめと思ひしかば、たゞ都の内にていかにもならせ給へと、さしも申しつるものを、わが身一つの事ならねば、心弱うあこがれ出でて、今日は斯かる憂き目を見る口惜しさよ。」とぞのたまひける。まことに、理と覺えてあはれなり。

さる程に二月三日の日、九郎大夫の判官義經都を立つて、攝津の國渡邊、福島兩所にて船揃へし、八島へ既に寄せんとす。兄の三河の守範頼も同日に都を立つて、これも攝津の國神崎にて兵船揃へて、山陽道へ赴かんとす。同じき十日の日、伊勢、石清水へ官幣使を立てらる。主上竝に三種の神器、事故なう都へ返し入れ奉るべき由、神祇官の官人、もろもろの社司、本宮、本社にて祈請すべき旨仰せ下さる。同じき十六日、渡邊、福島兩所に揃へたりける船どもの、纜既に解かんとす。折ふし北風木を折つて、烈しう吹きたり

ければ、船ども皆うち損ぜられて出すに及ばず。修理の爲にその日は止まりぬ。

- 出すに及ばず 出すことが出来ない。
- 弓手へも馬手へも 左右へ自在に。
- きつこおし廻すが 大事 急に廻すのが大ごとですから。
- 脇楫を入れて 船はたに楫を設けて
- あはひ 工合。
- 逃げ掛け 逃げる用意。
- 殿はら 諸君。
- 駆け 進み。
- 引き 退き。
- 片趣 偏頗。偏り。
- 平攻め 真正面に攻む。
- 一種一瓶 一種の肴一瓶の酒を供へて
- いごなむ體 祝ひの酒宴をするふりをして。

ければ、船ども皆うち損ぜられて出すに及ばず。修理の爲にその日は止まりぬ。さる程に渡邊には東國の大名小名寄りあひて、「そも、われら、船軍のさまは未だ訓練せず。いかせん。」と評定す。梶原進み出でて、「今度の船には逆櫓を立て候はばや。」と申す。判官、「逆櫓とは何ぞ。」梶原、「馬は驅けんと思へば驅け、引かんと思へば引き、弓手へも馬手へも廻しやすう候が、船はさやうの時、きつとおし廻すが大事で候へば、艦舳に櫓を立てちがへ、脇楫を入れて、どなたへも廻しやすうにし候はばや。」と申しければ、判官、「まづ門出のあしさよ。軍には一引きも引かじと思ふだに、あはひ悪しければ引くは常の習ひなり。ましてさやうに逃げ掛けせんに、なじかは能かるべき。殿ばらの船には、逆櫓をもかへさま櫓をも、百挺千挺も立て給へ。義經はたゞもとの櫓で候はん。」とのたまへば、梶原かさねて、「よき大將軍と申すは、驅くべき所をも驅け、引くべき所をも引き、身を全うして敵を亡ぼすを以て、よき大將とはしたる候。さやうに片趣なるをば猪武者とて、好きにはせず。」と申す。判官、「猪、鹿は知らず、軍はたゞ平攻めに攻めて、勝ちたるぞ心ちはよき。」と宣へば、東國の大名、小名、梶原に畏れて、高くは笑はねども、目ひき鼻ひき、さゝめきあへり。

その日、判官と梶原と既に同土軍せんとす。されども軍はなかりけり。判官、「船どもの修理して新しうなつたるに、各一種一瓶して祝ひ給へ、殿ばら。」とて、いごなむ體にても



○船疾う仕れ 船を疾く(早く)出せ。  
 ○船仕らじ 船を出すまい。  
 ○しやつはら そやつ等。  
 ○御説 御命令。  
 ○おのれはら うぬ等。  
 ○片手矢はけて 片手に矢を番いだ弓を持つて。  
 ○馳せ廻る間 馳せまはるこ。  
 ○田代の冠者 信綱  
 ○後藤兵衛父子 實基と基清。  
 ○金子兄弟 家忠と近範。  
 ○船奉行 軍船を監督する役。  
 ○躰な點いそ 篝火をこもすな。

なし、船に兵糧米積み、物具入れ、馬ども立てさせ、「船疾う仕れ。」とのたまへば、水主、料取ども、「これは順風にては候へども、普通には少し過ぎて候。沖はさぞ吹いて候らん。」と申しければ、判官大きに怒つて、「海上に出で浮うだる時、風こはければとて止まるべきか。野山の末にて死に、海河に溺れて失するも、皆これ前世の宿業なり。向風に渡らんといはばこそ義経が僻事ならめ、順風なるが普通に少し過ぎたればとて、これ程の御大事に船仕らじとは、いかでか申すぞ。船とう仕らずば、しやつばら一々に射殺せ、者共。」とぞ下知し給ひける。「承つて候。」とて、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤三郎繼信、同じき四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井の太郎、武藏坊辨慶などいふ一人當千の兵共、「御説であるぞ、船とう仕れ。仕らずば、おのればら一々に射殺さん。」とて、片手矢はけて馳せ廻る間、水主、料取ども、「こゝにて射殺されんも同じこと、風こはくば沖にて馳せ死にも死ねや、者ども。」とて二百餘艘が中よりも、たゞ五艘出でてぞ走りける。

五艘の船と申すは、まづ判官の船、次に田代の冠者の船、後藤兵衛父子、金子兄弟、淀の江内忠俊とて、船奉行の乗つたる船なりけり。残りの船は梶原に恐る、か、風におづるかして出でざりけり。判官、「一人の出でねばとて止まるべきにあらず。常の時は敵も恐れて用心すらん。斯かる大風大波には思ひもよらぬ所へ寄せてこそ、思ふ敵をば討たんすれ。」とぞのたまひける。判官、「各の船に躰な點いそ。火数多う見えば、敵も恐れて用心してんすぞ。義経が船を本船として、艦船の躰をまもれ。」とて、夜もすがら渡る程に、三日に渡る所をたゞ三時ばかりにぞ走りける。二月十六日の丑の刻に攝津の國渡邊、福島を出でて、あくる卯の刻には阿波の地へこそ吹きつけけれ。

勝浦合戦の事

○すはわれらが設け 云々 すは我等への防戦準備をなしたぞ  
 ○足立ち 足場。  
 ○鞍爪ひたる程 鞍の下端が水に浸らない程度の深さ。  
 ○物具 甲冑類。

あければ渚には赤旗少々ひらめいたり。判官、「すはわれらが設けをばしたりけるぞ。渚近うなつて馬ども追ひ下さんとせば、敵の的になつて射られなんす。渚近うならぬさきに船ども乗り傾け、馬ども追ひ下しく、船に引きつけ、遊がせよ。馬の足立ち、鞍爪ひたる程にもならば、ひたくと打乗つて、驅けよ者ども。」とぞ下知し給ひける。五艘の船には兵糧米積み、物具入れたりければ、馬数五十餘匹ぞ立つたりける。案の如く渚近うなりしかば、船ども乗り傾け、馬ども追ひ下しく、船に引つけ、遊がす。馬の足立ち、鞍爪ひたる程にもなりしかば、ひたくと打乗つて、判官五十餘騎、をめて先をかけ給へば、渚に控へたりける百騎ばかりの兵ども、しばしもたまたまず、二町ばかりさつと引いて控へたり。

判官、渚に上り、人馬の息休めておけしけるが、伊勢の三郎義盛を召して、「あの勢の中に、さりぬべき者あらば、一人具して参れ。尋ねべき事あり。」とのたまへば、義盛畏まり

○たまたらず 支へ得ず。  
 ○さりぬべき者 しかるべき者。相當な者。  
 ○具して 連れて。

○躰をまもれ 艦火を注目せよ。



○何まかいひたりけん、年としの齡とし四十ばかりなる男おとこの、黒革くろくわ緘せきの鎧よろい著つたるを、兜かぶとをぬがせ、弓ゆみの弦はなはづさせ、降人かくだんに具たづして参りたむか。

○たまひ何家なにけにても云々、たまひ親家おやけであらう何家なにけであらうさいい、そやつに目を離はなすな。

○物具ものぐなぬがせそ

○色代いろしろな、挨拶あいさつな。

○一定いちてい、全く。

○後矢ごや、平家へいけの味方あつちとなつて射る矢。

○仁人にんじん。

承つて、百騎ひゃくきばかりの勢いきの中へ、たゞ一騎ひときかけ入つて何とかいひたりけん、年の齡とし四十ばかりなる男おとこの、黒革くろくわ緘せきの鎧よろい著つたるを、兜かぶとをぬがせ、弓ゆみの弦はなはづさせ、降人かくだんに具たづして参りたり。判官はんくわん、「あれは何者なにものぞ。」とのたまへば、「當國たうこくの住人ぢゆうじん坂西はんさいの近藤六親家ちんどうろくしんけ。」と名乗り申す。判官はんくわん、「たとひ何家なにけにてもあらばあれ、しやつに目はなすな。物具ものぐなぬがせそ。やがて八島やしまへの案内者あんないしやに具たづせんずるぞ。逃にけて行いかば射殺せつころせ、者ものども。」とぞ下知げちし給たまひける。判官はんくわん、親家おやけを召よして、「こゝをばいづくといふぞ。」と問とひ給たまへば、「勝浦かつらと申し候まう。」判官はんくわん笑わらつて、「色代いろしろな。」とのたまへば、「一定いちてい勝浦かつら候まう。」下藤げとうの申まうしやすきまゝに、かつらとは申まうせども、文字もじには勝浦かつらと書いて候まう。」と申しければ、判官はんくわんなめならず喜び給たまひて、「あれ聞き給たまへ殿どのばら、軍いくさしに向むかふ義經よしきよが勝浦かつらに著つくめでたさよ。もしこの邊へんに平家へいけの後矢ごや射やつべき仁にんは誰たれかある。」とのたまへば、阿波あわの民部重能たみべしげのちかが弟櫻間あにさくらまの介能遠すけのちかとて候まう。」と申す。いざさらば蹴散けちちらして通とほらんとて、近藤六ちんどうろくが勢いきの百騎ひゃくきばかりが中なかつより、馬うまや人をすぐつて三十騎さんじゆきばかり、わが勢いきにこそ具たづせられけれ。

能遠のちかが城しろに押寄おしよせて見給まへば、三方さんぱうは沼ぬま、一方いっぽうは堀ほりなり。堀ほりの方かたよりおし寄よせて、関せきをどつとぞつくりける。城しろの内うちの兵へいども、たゞ射取やれや射取やれとて、さしつめ引きつめ、さんざんに射やけれども、源氏げんじの兵へいどもこれを事ことともせず、堀ほりを越こえ、兜かぶとの鏝しごを傾かたけて、をめき叫こゑんで攻めければ、能遠のちかかなはじとや思おもひけん、家いへの子郎こらう等らどもに防矢ぼうや射やさせ、わが身みは究竟くわいけつの馬うまを持もつたりければ、それに打乗うちまり、希有きゆうにして落ちにけり。残り止のこりどまつて防矢ぼうや射やける兵へいども二十餘にじゆじゆ人が首切くびきりかけさせ、軍神いくさかみに祭り、喜びの関せきをつくり、門出かどでよしとぞ喜よろこばれける。

### 大坂越おほさかこの事こと

○究竟くわいけつの、すぐれな  
○希有きゆうにして、辛からうじて。  
○軍神いくさかみに祭り、血祭ちまりにし。  
○なご少すくいぞ、さうして少すくいのか。  
○かやうに、此こゝのやうに。自分おのれ達が勝浦かつらに控かまへてゐたやうに  
○よき隙ひまござんなれよ、隙ひまにこそあるなれ。隙ひまは乗のりべき敵たのすき。  
○立文たてぶん、結文むすぶんに對たいして、杉原すぎはら又は鳥の子とりこなごの全紙ぜんしを用もちひて書かいた書狀しよじやうをほそく疊かさねんで端はなを折ひつた物  
○敵たは、義經よしきよをは敵軍たかみとは氣きづかず。  
○尋所じんじよせ、案内あんないせよ  
○この男おとこは、自分おのれ

判官はんくわんまた坂西はんさいの近藤六親家ちんどうろくしんけを召よして、「八島やしまには平家へいけの勢いきいか程ほどあるぞ。」と問とひ給たまへば、「千騎せんきにはよも過ぎ候まうはじ。」と申す。判官はんくわん、「なご少すくいぞ。」かやうに四國しこくの浦々うらづら島々しまづらに五十騎ごじゆき百騎ひゃくきづゝさし置おかれて候まう。その上阿波あわの民部重能たみべしげのちかが嫡子てんないさ田内左衛門教能たのりよしののりよは伊豫いよの河野かのの四郎しろうが召よせども参らぬを攻めんとて、三千餘さんぜんじゆ騎きで伊豫いよへ越こえて候まう。」と申す。判官はんくわん、「さてはよき隙ひまござんなれ、これより八島やしまへはいか程ほどあるぞ。」と宣のたまへば、「二日路ふつかぢで候まう。」と申す。いざさらば敵たの聞きかぬ先に寄よせんとて、馳はせつ控かまへつ、驅かけつ歩あませつ、阿波あわと讃岐さぬきの境さかいなる大坂越おほさかこといふ山やまを、夜よもすがらこそ越こえられけれ。その夜よの夜半よはんばかりに、立文たてぶん持もつたる男おとこ一人、判官はんくわんに行いきつれたり。夜よの事ことではあり、敵たとは夢ゆめにも知らず、御方おんかたの兵へいどもの八島やしまへ参るとや思おもひけん、うちとけて物語ものがたりをぞしける。判官はんくわん、「われも八島やしまへ参るが、案内あんないを知らぬぞ、尋所じんじよせよ。」とのたまへば、「この男おとこは度たび参まつて、案内あんないよく存ぞんじて候まう。」と申す。判官はんくわん、「さてその文ぶんは、いづくよりいづ方かたへ参まらせ



○大臣殿 宗盛。

○しゃつ そやつ。  
○頸な切つそ 首を斬るな。

○九郎 義経を指す  
○すゝき 敏捷な  
○相構へて 注意して。

○寅の刻 朝四時。  
○いかやう さんな

道筋であるか深いか  
○しろしめされねば  
こそ 地理を御存じ  
ないからこそさうお  
問ひなさるのでせう  
が。

○むげに浅間に候  
至極浅い所です。

○どう 疾く。早く。  
○在家 俗に在る人  
の家。民家。

らるゝぞ。」と宣へば、「これは京より女房の、八島の大<sup>おほい</sup>大臣殿へ参らせられ候。」とて何事にや。」と問ひたまへば、「別の仔細ではよも候はじ。源氏既に淀、川尻に出で浮うで候へば、定めてそれをこそ告げ申され候らめ。」と申しければ、判官、「けにさぞあるらん、その文奪へ。」とて、持つたる文を奪ひ取らせ、「しやつ搦めよ、罪つくり<sup>つくり</sup>に頸な切つそ。」とて、山中の木に縛りつけさせてこそ通られけれ。判官さてかの文をあけて見給へば、まことに女房の文とおほしくて、「九郎はす、どき男なれば、いかなる大風大波をも嫌ひ候はで、寄せ候らんと覺え候。相構へて御勢ども散らせ給はで、よくよく用心させ給へ。」とぞ書かれたる。判官、「これは義経に天の與へ給ふ文や。鎌倉殿に見せ申さん。」とて、深う納めてぞ置かれける。

あくる十八日の寅の刻に、讃岐の國引田といふ所に落ちついて人馬の息をぞ休めける。それより白鳥、丹生の屋うち過ぎく、八島の城へぞ寄せ給ふ。判官また親家を召して、「これより八島への館はいかやうなるぞ。」と問ひ給へば、「しろしめされねばこそ。むげに浅間に候。潮の干て候ときは、陸と島との間は馬の太腹もつかり候はず。」と申す。「敵の間かぬ先に、さらばとう寄せよや。」とて、高松の在家に火をかけて、八島の城へぞ寄せられける。

さる程に八島には、阿波の民部重能が嫡子田内左衛門教能は、伊豫の河野の四郎が召せ

○總門 外構への大  
門。

○御所 安徳天皇。

○大臣殿父子 宗盛  
と清宗。

○ひたかぶさ 一同  
甲冑をつけてゐる事

○馬の烏頭 馬の後  
足の外節の所。

○むながいづくし  
むながいのはづれ。

○しぐらうたるし  
ぐれた。

○紫裾濃 紫の絲で  
上から下へ段々に濃  
い色で織した鎧。

ども参らぬを攻めんとて、三千餘騎で伊豫へ越えたりしが、河野をば討ち漏らしぬ。家の子郎等百五十人が首切つて、八島の内裏へ参らせたるを、内裏にて賊首の實檢然るべからずとて、大臣殿の御宿所にて、首どもの實檢しておはしける所に、者ども、高松の在家より火出で來たりとて、ひしめきけり。「晝で候へば、手過ちにてはよも候はじ、いかさまに敵の寄せて、火をかけたると覺え候。定めて大勢でぞ候らん。取りこめられては叶ひ候まじ。とうく召さるべく候。」とて、總門の前の汀にいくらもつけ並べたる船どもに、われもわれもと、あわて乗り給ふ。御所の御船には、女院、北の政所、二位殿以下の女房たち召されけり。大臣殿父子は一つ船にぞ乗り給ふ。その外の人々は思ひくりに取乗つて、或は一町ばかり、或は七八段、五六段など、漕ぎ出したる所に、源氏の兵共ひたかぶと七八十騎、總門の前の渚につとぞ打出でたる。潮干瀉の、折ふし潮干る盛りなりければ、馬の烏頭、むながいづくし、太腹に立つ所もあり、それより浅き所もあり。蹴あぐる潮の霞と共にしぐらうたる中より、白旗さつとさし上げたれば、平家は運盡きて、大勢とこそ見てけれ。

判官、敵に小勢と見えじとて、五六騎、七八騎、十騎ばかり、打羣れく出で來たり。判官その日の装束には、赤地の錦の直垂に紫裾濃の鎧著て、鉞形うつたる兜の緒をしめ、金づくりの太刀を佩き、二十四さいたる切斑の矢負ひ、滋藤の弓の真中取り、沖の方を睨



○一院 後白河院。

○さし矢 指矢も  
書き、矢つき早やに  
射るこゝ。

○弓手になしては云  
云 敵を或は左手に  
し或は右手にして自  
在に駆けまはる。

○古兵 經驗ある古  
武士。

○髪 髪を云々 彼  
等の毛髪を一本づつ、  
分け取つて數へても  
猶味方の勢の數には  
足りはしなかつたら  
うものを。

○能登殿 教經。

平家物語(卷十一)

七七〇

まへ、大音聲をあけて、「一院の御使檢非違使五位の尉源の義經」と名乗る。次に名乗るは伊豆の國の住人田代の冠者信綱、續いて名乗るは武藏の國の住人金子の十郎家忠、同じき與一親範、伊勢の三郎義盛とぞ名乗つたる。續いて名乗るは後藤兵衛實基、子息新兵衛の尉基清、奥州の佐藤三郎兵衛繼信、同じき四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井の太郎、武藏坊辨慶などいふ一人當千の兵共、聲々に名乗つて馳せ來る。平家の方にはこれを見て、あれ射取れや射取れとて、或は遠矢に射る船もあり。或はさし矢に射る船もあり。源氏の方の兵ども、これを事ともせず、弓手になしては射て通り、馬手になしては射て通る。上げ置いたる船どもの陰を馬休め所として、をめき叫んで攻め戦ふ。

繼信最後の事

中にも後藤兵衛實基は古兵にてありければ、磯の軍をばせず、まづ内裏へ亂れ入り、手ん手に火を放つて、片時の煙と焼き拂ふ。大臣殿侍どもに、「源氏が勢はいか程あるぞ。」と問ひ給へば、「七八十騎にはよも過ぎ候はじ。」「あな心うや、髪を筋を一筋づつ、分けて取るとも、この勢には足るまじかりつるものを、中にも取りこめて討たずして、あわてて船に乗りて、内裏を焼かせぬる事こそ口惜しけれ。能登殿はおはせぬか、陸に上つて一軍し給へかし。」とのたまへば、「承り候。」とて、越中の次郎兵衛盛績を先として都合五百餘人、

○矢頭 矢を射るに  
適當な距離。

○船の屋形 船上に  
家がたを設けたもの

○假名 よび名。

○實名 名のり。

○清和天皇に十代  
には「二の誤りか。

○鞍馬 鞍馬寺。

○金商人 金賣吉次

○所從 けらい。

○奥 奥州。

○小冠者 小僧。

○舌のやはらかなる  
まゝに 舌のよく廻  
るにまかせて。

○君 義經のこと。

○わんざも 汝ら。

○山だち 山賊。

○過ぎける その日  
を過ぎた。

○見てんものを見  
たであらうものを。

小船に乗り、焼き拂つたる總門の前の汀におし寄せて陣を取る。判官も八十餘騎、矢頭に寄せて控へたり。

平家の方より越中の次郎兵衛、船の屋形に進み出で、大音聲をあけて、「抑以前名乗りたまひつるとは聞きつれども、海上遙かに隔たつて、その假名實名分明ならず。今日の源氏の大將軍は誰人にてましますぞ。名乗りたまへ。」といひければ、伊勢の三郎進み出でて、「あな事もおろかや、清和天皇に十代の後胤、鎌倉殿の御弟大夫の判官殿ぞかし。」盛績聞いて、「さる事あり。去んぬる平治の合戦に、父討たれて孤にてありしが、鞍馬のちごして、後には金商人の所從となり、糧料背負うて、奥の方へ落ち下りしその小冠者めが事か。」とぞいひける。義盛歩ませ寄つて、「舌のやはらかなるまゝに、君の御事な申しそ。さいふわ人どもこそ、北國礪竝山の軍にうち負け、辛き命生きつゝ、北陸道にさまよひ、乞食して上つたりしその人か。」とぞいひける。

盛績かさねて、「君の御恩に飽き満ちて、何の不足あつてか乞食をばすべき。さいふわ人どもこそ、伊勢の國鈴鹿山にて山だちし、妻子をもはぐみ、わが身も所從も過ぎけるとは聞きしか。」といひければ、金子の十郎進み出でて、「せんない殿ばらが雑言かな。われも人もそらごといひかけ、雑言せんに、誰かは劣るべき。去年の春、攝津の國一の谷にて、武藏、相摸の若殿ばらの手なみの程をば見てんものを。」といふ所に、弟の與一、側にあり



○十二束三ぶせ 束は一握(指四本並べた)の長。伏は一指の幅。

○胸板 鎧の胸に當る所に横に入つた板。裏かく程に裏側につきさける程に。

○唐卷染 しほり染めの精巧なもの。

○たかうすべう 鷹の尾羽の中黒の文あるもので短いた矢。

○大將軍の矢面 義經の前面。

○矢庭に その場に三枚兜 經の三枚ある甲。

けるが、いはせもはてず、十二束三ぶせ取つてつがひ、よつびいて、ひようと放つ。次郎兵衛が鎧の胸板に、裏かく程にぞ立つたりける。さてこそ互のことは戦はやみにけれ。能登殿、船軍は様あるものぞとて、鎧直垂をば著給はず、唐卷染の小袖に唐紗絨の鎧著て、いかものづくりの太刀を佩き、二十四さいたるたかうすべうの矢負ひ、滋籐の弓を持ち給へり。王城一の司精兵なりければ、能登殿の矢先にまはるもの、一人も射落されずといふ事なし。

中にも源氏の大將軍九郎義經を、唯一矢に射落さんとねらはれけれども、源氏の方にも心得て、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤三郎兵衛繼信、同じき四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井の太郎、武藏坊辨慶などいふ一人當千の兵ども、馬の頭を一面に立て並べて、大將軍の矢面に馳せ塞がりければ、能登殿も力及び給はず。能登殿、「そのき候へ、矢面の雜人ばら」とて、さしつめ引きつめ、さんぐくに射給へば、矢庭に鎧武者十騎許り射落さる。中にもまつ先に進んだる奥州の佐藤三郎兵衛繼信は、弓手の肩より馬手の脇へ、つと射抜かれて、しばしもたまらず、馬より倒にどうと落つ。

能登殿の童に菊丸といふ大力の剛の者、萌黄絨の腹巻に三枚兜の緒をしめ、打物の鞘をばづいて、繼信が首を取らんと飛んでかゝるを、忠信側にありけるが、兄が首を取らせじと、よつびいて、ひようと放つ。菊丸が草摺のはづれを、あなたへつと射貫かれて、

○大居 犬のしやがんでるやうに手つくはつて倒れた。

○かうにこそ かくにこそ。今はこれまです。

○君の御世に云々 主君(義經)の天下におなりになるのを見申さずして。

○さ候はでは それを外にしましては。

○弓矢取 武士。

○今生の面目 この世での名譽。

○冥途の思出 後の世の思ひ出。

○大夫黒 大夫は五位の稱。

犬居に倒れぬ。能登殿これを見給ひて、左の手には弓を持ちながら、右の手にて菊丸をつかんで、船へからりと投げ入れ給ふ。敵に首は取られねども、痛手なれば死ににけり。この童と申すは、もとは越前の三位通盛の卿の童なり。然るを三位討たれ給ひて後、弟能登殿にぞ使はれける。生年十八歳とぞ聞えし。能登殿この童を討たせて、あまりにあはれに思はれければ、その後は軍をもし給はず。

判官は繼信を陣の後へかき入れさせ、急ぎ馬より飛んで下り、手を取つて、「いかゞ覺ゆる三郎兵衛。」とのたまへば、「今はかうにこそ候へ。」この世に思ひ置く事はなきか。」とのたまへば、「別に何事をか思ひ置き候べき。さは候へども、君の御世に渡らせ給ふを見參らせずして、死に候こそ心にかゝり候へ。さ候はでは、弓矢取は敵の矢に當つて死ぬる事、もとより期する所でこそ候へ。なかんづく源平の御合戦に、奥州の佐藤三郎兵衛繼信といひけん者、讃岐の國八島の磯にて、主の御命に代つて討たれたりなど、末代までの物語に申されんこそ、今生の面目、冥途の思出にて候へ。」とて、たゞ弱りにぞ弱りける。

判官は猛き武士なれども、あまりにあはれに思ひ給ひて、鎧の袖を顔におし當てて、さめざめとぞ泣かれける。もしこの邊に尊き僧やあるとて、尋ね出させ、「手負のたゞ今死に候に、一日經書いて弔ひたまへ。」とて、黒き馬の太うたくまじきに、よい鞍置いて、かの僧にぞたびにける。この馬は、判官五位の尉になられし時、これをも五位になして、大夫



○尋常に飾つたる  
おさなしやかに飾つ  
た。

○七八段 段は反物  
一反の長さといふ。

又六十間とも云ふ。

一説に六間とも云ふ。

○柳の五衣 柳は表  
の白く裏の青きを云

ひ、五衣は表著の下  
に五枚縫ねたのを云

ふ。

○皆紅 全部紅色に  
彩つた扇。

○日 金箔の日輪。

○せがひ 船に縁の  
やうに板を渡した所

○傾城 傾國とも云  
ひ、美女のこと。

○手垂 熟練な者。

○射つべき仁 射る  
事の出来る者。

黒と呼ばれし馬なり。一の谷の後鴨越をも、この馬にてぞ落されける。弟忠信を始めとし  
て、これを見る侍ども、みな涙を流して、この君の御爲に命を失はん事は、全く露塵ほど  
も惜しからずとぞ申しける。

### 那須の與一の事

さる程に阿波、讃岐に、平家を背いて源氏を待ちける兵ども、あそこの嶺、この洞よ  
り十四五騎、二十騎、うちつれく、馳せ来る程に、判官程なく三百餘騎になり給ひぬ。  
今日は日暮れぬ。勝負を決すべからずとて、源平互に引退くところに、沖より尋常に飾つ  
たる小船一艘、汀へ向つて漕ぎ寄せ、渚より七八段ばかりになりしかば、船を横さまにな  
す。あれはいかにと見るところに、船の中より年の齡十八九ばかりなる女房の、柳の五衣  
に紅の袴著たるが、皆紅の扇の日出したるを、船のせがひに挟み立て、陸へ向つてぞ  
招きける。

判官、後藤兵衛實基を召して、「あれはいかに。」とのたまへば、「射よとにこそ候らめ。但  
し大將軍の矢面に進んで、傾城を御覽せられんところを、手垂にねらうて射落せとの謀と  
こそ存じ候へ。さりながら扇をば射させらるべうもや候らん」と申しければ、判官、「御方  
に射つべき仁は誰かある。」と問ひたまへば、「手垂ども多う候中に、下野の國の住人那須の

○小兵 こがら。

○かけ鳥 空翔る鳥

○濁 濃き藍色。

○大領 一本「枉」お  
くみ。

○端袖 袖の端。

○いろへたる おく  
みや袖のはしに彩色

を施してある直垂。

○足白 帯取の金具

を銀で造つた太刀。

○うすきりふ 薄模  
様のきりふの羽。

○ぬための鏑 鹿の  
角で作つた鏑矢。

○仕るとも云々 爲  
しおほせるとも思は  
れません。

○瑕 不名譽。恥辱。

○仔細 異存。

○まろほや云々 宿  
り木を圓くした紋を  
貝摺りにすること。

太郎資高が子に與一宗高こそ、小兵では候へども手はきいて候。」と申す。判官、「證據があ  
るか。」「さん候。かけ鳥などを争うて、三つに二つは必ず射落し候。」と申しければ、判  
官、「さらば與一呼べ。」とて召されけり。

與一その頃は未だ二十許りの男なり。褌に赤地の錦を以て、大領、端袖いろへたる直垂  
に、萌黄緘の鎧著て、足白の太刀を佩き、二十四さいたる切斑の矢負ひ、うすきりふに鷹  
の羽割り合はせてはいだりける、ぬための鏑をぞさし添へたる。滋籐の弓脇に挟み、兜を  
ばぬいで高紐にかけ、判官の御前に畏まる。判官、「いかに與一、あの扇のまん中射て、敵  
に見物せさせよかし。」とのたまへば、與一、「仕るとも存じ候はず。これを射損するものな  
らば、長き御方の御弓矢の瑕にて候べし。一定仕らうする仁に、仰せつけらるべうもや候  
らん。」と申しければ、判官大きに怒つて、「今度鎌倉を立つて西國へ向はんする者共は、み  
な義經が下知を背くべからず。それに少しも仔細を存ぜん人々は、これよりとうく鎌倉  
へ歸らるべし。」とぞのたまひける。

與一かさねて辭せば、あしかりなんとや思ひけん、「さ候はば、外れんをば存じ候はず、  
御説で候へば、仕つてこそ見候はめ。」とて、御前をまかり立ち、黒き馬の太う遅しきに、  
まろほや摺つたる金覆輪の鞍置いて乗つたりけるが、弓取り直し、手綱かいくつて、汀へ  
向いてぞ歩ませける。御方の兵ども與一が後を遙かに見送つて、「この若者、一定仕らうす



○矢頃 矢を射る距離。  
 ○扇の間 扇までの間。  
 ○酉の刻 午後六時。  
 ○串 扇を挿んだ竿。  
 ○いづれもく云々 何れにしても晴(名譽)の場所でないといふことはない。  
 ○たはせ給へ 賜はせ給へ。  
 ○人に再び面を云々 人に二度と顔向けが出来ない。  
 ○鏑 鏑(やじり)の一種で中空にして孔があり射ると高く響を發する。  
 ○小兵云々 條體が小柄だ云ひ乍ら  
 ○十二束三ふせ 十二握りと指幅三本の長さある矢を引く力があること。

ると覺え候。」と申しければ、判官もたのもしけにぞ見給ひける。矢頃少し遠かりければ、海の中一段ばかり打入つたりけれども、なほ扇の間は七段ばかりもあらんとこそ見えたりけれ。頃は二月十八日酉の刻ばかりのことなるに、折ふし北風烈しう吹きければ、磯打つ浪も高かりけり。船はゆり上げ、ゆりすゑ漂へば、扇も串に定まらずひらめいたり。沖には平家、船を一面にならべて見物す。陸には源氏、くつばみを並べてこれを見る。いづれもいづれも晴れならずといふ事なし。

與一目をふさいで、「南無八幡大菩薩、別してはわが國の神明、日光の權現、宇都の宮那須の温泉大明神、願はくはあの扇の真中射させてたばせ給へ。之を射損するものならば、弓切り折り、自害して、人に再び面を向ふべからず。今一度本國へ歸さんと思召さば、この矢はづさせ給ふな。」と心の中に祈念して、目を見開いたれば、風も少し吹き弱つて、扇も射よけにこそなつたりけれ。與一鏑を取つてつがひ、よつびいて、ひようと放つ。小兵といふ條、十二束三ふせ、弓は強し、鏑は浦ひく程に長鳴して、あやまたず扇の要きは一寸許りおいて、ひいふつとぞ射切つたる。鏑は海に入りければ、扇は空へぞ揚りける。春風に一もみ二もみもまれて、海へさつとぞ散つたりける。皆紅の扇の、夕日の輝くに白波の上に漂ひ、浮きぬ沈みぬゆられけるが、沖には平家、舷をたゝいて感じたり。陸には源氏、箆をたゝいてどよめきけり。

### 弓流の事

あまりのおもしろさに感に堪へずやおもひけん、船の中より年の齡五十許りなる男の黒革絨の鎧著たるが、白柄の長刀杖につき、扇立てたる所に立つて舞ひすましたり。伊勢の三郎義盛、與一が後に歩ませ寄つて、「御説であるぞ、これをもまた仕れ。」といひければ、與一今度は中差取つてつがひ、よつびいて、ひようと放つ。舞ひすましたる男のまつた中を、ひようとつばと射て、船底へまつさかさまに射倒す。あゝ射たりといふ人もあり、いやや情けなしといふ者も多かりけり。平家の方には静まり返つて音もせず。源氏はまた箆をたゝいてどよめきけり。

平家これを本意なしと思ひけん、弓持つて一人、楯ついて一人、長刀持つて一人、武者三人渚に上り、源氏こゝを寄せよとぞ招きける。判官「やすからぬ事なり。馬強ならん若黨ども、馳せ寄せて蹴散らせ。」とのたまへは、武藏の國の住人美尾の屋の十郎、おなじき四郎、おなじき藤七、上野の國の住人丹生の四郎、信濃の國の住人木曾の中次、五騎つれて、をめて驅く。まづ楯の陰より、塗篋に黒ぼろはいだる大の矢を持つて、まつさきに進んだる、美尾の屋の十郎が馬の左のむながいづくしを、箆のかくる程にぞ射こうだる。屏風を返すやうに、馬はどうと倒るれば、主は弓手の足を越え、馬手の方へ下り立

○中差 箆にさせる鋭い矢。之を上差の鏑矢の次にさす故にかう云ふ。  
 ○やすからぬ事なり 難な事だ。  
 ○塗篋 矢柄に漆を塗つたもの。  
 ○黒ぼろ 鳥の兩翼の下に連つた黒い毛で別いた矢。  
 ○箆のかくる程 箆は矢頭で弦のあたる部分。  
 ○射こうだる 射こみたり。  
 ○弓手 左手。  
 ○馬手 右手。



つて、やがて太刀をぞ抜いたりける。

また楯の陰より、大長刀打振つてかゝりければ、美尾の屋の十郎、小太刀、大長刀にかなはじとや思ひけん、かいふいて逃げければ、やがて續いて追つかけたり。長刀にて薙がんとるかと思ひ見る所に、さはなくして、長刀をば弓手の脇にかい挟み、馬手の手をさしのべて、美尾の屋の十郎が兜の鍔を掴まうとす。掴まれまじと逃ぐる。三度つかみはづいて、四度のたびむすと掴む。しばしぞたまつて見えし。鉢附の板より、ふつと引切つてぞ逃けたりける。残り四騎は馬を惜しうでかけず、見物してぞるたりける。美尾の屋の十郎は御方の馬の陰に逃げ入つて、息つぎるたり。敵は追うても来ず。その後、兜の鍔をば長刀の先に貫き、高くさし上げ大音聲をあけて、「遠からん者は音にも聞け、近くば目にも見たまへ、これこそ京童の呼ぶなる上總の悪七兵衛景清よ。」と名乗り棄てて、御方の楯の陰へぞ退きにける。

平家これに少し心ちを直して、「悪七兵衛討たすな者ども、景清討たすな續けや。」とて、二百餘人渚に上り、楯を雌鳥羽につき並べ、源氏こゝを寄せよとぞ招いたる。判官やすからぬ事なりとて、田代の冠者を先に立て、後藤兵衛父子、金子兄弟を弓手馬手になし、伊勢の三郎を後として、判官八十餘騎をめて先をかけ給へば、平家の方には馬に乗つたる勢は少し、大畧徒武者なりければ、馬に當てられじとや思ひけん、しばしもたまらず引

○かいふいて かき伏して。  
○鍔 兜の後方に垂れて頸筋を蔽ふもの  
○鉢附の板 鍔の兜の鉢についてゐる即ち第一番目の板。

○京童 都の者ども  
○雌鳥羽につき並べ 雌鳥の羽のやうに左右重なり合ふやうに楯を築き並べ。  
○判官 義経。

○たまらず こらへず。

○算を散らしたる ト筈に用ゐる算木を散らしたやうに。

○うつ伏し うつ伏して。

○おきな共 老人達  
○たさひ千疋萬疋に 云々 たさひ千金萬金に代へなまり得る貴い御弓(御執らし)にした所で。

○弓の惜しきにも云 云 弓の惜しきにも云も取つたのならさう云はれても仕方ないが。

○取らずべし 敵に拾ひ取らせるたらう  
○庭尉たる弓 弱い弓。  
○牟禮高松 地名か

退き、みな船にぞ乗りにける。楯は算を散らしたるやうに、さんくくに蹴散らさる。源氏勝つに乗つて、馬の太腹つかるほどに、打入れく攻め戦ふ。船の中より熊手、薙鎌をもつて、判官の兜の鍔にからりく打ちかけく、二三度しけれども、御方の兵ども、太刀、長刀の先にて、打拂ひく攻め戦ふ。

されどもいかゞはし給ひたりけん、判官弓を取落されぬ。うつ伏し、鞭をもつてかき寄せ、取らんくとしたまへば、御方の兵ども、「たゞ捨てさせ給へく。」と申しけれども、遂に取つて笑うてぞ歸られける。おとな共は皆爪はじきをして、「たとひ千疋萬疋にかへさせ給ふべき御たらしなりと申すとも、いかでか御命にはかへさせ給ふべきか。」と申しければ、判官、「弓の惜しきにも取らばこそ。義経が弓といはば、二人しても張り、もしは三人しても張り、叔父爲朝などが弓のやうならば、わざとも落いて取らすべし。疋弱なる弓を敵の取り持つて、これこそ源氏の大將軍九郎義経が弓よなど、嘲弄せられんが惜しきに、命にかへて取つたるぞかし。」とのたまへば、皆またこれをぞ感じける。

一日戦ひ暮し、夜に入りければ、平家の船は沖に浮び、源氏は陸に打上つて、牟禮高松の中なる野山に陣をぞ取つたりける。源氏の兵共はこの三日が間は寝ざりけり。一昨日攝津の國渡邊、福島を出づるとて、大風大波にゆられてまどろまず、昨日阿波の國勝浦に著いて軍し、夜もすがら中山越え、今日また一日戦ひ暮したりければ、人も馬もみな疲れは



○くほき所 くほん  
た所。  
○能登殿 教経。  
○なじかはたまるべ  
き 源氏は何として  
支へられようや。  
○せめて 極めて。  
○運のきはめ 平家  
の運の盡きた。

○志度の浦 讃岐の  
三木郡。  
○潮に引かれ 潮の  
流れのまに、引か  
れ。  
○中有の衆生 中有  
は中陰とも云ひ生物  
の死後未だ生を得ぬ  
間。即ち生死の中間  
をさまよふ一切の生  
物のやうであつたの  
意。

てて、或は兜を枕にし、或は鎧の袖、箆などを枕として、前後も知らずぞ臥しにける。されどもその中に、判官と伊勢の三郎は寢ざりけり。判官は高き所に打上つて、敵や寄ると遠見し給ふ。伊勢の三郎はくぼき所に隠れるて、敵寄せばまづ馬の太腹射んとて、待ちかけたり。平家の方には能登殿を大將軍として、その夜夜討にせんと支度せられたりけれども、越中の次郎兵衛と江見の次郎が先陣を争ふ程に、その夜も空しく明けにけり、寄せたりせば、源氏なじかはたまるべき、寄せざりけるこそ、せめての運のきはめなれ。

### 志度合戦の事

あけければ平家は當國志度の浦へ漕ぎ退く。判官八十餘騎、志度へ追うてぞ驅けられける。平家これを見て、「源氏は小勢なりけるぞ、中に取りこめて討てや。」とて、千餘人渚に上り、源氏を中に取りこめて、われ討ち取らんとぞ進みける。さる程に八島に残り止まつたる二百餘騎の勢ども、おくれればせに馳せ来る。平家これを見て、「あはや源氏の大勢のつづいたるは、何十萬騎あるらん、取りこめられては、叶ふべからず。」とて引退き、みな船にぞ乗りにける。潮に引かれ風にまかせて、いづちを指すともなく、ゆられゆくこそ悲しけれ。四國をば九郎大夫の判官攻め落されぬ。九國へは入れられず。たゞ中有の衆生とぞ見えし。

○こしらへて すか  
しきとして。  
○軍合戦の料で候は  
ねは 合戦する爲に  
参つたのではありま  
せんから。  
○物具 甲冑。  
○うち並べて 馬を  
押し並べて。  
○かつ聞き給ひて  
警て聞きなまつても  
おいでむらうが。  
○御所内裏 安徳帝  
の御所。  
○主上は海へ 安徳  
帝は海中へ沈みなさ  
つた。  
○大臣殿父子 宗盛  
と清宗。  
○能登殿 教経。

判官は志度の浦に下りて、首共の實檢しておはしけるが、伊勢の三郎義盛を召して、「阿波の民部重能が嫡子田内左衛門教能、伊豫の河野の四郎が召せども参らぬを攻めんとて、其の勢三千餘騎で伊豫へ越えたりけるが、河野をば討ち漏らしぬ。家の子郎等百五十人が首切つて、八島の内裏へ参らせたるが、今日これへ著くと聞く。汝行き向つてこしらへて見よ。」と宣へば、義盛畏まり承つて、白旗一旒賜はつてさすまゝに、手勢十六騎、みな白装束に出で立ちて馳せ向ふ。

さる程に伊勢の三郎、田内左衛門行きあうたり。間一町ばかりを隔てて、互に赤旗白旗打立てたり。義盛、教能がもとへ使者を立てて、「かつ聞き給ひてもや候らん、鎌倉殿の御弟九郎大夫の判官殿こそ、平家追討の院宣を承つて、西國へ向はせ給ひて候。その御内に伊勢の三郎義盛と申す者にて候が、軍合戦の料で候はねば、物具をも仕り候はず、弓箭をも帶し候はず。大將に申すべき事あつて、これまでまかり向つて候ぞ。あけて入れさせ給へ。」といひ送りたりければ、三千餘騎の兵ども、みな中をあけてぞ通しける。

伊勢の三郎、田内左衛門にうち並べていひけるは、「かつ聞き給ひても候らん、鎌倉殿の御弟九郎大夫の判官殿こそ、平家追討のためにこれまで向はせ給ひて候が、一昨日阿波の國勝浦に著いて、御邊の伯父櫻間の介殿討ち取り、昨日八島に著いて軍し、御所内裏みな焼き拂ひ、主上は海へ入らせ給ひぬ。大臣殿父子をば生捕にし参らせて候。能登殿も御自



○御邊 御身。  
○無慙 なさけない  
○父 田内教能の父

○具せられて 引連  
れられて。  
○神妙にも けなけ  
にも。

○遠國の者どもは云  
云 遠國の者達は誰  
を主人と思ひ申すし  
つかりした考へなご  
がありませうや。唯  
世の亂れを鎮めて國  
を治めなさらう方を  
誰でもを主人とし申  
すでせう。  
○梶原 梶原景時。

害、その外の人々は或は御自害、或は海へ入らせ給ふ。餘黨の少々残りたるをば、今朝志度の浦にてみな討ち取り候ひぬ。御邊の父阿波の民部殿は降人に參らせ給ひて候を、義盛が預り奉つて候が、「あな無慙、田内左衛門教能がこれをば夢にも知らずして、明日は軍して討たれんずる事の無慙さよ。」と、夜もすがら歎き給ふがいたはしさに、告げ知らせ參らせんが爲に、これまでまかり向つて候ぞ。今は軍して討たれ給はんとも、また兜をぬぎ弓の弦をはづし、降人に參つて、父を今一度見たまはんとも、ともかうも御邊の御はからひぞ。」といひければ、田内左衛門、かつ聞く事に少しも違はずとて、兜をぬぎ弓の弦をはづして降人にまゐる。大將かやうになる上は、三千餘騎の兵どもも、皆かくの如し。義盛が僅十六騎に具せられて、おめくと降人にこそなりにけれ。

義盛、田内左衛門を相具して、判官の御前に畏まつて、この由かうと申しければ、「義盛が謀、今に始めぬ事なれども、神妙にも仕つたるものかな。」とて、やがて田内左衛門をば物具召されて伊豫の三郎に預けらる。「さてあの兵どもはいかに。」とのたまへば、「遠國の者どもは、誰を誰とか思ひ參らせ候べき。たゞ世の亂を鎮めて國をしろしめされんを、主に參らせん。」と申しければ、判官この儀最も然るべしとて、三千餘騎の兵どもを、みなわが勢にぞ具せられける。

さる程に渡邊、福島兩所に残り止まりたりける二百餘艘の船ども、梶原を先として、同

○辰の一點 朝八時  
○六日の菖蒲 用ゐ  
るべき五月五日を過  
ぎた六日の菖蒲。  
○會にあはぬ花 佛  
生會濟んだ後の花。  
○いさかひ果てての  
云々 喧嘩過ぎての  
棒ちぎり(ちぎり木)  
○住吉 攝津の住吉  
神社。  
○丑の刻 午前二時  
○二神荒御前 二神  
の荒御魂。荒御魂は  
和御魂に對して活動  
方面の御魂である。  
○跡を垂る 留まる

○三河の守 範賴。  
○不思議 平家は引  
島(退く)に源氏は追  
津(追ふ)に著いた事

じく二十二日の辰の一點に八島の磯にぞ著きにける。四國をば九郎判官攻め落されぬ。今は何の用にかあふべき。六日の菖蒲、會にあはぬ花、いさかひ果てての契りかなとぞ笑はれける。判官八島へ渡り給ひて後、住吉の神主津守の長盛都へ上り、院參して、「去んぬる十六日の丑の刻ばかり、當社第三の神殿より鎗矢の聲出でて、西を指してまかり候ひぬ。」と奏聞せられたりければ、法皇大きに御感あつて、御以下、種々の神寶を、長盛して住吉大明神へ參らせらる。昔神功皇后新羅を攻めさせ給ひし時、伊勢大神宮より二神荒御前をさし添へさせ給ひけり。二神御船の艦舳に立つて、新羅をやすう攻め隨へさせたまひけり。異國の軍を鎮めさせ給ひて、歸朝の後、一神は攝津の國住吉の郡に止まらせおはします。住吉大明神これなり。今一神は信濃の國諏訪の郡に跡を垂る。諏訪の大明神の御事なり。昔の征伐の事を思召し忘れさせ給はで、今も朝の怨敵を滅ほし給ふべきにやと、君も臣もたのもしうぞ思召されける。

### 壇の浦合戦の事

さるほどに判官八島の軍に打勝つて、周防の地へ押渡り、兄の三河の守と一つになる。平家は長門の國引島に著くと聞えしかば、源氏も同じ國の内追津に著くこそ不思議なれ。こゝに紀伊の國の住人熊野の別當湛増は平家重恩の身なりしが、忽ちに心變りして、平家



○新熊野 紀伊國西牟婁郡の新熊野權現  
 ○託宣 神が人にのり移つて意を述べる  
 ○相催し 相集めて  
 ○若王子の御正體 新熊野權現の御姿。  
 ○横上 旗の上部の板を横へた所。  
 ○いじま 一層。  
 ○唐船 支那式の船  
 ○卯の刻 朝の六時  
 ○矢あはせ 開戦。  
 ○たび候へかし やらせて下さい。  
 ○義經が無くは云々 私があるならさうしようがある以上先陣は當然私がする  
 ○まさなう候 宜しく御さいません。  
 ○殿 義經。  
 ○鎌倉殿 兄の頼朝  
 ○軍奉行 軍指揮官

へや參らん、源氏へや參らんと思ひけるが、まづ田邊の新熊野に七日參籠し、御神樂を奏して權現へ祈請申しければ、たゞ白旗につけとの御託宣ありしかども、なほ疑ひをなし參らせて、白き鶏七つ赤き鶏七つ、これを以て權現の御前にて勝負をさせけるに、赤き鶏一つも勝たず、みな負けてぞ逃げにける。さてこそ源氏へ參らんとは思ひ定めけれ。さる程に一門の者ども相催し、都合その勢二千餘人、二百餘艘の兵船に取り乗り、若王子の御正體を船に載せ參らせ、旗の横上には金剛童子を書き奉りて、壇の浦へ寄するを見て、源氏も平家も共に拜し奉る。されどもこの船源氏の方へつきければ、平家興さめてぞ見えられける。また伊豫の國の住人河野の四郎通信も、百五十艘の大船に乗りつれて漕ぎ來り、これも同じう源氏の方へつきければ、平家いと興さめてぞ思はれける。

源氏の勢は重なれば、平家の勢は落ちぞゆく。源氏の船は三千餘艘、平家の船は千餘艘唐船少々相交れり。元暦二年三月二十四日の卯の刻に豊前の國田の浦、門司が關、長門の國壇の浦、赤間が關にて、源平の矢あはせとぞ定めける。その日、判官と梶原と既に同士軍せんとす。梶原進み出でて、「今日の先陣をば景時にたび候へかし。」判官、「義經がなくばこそ。」とのたまへば、梶原、「まさなう候。殿は大將軍にてましく候ものを。」と申しければ、判官、「それ思ひも寄らず。鎌倉殿こそ大將軍よ。義經は軍奉行を承つたる身なれば、たゞわ殿ばらと同じ事よ。」とぞのたまひける。

○わ殿はら 君ら。  
 ○天性 うまれつき  
 ○この殿 義經。  
 ○をこの者 分を知らぬ無禮者。  
 ○鎌倉殿より外云々 私は頼朝公以外に別に主をもち奉らぬものを。嗚呼の者はどういふわけだ  
 ○氣色 顔色。  
 ○はづいて 外して  
 ○三浦の介 義澄。  
 ○土肥の次郎 實平  
 ○同士軍 仲間同士の戦。  
 ○かへり聞召されん 云々 傳聞なされんとする點も。  
 ○陣の間 陣と陣との間。

○薙いでまはり 薙ぎ仆して廻つて。

梶原先陣を所望しかねて、「天性この殿は侍の主にはなり難し。」とぞつぶやきける。判官「わ殿は日本一のをこの者かな。」とて、太刀の柄に手をかけ給へば、梶原、「こはいかに、鎌倉殿より外、別に主をば持ち奉らぬものを。」とて、これも同じう太刀の柄に手をぞかけける。父が氣色を見て、嫡子の源太景季、次男平次景高、同じき三郎景家、親子主從十四五人、打物の鞘をはづいて、父と一所に寄りあうたり。判官の氣色を見奉りて、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井の太郎、武藏坊辨慶などいふ一人當千の兵ども、梶原を中に取りこめて、われ討ち取らんとぞ進みける。されども判官には三浦の介取りつき奉り、梶原には土肥の次郎つかみついて、兩人手をすつて申しけるは、「これ程の御大事を前に抱へながら、同士軍し給ひなば、平家に勢つき候ひなんす。かつうは鎌倉殿のかへり聞召されんする所も穩便ならず。」と申しければ、判官靜まり給ひぬ。梶原進むに及ばず。それよりして梶原、判官を惡み初め奉りて、讒言して遂に失ひ奉つたりとぞ、後には聞えし。

さる程に源平兩方陣をあはす。陣の間、海の面僅に三十餘町をぞ隔てたる。門司、赤間壇の浦はたがりて落つる潮なれば、平家の船は心ならず潮に向つておし落さる。源氏の船はおのづから、潮に追うてぞ出で來る。沖は潮の早ければ、汀について、梶原敵の船の行きちがふを、熊手にかけて引寄せ、乗り移り、親子主從十四五人、打物の鞘をはづい



て、艦舳にさんぐくに薙いでまはり、分捕數多して、その日の高名の一の筆にぞつきにけ  
れ。

遠矢の事

- 高名の一の筆云々 功名の第一番に記入された。
- 梵天 大梵天王。
- 堅牢地神 大地神
- 屋形 船上の屋の形を構へたもの。
- 馬の上にて云々 馬上では高言はしますが。
- 魚の木に云々 魚が木に上つたやうで白かんなるが白くあるなるが。
- 向齒 一本「宮門齒」前齒。
- しるかんなるぞ 著しくあるなるぞ。
- きつこ ちよつこ
- しや 一本「しやつ」そやつ。義經の事。

さる程に源平兩方陣をあはせて、関をつくる。上は梵天までも聞え、下は堅牢地神も驚き給ふらんとぞ覺えたる。関の聲も靜まりしかば、新中納言知盛の卿、船の屋形に進み出で、大音聲をあけて、「天竺、震旦にも、日本わが朝にも、雙びなき名將勇士といへども、運命盡きぬれば力及ばず。されども名こそ惜しけれ。東國の者どもに弱氣見すな。何の爲にか命をば惜しむべき。軍ようせよ者共、唯これのみぞ思ふ事よ。」とのたまへば、飛驒の三郎左衛門景經御前に候ひけるが、「これ承れ侍共。」とぞ下知しける。上總の悪七兵衛進み出でて、「それ坂東武者は馬の上にてこそ口はきき候へども、船軍をばいつ調練し候べき。たとへば魚の木に上つたるでこそ候はんすらめ。一々に取つて海に漬けなんものを。」とぞ申しける。越中の次郎兵衛進み出でて、「同じうは大将の源九郎と組みあひ給へ。九郎はせいの小さき男の、色の白かんなるが、向齒の少しさし出でて、殊にしるかんなるぞ。但し鎧直垂を常に著かふなれば、きつと見分けがたかりなん。」とぞ申しける。悪七兵衛かさねて、「なんでふその小冠者め、たとひ心こそ猛くとも、何程の事かあるべき。しや片脇に、

扱んで海に入れなんものを。」とぞ申しける。

- 大臣殿 宗盛。
- さしも あれほごにも。
- 見えたる事 さしたる罪状も現はれないのに。
- 木蘭地 黄赤地に少し黒味を帯びた。
- 洗革 薄紅に染めた革で織した織。
- 臆したんな 臆したるな。
- 新中納言 知盛。

- われ程こそなければ 自分ほごではないが。
- 普通様の精兵 世間なみの精銳の兵。
- すぐつて 運び抜いて。

新中納言知盛の卿はかやうに下知し給ひて後、小船に乗り大臣殿の御前におはして申されけるは、「御方の兵ども今日はよく見え候。但し阿波の民部重能ばかりこそ心がはりしたると覺え候へ。頭を刎ね候はばや。」と申されければ、大臣殿、「さしも奉公の者であるに、見えたる事もなくして、いかでか頭をば刎ねらるべき。重能召せ。」とて召されけり。重能その日の装束には、木蘭地の直垂に洗革の鎧著て、御前に畏まつて候ひける。大臣殿、「いかに重能は心がはりしたるか、今日はあしう見ゆるぞ。四國の者どもに軍ようせよと下知せよ、臆したんな。」と宣へば、「なんでふ臆し候べき。」とて、御前をまかり立つ。新中納言は太刀の柄砕けよと握るまゝに、あつばれ重能めが首打落さばやと、大臣殿の御方を頻りに見参らさせ給へども、御許されなければ力及び給はず。

さる程に平家は千餘艘を三手につくる。まづ山鹿の兵藤次秀遠、五百餘艘で先陣に漕ぎ向ふ。松浦黨二百餘艘で二陣につく。平家の君達たち、二百餘艘で三陣に續き給へり。中にも山鹿の兵藤次秀遠は九國一の弾弓精兵なりければ、われ程こそなければ、普通様の精兵五百人すぐつて、船々の艦舳に立て、肩を一面に並べて、五百の矢を一度に放つ。源氏の方にも三千餘艘の船なりければ、勢の數さこそは多かりけめども、あそここ、より射ける程に、いづくに精兵ありとも見えざりけり。中にも大將軍源九郎義經は、まづ先に



○こらへずして防  
ぎ止め得ずして。  
○射しらまざる射  
挫かれた。

○鎧の鼻云々 踏ん  
はつて鎧の前鼻を空  
に向け。

○白篋 塗らぬ矢柄  
○鶴の本白云々 鶴  
の本の白い羽と鴻の  
羽を交へて矧いた  
矢。

○沓巻 口巻で篋口  
を糸で巻いた部分。

○一束 指四本の長  
○仁人。

○弓手の肘 左手の  
二の腕。

○やすからぬ 小類  
な。

○賜はらん 頂戴し  
よう。

進んで戦ひけるが、柄も鎧もこらへずして、さんぐに射しらまざる。平家、御方勝ちぬとて頻りに攻鼓を打つて、をめき叫んで攻め戦ふ。

源氏の方には和田の小太郎義盛、船には乗らず、馬に打乗り、鎧の鼻踏み返し、平家の勢の中をさしつめ引きつめ、さんぐに射る。もとより精兵の手き、にてありければ、三町が内の者をば、はづさず強う射けり。中にも殊に遠う射たると思しき矢を、その矢賜はらんとぞ招きける。新中納言知盛の卿、この矢を抜かせて見給へば、白篋に鶴の本白、鴻の羽わりあはせてはいだる矢の十三束三伏ありけるに、沓巻より一束許りおいて、和田の小太郎の義盛と、漆にてぞ書きつけたる。平家の方にも精兵多しといへども、さすが遠矢射る仁やなかりけん。や、あつて伊豫の國の住人仁井の紀四郎親清、この矢を賜はつて射返す。これも三町餘をつと射渡いて、和田が後一段許りに控へたる、三浦の石左近の太郎が弓手の肘に、した、かにこそ立つたりけれ。三浦の人ども寄りあひて、「あなにくや、和田の小太郎が、われ程の精兵なしと心得て、恥かきぬるをかしさよ。」と笑ひければ、義盛やすからぬ事なりとて、今度は小船に乗つて漕ぎ出し、平家の勢の中を、さしつめ引きつめ、さんぐに射ければ、者ども多く手負ひ射殺さる。

や、あつて沖の方より、判官の乗り給ひたる船に、白篋の大矢を一つ射立て、これも和田がやうに、その矢賜はらんと招きけり。判官この矢を抜かせて見給へば、白篋に山鳥の

○御邊 君。

○爪よつて 手の爪  
先でよつて矢の曲直  
強弱を試みて。

○箕 矢竹、竹柄。

○矢束 矢の長さ。

○具足 武器。こ、  
では矢。

○黒母呂 黒羽鳥  
の兩翼の下に連つた  
羽の黒いので矧い  
だ大きな矢。

○わが大手に云々  
自分の普通以上の大  
きい手で握つて十五  
握り三本幅との  
長さがあつた矢を。

○九尺ばかり 竝の  
弓は七尺五寸である

○棹付 旗竿に結び  
つける旗の緒が舳に  
觸れる程に傷く舞ひ  
下つた。

尾を以てはいだる矢の、十四束三伏ありけるに、沓巻より一束ばかりおいて、伊豫の國の住人仁井の紀四郎親清と、漆にてぞ書きつけたる。判官後藤兵衛實基を召して、「御方にこの矢射つべき仁は誰かある。」とのたまへば、「甲斐の源氏に淺利の與一殿こそ、精兵の手ききにて候へ。」と申しければ、判官、「さらば與一よべ。」とて召されけり。淺利の與一出で來たり。判官、「いかに與一、この矢只今沖より射て候が、その矢賜はらんと招き候。御邊射られ候ひなんや。」と宣へば、「賜はつて見候はん。」とて、取つて爪よつて、「これは箕が弱く候。矢束も少し短う候へば、同じうは義成が具足にて仕り候はん。」とて、塗篋に黒母呂はいだる大の矢の、わが大手におし握つて十五束三伏ありけるを、塗籠籐の弓の九尺ばかりありけるに取つてつがひ、よつびいてひようと放つ。これも四町餘をつと射渡いて、大船の艦に立つたる仁井の紀四郎親清がまつた中を、ひようと射て、船底へまつさかさまに射落す。もとよりこの淺利の與一は精兵の手き、にて、二町が中を走る鹿をば、はづさず強う射けるとぞ聞えし。

その後は源平の兵共、互に面もふらず、命も惜しまず攻め戦ふ。されども平家の御方には十善帝王、三種の神器を帶してわたらせ給へば、源氏いかゝあらんずらんと、危う思ふ所に、しばく白雲かとおほしくて、虚空に漂ひけるが、雲にてはなかりけり。主もなき白旗一旋舞ひ下りて、源氏の船の舳に、棹付の緒のさはる程にぞ見えたりける。



先帝御入水の事

○小博士 陰陽道の  
小博士安倍晴信。  
○はみかへり 食み  
返へりますならば。  
○世の中は今はずな  
世の中は今はずな  
つてもうこれまでだ  
と思はれた。

○雑人はら 下部達  
○心憎さに 唐船に  
大將がゐると思つて  
奥床しさに。  
○返り忠 味方を背  
いて敵に忠を致す。

判官これは八幡大菩薩の現じ給へるにこそと悦びて、兜をぬぎ、手水嗽して、これを拜し奉り給ふ。兵どもも皆かくの如し。また沖より鯨といふ魚一二千這うて、平家の船の方へぞ向ひける。大臣殿小博士晴信を召して、「鯨は常に多けれども、未だかやうの事なし。きつと勘へ申せ。」とのたまへば、「この鯨はみかへり候はば、源氏亡び候ひなんす。はみ通り候はば、御方の御軍危う覚え候。」と申しもはてぬに、平家の船の下をすぐ這うてぞ通る。世の中は今はずなとぞ見えし。

阿波の民部重能はこの三箇年が間、平家について忠を致したりしか共、子息田内左衛門教能を生捕にせられて、今はかなはじとや思ひけん、忽ちに心變りして源氏と一つになりけり。新中納言知盛の卿、あつばれ重能めを斬つて捨つべかりつるものと、後悔せられけれどもかひぞなき。平家の方の謀にはよき武者をば兵船に乗せ、雑人ばらば唐船に乗せて、源氏心憎さに唐船を攻めば、中に取りこめて討たんと、支度せられたりしかども、重能が返り忠の上は、唐船には目もかけず、大將軍のやつし乗り給へる兵船をぞ攻めたりける。その後は四國、鎮西の兵共、皆平家を背いて源氏につく。今まで従ひつきたりしかども、君に向つて弓を引き、主に對して太刀を抜く。かしこの岸に著かんとすれば、

波高うしてかなひ難し。この汀に寄せんとすれば、敵矢先を揃へて待ちかけたり。源平の國争ひ、今日を限りとぞ見えたりける。

○船を直すに云々  
船を立て直す能はず  
○御所の御船 主上の御座船。  
○かうも これまで  
○あづま男 東國の男。  
○たゞ今の こんな場合の。  
○二位殿 二位の尼清盛妻。幼帝の祖母。  
○鈍色 淺黒色(喪服の色)の二枚重の衣服(表著の下に著)  
○練袴 ねり絹の袴  
○そは 袴のはし。  
○神燈 勾玉。  
○主上 安徳天皇。  
○ねびさせ給ひて ませせていらつしやる  
○尼前 二位尼の事

さる程に源氏の兵ども平家の船に乗り移りければ、水主楫取ども或は射殺され、或は切り殺されて、船を直すに及ばず、船底にみな倒れ伏しにけり。新中納言知盛の卿小船に乗つて、いそぎ御所の御船へ参らせたまひて、「世の中は今はずと覚え候。見苦しき物どもをばみな海へ入れて、船の掃除めされ候へ。」とて、掃いたり、拭いたり、塵拾ひ、艦舳に走りまはつて、手づから掃除し給ひけり。女房たち、「や、中納言殿、軍の様はいかにやいかに。」と問ひ給へば、「たゞ今珍しきあづま男をこそ御覽せられ候はんすらめ。」とて、からからと笑はれければ、「なんでふたゞ今の戯れぞや。」とて、聲々にをめき叫び給ひけり。

二位殿は日頃より思ひ設け給へる事なれば、鈍色の二衣うちかつき、練袴のそば高く取り。神璽を脇に挟み、寶劍を腰にさし、主上を抱き参らせて、「われは女なりとも、敵の手には懸るまじ。主上の御供に参るなり。御志思ひ給はん人々は急ぎ續きたまへや。」とて、しづくと舳へぞ歩み出でられける。

主上今年は八歳にぞならせおはします。御年の程より遙かにねびさせ給ひて、御容いくしう、あたりも照り輝く許りなり。御髪黒うゆらくと、御背中過ぎさせ給ひけり。主上あきれたる御ありさまにて、「そもく尼前、われをば何地へ具して行かんとはするぞ。」



○十善戒行 前世に十善の戒行を完うした功德で此の世に天皇と生れられたが。  
 ○萬乘の主 帝王。  
 ○來迎 聖衆の來迎  
 ○粟散邊土 粟の様に散つた邊鄙な島國  
 ○山鳩色 青色の袍  
 ○びんづら みづら髪。  
 ○分斷 分段。差別ある娑婆世界。  
 ○大梵高臺の閣 色界の主梵天の住む高閣の上、切利天の主帝釋の住む喜見城の内。禁中を云ふ。  
 ○槐門棘路 大臣の異稱。  
 ○九族 一家一門。

と仰せければ、二位殿幼き君に向ひ參らせ、涙をはらくと流いて、「君は未だしろしめされ候はずや。先世の十善戒行の御力によつて、今萬乘の主とは生れさせ給へども、惡縁に引かれて、御運既に盡きさせ給ひ候ひぬ。まづ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮に御暇申させおはしまし、その後西に向はせ給ひて、西方淨土の來迎に預らんと誓はせおはしまして御念佛候べし。この國は粟散邊土と申して、ものうき境にて候。あの波の下にこそ、極樂淨土とてめでたき都の候。それへ具し參らせ候ぞ。」とさままゝに慰め參らせしかば、山鳩色の御衣にびんづら結はせ給ひて、御涙に濡れ、小さう美しき御手を合はせ、まづ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮、正八幡宮に御暇申させおはしまし、その後西に向はせ給ひて御念佛ありしかば、二位殿やがて抱き參らせて、「波の底にも都の候ぞ。」と慰め參らせて、千尋の底にぞ沈み給ふ。

悲しきかなや無常の春の風、忽ちに花の御姿を散らし、いたまじきかな分斷の荒き浪、玉體を沈め奉る。殿をば長生と名づけて、長き住家と定め、門をば不老と號して、老いせぬ關とは書きたれども、未だ十歳の中にして底の水屑とならせおはします。十善帝位の御果報、申すもなかくおろかなり。雲上の龍下つて海底の魚となり給ふ。大梵高臺の閣の上、釋提喜見の宮の中、古は槐門棘路の間に九族を靡し、今は船の内、波の下にて御身を一時に亡ほし給ふこそ悲しけれ。

### 能登殿最後の事

○女院 安德帝の御母。建禮門院。  
 ○燒石 溫石。冬、體を温める爲に燒いて布に包んで懷中する石。こゝは浮び上らぬやうに懷中された。  
 ○大納言の佐の局 重衡の北の方。  
 ○内侍所 神鏡。  
 ○目くれ鼻血たる 眼がくらみ鼻血が出た。  
 ○凡夫 凡人。

○大臣殿父子 宗盛と清宗。  
 ○さもし給はず さうなされず。

女院はこのありさまを見參らせ給ひて、今はかうとや思召されけん、御硯、御燒石、左右の御懷に入れて海に入らせ給ふを、渡邊の源五右馬の允呢、小船をつと漕ぎ寄せて、御髪を熊手にかけて引上げ奉る。大納言の佐の局、「あなあさまし、それは女院にてわたらせ給ふぞ。あやまち仕るな。」と申されたりければ、判官に申して、いそぎ御所の御舟に移し奉る。さて大納言の佐の局は内侍所の御唐櫃を取つて、海に入らんとし給ひけるが、袴の裾を舷に射つけられて蹴まとひ、仆れ給ひけるを、武士ども取り止め奉る。その後御唐櫃の錠をねぢ切つて、御蓋を既に開かんとす。忽ちに目くれ、鼻血たる。平大納言時忠の卿は生捕にせられておはしけるが、「あれはいかに、内侍所にてわたらせ給ふぞ。凡夫は見奉らぬ事ぞ。」とのたまへば、兵ども舌を振つて恐れをのゝく。その後判官、時忠の卿に申し合はせて、元の如くからけ納め奉らる。

さる程に、門脇の平中納言教盛、修理の大夫經盛兄弟、手に手を取組み、鎧の上に鎧を負うて、海にぞ沈み給ひける。小松新三位の中將資盛、同じき少將有盛、從弟の左馬の頭行盛も手に手を取組み、これも鎧の上に鎧を負うて、一所に海にぞ入り給ふ。人々は斯様にし給へども、大臣殿父子はさもし給はず、舷に立ち、四方見廻らしておはしければ、



○右衛門の督 清宗  
○入れはこそ沈め  
入るからこそ沈めど

○大臣殿いさゞ 宗  
盛は清宗の引上げら  
れたのを見て一層沈  
みきれなされなかつ  
たのを。

○乳母子 宗盛の乳  
母の子。

○眞向 兜の眞正面  
○よつびいて 能く  
引きしほつて。

○内兜 兜の内側。  
○草摺 鎧の腰に垂  
れてゐる短い裾。

平家の侍ども、あまりの心憂さに、側をつと走り通るやうにて、まづ大臣殿を海へがばと突き入れ奉る。これを見て右衛門の督、やがて續いて飛び入り給ひぬ。人々は鎧の上に重き物を負うたり、抱いたりして入ればこそ沈め、この人親子はさもし給はず。なまじひに水練の上手にておはしければ、大臣殿は、右衛門の督沈まばわれも沈まん、助からばわれも共に助からんと思ひ、互に目を見かはして、かなたこなたへ泳ぎありき給ひけるを、伊勢の三郎義盛、小船をつと漕ぎ寄せて、まづ右衛門の督を熊手にかけて引上げ奉る。大臣殿いと沈みもやり給はざりしを、一所に取上げ奉つてけり。

乳母子の飛驒の三郎左衛門景經、この由を見奉つて、「わが君取り奉るは何者ぞ。」とて小船に乗り、義盛が船におし並べて乗り移り、太刀を抜いて打つてかゝる。義盛あぶなう見えける所に、義盛が童、主を討たせじと中に隔たり、三郎左衛門に打つてかゝる。三郎左衛門が打つ太刀に、義盛が童、兜の眞向うちわられて、二の太刀に頸打落さる。義盛はなほあぶなう見えけるを、鄰の船より堀の彌太郎親經、よつびいてひようと放つ。三郎左衛門内兜を射させてひるむ所に、堀の彌太郎、義盛が船に乗り移り、三郎左衛門に組んで伏す。堀が郎等やがて續いて乗り移り、三郎左衛門が腰の刀を抜き、鎧の草摺引上げて、柄も拳も通れくと、三刀刺いて首を取る。大臣殿は乳母子が目の前にてかやうになるを見給ひて、いかばかりの事をか思はれけん。

○いたう罪なつくり  
給ひそ そんなに罪  
作りなさるな。

○さりこてはよき敵  
かは それかこ云う  
て貴殿の討ち取る敵  
が好い敵だらうか。

○さては それでは  
○囃船 舟の後へミ  
舟の先。舟の前後に。

○判官 義經。  
○面 前面。  
○さかう違へて か  
れこれ手違へして。

○弓手 左手。  
○今はかう 今は是  
まで。

○胴 鎧の胸。  
○大童 亂髪。  
○屋形 船上に屋の  
形を構へたもの。  
○兵衛の佐 朝。

およそ能登殿の矢先にまはる者こそなかりけれ。教經は今日を最後とや思はれけん、赤地の錦の直垂に唐綾織の鎧著て、鉞形打つたる兜の緒をしめ、いかものづくりの太刀を佩き、二十四さいたる切斑の矢負ひ、滋藤の弓持つて、さしつめ引きつめ、さんぐくに射給へば、者ども多く手負ひ、射殺さる。矢種皆つきければ、黒漆の大太刀、白柄の大長刀左右に持つて、さんぐくに難いで廻り給ふ。

新中納言知盛の卿、能登殿のもとへ使者を立てて、「いたう罪なつくり給ひそ。さりとてはよき敵かは。」とのたまへば、能登殿、「さては大将に組め、ござんなれ。」とて、打物くきみじかに取り、艦船にさんぐくに難いで廻り給ふ。されども判官を見知り給はねば、物具のよき武者をば、判官かと目をかけて飛んでかゝる。判官も内々面に立つやうにはし給へども、とかう違へて能登殿には組まれず。されどもいかゞはし給ひたりけん、判官の船に乗りあたり、あはやと目をかけて飛んでかゝる。判官かなはじとや思はれけん、長刀をば弓手の脇にかい挟み、御方の船の二丈許り退きたりにけるに、ゆらりと飛び乗り給ひぬ。能登殿早業や劣られたりけん、續いても飛び給はず。能登殿今はかうとや思はれけん、太刀長刀をも海へ投げ入れ、兜も脱いで捨てられけり。鎧の袖、草摺をまかなぐり捨て、胴ばかり著て大童になり、大手を廣げて船の屋形に立出でて、大音聲をあけて、「源氏の方にわれと思はん者あらば、寄つて教經組んで生捕にせよ。鎌倉へ下り、兵衛の佐にも一言



- 大領 今の郡長。
- なごか従へざるべき じょうして従へられぬだらうか。
- 一面に 正面から一度に。
- 裾をあはせて 進み近づいて立ち竝んで。
- いざうれ さあ来い。
- 死出の山 死後の旅。
- 見るべき程の云々 見るべきだけの事は見てしまった。一門の最後を見届けた。
- 日頃の契約云々 日頃の約束を違へまいか。さあ約束を實行しようの意。
- さる事候 さうでした。
- 二領 二重ね。
- 當座にありける その場につた。

いはんと思ふなり。寄れや寄れ。」とのたまへども、寄る者一人もなかりけり。こゝに土佐の國の住人、安藝の郷を知行しける安藝の大領實康が子に、安藝の太郎實光とて、およそ二三十人が力あらはしたる大力の剛の者、われにちつとも劣らぬ郎等一人具したりけり。弟の次郎も普通にはすぐれたる兵なり。彼等三人寄りあひて、たとひ能登殿心こそ剛におはすとも、何程の事かあるべき。長十丈の鬼なりとも、われら三人が搦みつきたらんに、なごか従へざるべきとて、小船に乗り、能登殿の船に押並べて乗り移り、太刀の鋒を整へて、一面に打つてかゝる。能登殿これを見給ひて、まづまづ先に進んだる安藝の太郎が郎等に裾をあはせて、海へどうと蹴入れ給ふ。續いてかゝる安藝の太郎をば弓手の脇にかい挟み、弟の次郎をば馬手の脇に取つて挟み、一しめしめて、「いざうれおのれら、死出の山の供せよ。」とて、生年二十六にて、海へつ、とぞ入り給ふ。

内侍所の都入の事

新中納言知盛の卿は、見るべき程の事をば見つ、今は只自害をせんとして、乳母子の伊賀の平内左衛門家長を召して、「日頃の契約をば違へまじきか。」と宣へば、「さる事候。」とて、中納言殿にも鎧二領著せ奉り、わが身も二領著て、手に手を取り組み、一所に海にぞ入り給ふ。これを見て當座にありける二十餘人の侍共、續いて海にぞ沈みける。されどもその

- 越中 盛徳。
- 上總 忠光。
- 悪七兵衛 景清。
- 飛騨 景高。
- 立田川 大和國にあつて紅葉の名所。
- 時實 時忠の子。
- 八歳の若君 義宗。
- 女院 建禮門院。
- 北の政所 六條基實の奥方。
- 藤の御方 清盛の女で花山院殿の上臈女房。
- 大納言の佐 重衡の妻。
- 帥の佐 時忠の妻。
- 一人 安徳帝をさす。
- 國母 建禮門院。
- 王昭君 漢の元帝に仕へた官女で胡國に嫁がせられた人。
- 四月三日 元暦二年即ち文治元年。

中に越中の次郎兵衛、上總の五郎兵衛、悪七兵衛、飛騨の四郎兵衛などは、何としてかは遁れたりけん、そこをも遂に落ちにけり。海上には赤旗、赤印共切り捨て、かなぐり捨てたりければ、立田川の紅葉を、嵐の吹き散らしたるに異ならず。汀に寄する白浪は薄紅にぞなりにける。主もなき空しき船どもは、潮に引かれ風に從ひて、いづちを指すともなく、ゆられ行くこそ悲しけれ。

生捕には前の内大臣宗盛公、平大納言時忠、右衛門の督清宗、内藏の頭信基、讃岐の中將時實、大臣殿の八歳の若君、兵部の少輔雅明、僧には二位の僧都專親、法勝寺の執行能圓、中納言の律師仲快、經誦坊の阿闍梨融圓、侍には源大夫の判官季貞、攝津の判官盛澄、藤内左衛門の尉信康、橘内左衛門の尉季康、阿波の民部重能父子、以上三十八人なり。菊池の次郎高直、原田の大夫種直は軍以前より兜をぬぎ、弓の弦をはづいて降人に參る。女房たちには女院、北の政所、藤の御方、大納言の佐殿、帥の佐殿、治部卿の局以下、以上四十三人とぞ聞えし。元暦二年の春の暮、いかなる年月にて、一人海底に沈み、百官波上に浮ぶらん。國母、官女は東夷西戒の手に從ひ、臣下、卿相は數萬の軍旅に捕はれて、舊里へ歸り給ひしに、或は朱買臣が錦を著ることを歎き、或は王昭君が胡國に赴きし恨みも、これには過ぎじとぞ見えし。

四月三日の日、九郎大夫の判官義經、源八廣綱を以て院の御所へ奏聞せられけるは、去



○内侍所 神鏡。  
 ○しるし 神樂。  
 ○事故なう 無事に  
 ○法皇 後白河法皇  
 ○當座に その場で  
 ○名を得たる 有名なる。  
 ○一年 先年。四國に下つた時のこと。  
 ○斯かる可し かくあるべし。  
 ○思ひ残せる事云々 何から何まで思ひ出でて思ひ残した事は一つもあらせられなかつたので。  
 ○雲居 大空に禁中を云ひ懸けてゐる。  
 ○雲の上 禁中を云ひ懸けてゐる。すむは月の澄むと自分の住む(生きてゐる)ことを云ひ懸けてゐる。

んぬる三月二十四日の卯の刻に、豊前の國田の浦、門司が關、長門の國壇の浦、赤間が關にて平家を悉く攻め亡ほし、内侍所、しるしの御箱、事故なう都へ返し入れ奉るべき由、奏聞せられたりければ、法皇大きに御感あつて、廣綱を御坪の内に召して、合戦の次第を委しう御尋ねあつて、御感の餘りに廣綱を、當座に左兵衛にぞなされける。同じき五日の日、北面に候藤判官信盛を召して、「内侍所、しるしの御箱、一定返り入らせ給ふか、見て參れ。」とて、西國へ遣はさる。信盛聽て院の御馬賜はつて、宿所へも歸らず、鞭をあけ、西を指してぞ馳せ下る。

さる程に九郎大夫の判官義經、平氏男女の生捕ども相具して上られけるが、同じき十四日播磨の國明石の浦にぞ著かれける。名を得たる浦なれば、更けゆくまゝに月澄み上り、秋の空にも劣らず。女房たちはさしつどひて、一年これを通りしには、斯かるべしとは思はざりしものをとて、忍び音に泣きぞあはれける。帥の佐殿、つくづく月を詠め給ひて、いと思ひ残せる事もおはせざりければ、涙に床も浮く許りにて、かうぞ思ひつゝけらる。ながむればぬる、袂に宿りけり月よ雲居のものがたりせよ

治部卿の局、

雲の上に見しにかはらぬ月かけのすむにつけても物ぞ悲しき大納言の佐の局、

○たびねせめ 旅寝しようが。  
 ○實家 藤原公能の子で實定の弟。  
 ○奉通 成通の子。  
 ○兼忠 源賴雅の子。  
 ○公時 藤原實國の子。  
 ○範能 藤原脩能の子。  
 ○賴兼 源賴政の子。  
 ○判官代 院廳の役。  
 ○義兼 義基の子。  
 ○二の宮 高倉院第二皇子守貞親王。  
 ○母儀 守貞親王の御母七條院孺子。藤原信隆の女。  
 ○小八葉 左右の側面の立板に綱代で八曜を作つた車で其の小さいのを云ふ。大八葉に對する詞。

わが身こそあかしの浦にたびねせめおなじ波にもやどる月かな  
 判官は猛き武夫なれども、さこそ各の昔戀しう、もの悲しうもやおはすらんと、身にしみてあはれにぞ思はれける。

同じき二十五日、内侍所、璽の御箱、鳥羽に著かせ給ふと聞えしかば、内裏より御迎へに參らせたまふ人々、勘解由の小路の中納言經房の卿、檢非違使の別當左衛門の督實家、高倉の宰相中將泰通、權の右中辨兼忠、榎並の中將公時、但馬の少將範能、武士には伊豆の藏人の大夫賴兼、石川の判官代義兼、左衛門の尉有綱とぞ聞えし。その夜の子の刻に、内侍所、璽の御箱、太政官の廳に入らせおはします。寶劍は失せにけり。神璽は海上に浮びたるを、片岡の太郎經春が取上げ奉つたりけるとかや。

一門大路わたされの事

さる程に二の宮歸り入らせ給ふと聞えしかば、法皇より御迎への御車を參らせらる。御心ならず、外戚の平家に捕はれさせ給ひて、西海の波の上に漂はせ給ふ御事を、御母儀も御乳母持明院の宰相も、なのめならず御歎きありしに、今待ち受け參らせ給ひて、いかばかりらうたく思召されけん。同じき二十六日、平氏の生捕ども鳥羽に著いて、やがてその日都に入つて、大路を渡さる。小八葉の車の前後の簾をあけ、左右の物見を開く。大臣殿



○淨衣 白の狩衣。  
○いと思ひ入れ ひ  
ごく物思ひに沈む。

○時實 時忠の子。  
○現所勞 現在病中  
○開道 大路でない  
裏通り。

○鳥羽 鳥羽院。  
○治承 高倉帝の代  
○養和 安德帝の代

○むげに間近き云々  
ひごく間近き事だ  
から榮華を極めた事  
も人から忘れられず

は淨衣を著給へり。日頃はさしも色白う、清けにおはせしかども、潮風に瘦せ黒みて、その人とも見え給はず。されども四方を見廻らして、いと思ひ入れ給へる氣色もおはせざりけり。御子右衛門の督清宗は白き直垂にて、父の御車の尻にぞ參られける。涙にむせび、うつ伏して、目も見上げ給はず、まことに深う思ひ入れ給へる氣色なり。平大納言時忠の卿の車も同じう遣り續けられたり。讃岐の中將時實も同車に渡さるべかりしかども、現所勞とて渡されず。内藏の頭信基は疵を蒙つたりしかば、開道より入りにけり。

これを見んとて、遠國、近國、山々、寺々、京中の上下、老いたるも、若きも、多く來り集まりて、鳥羽の南の門、作道、四塚まではたと續いて、幾千萬といふ數を知らず。人は顧みる事を得ず、車は輪を廻らす事能はず。去んぬる治承、養和の飢饉、東國、西國の軍に、人種多く亡び失せたりといへども、なほ残り多かりけりとぞ見えし。都を出でて中一年、むげに間近き程なれば、めでたかりしことも忘れず。さしも恐れをの、きし人の、今日のありさま、夢うつ、ともわかかねたり。心なき、あやしの賤の男、賤の女に至るまで、みな涙を流し、袖を濡らさぬはなかりけり。まして馴れ近づきたりし人々の心中、推し量られて哀れなり。年來重恩を蒙つて、父祖の時より伺候せし輩の、さすが身の棄てがたさに、多くは源氏につきたりしかども、昔のよしみ忽ちに忘るべきにもあらねば、さこそは悲しうも思ひけめ。みな袖を顔に押當てて、目を見上げぬ者も多かりけり。

○かりに男に云々  
假りに元服して一人  
前の男になつた者だ  
が。  
○何か苦しう候べき  
何の障りがありま  
せうや。

○大臣殿 宗盛。  
○懐より遣廻 懐中  
に用意してゐた遣廻  
○さしも御身近う云  
云 あれほど御身邊  
近くに召使ひなかつ  
たのだから。

○日頃はいかなる云  
云 常日頃はごんな  
人にもあの人々の  
目にも見られ言の端  
にでも懸けて貰ひた  
いと思つたのに。  
○扈從 隨從。

大臣殿の牛飼は、木曾が院參の時、車遣り損じて切られたりし次郎丸が弟三郎丸にてぞありける。西國にては、かりに男になつたりけるが、鳥羽にて判官に申しけるは、「舍人、牛飼など申す者は、いやしき下薦のはてにて、心あるべきでは候はねども、年ごろ召使はれまるらせ候ひし御志、淺からず候。何か苦しう候べき、御許されを蒙つて、大臣殿の御最後の御車を、今一度仕り候はばや。」と申しければ、判官なさけある人にて、「最も然るべし、とうく。」とて許されけり。三郎丸なのめならず喜び、尋常に装束著、懐より遣繩取り出してつけかへ、涙にくれて、行くさきは見えねども、牛の行くにまかせつ、泣く泣く遣りてぞまかりける。

法皇は六條東の洞院に御車を立てて叡覽あり。供奉の公卿、殿上人の車ども、同じう立て並べられたり。さしも御身近う召使はせたまひしかば、法皇も御心弱う、今更あはれにぞ思召されける。日頃はいかなる人も、あの人々の目にも見え、ことばの末にもか、らばやとこそ思ひしに、今日かやうに見なすべしとは、誰か思ひ寄りしぞやとて、上下袖をぞぬらされける。

一年宗盛公内大臣になつて、悦申しのありし時、公卿には花山院の中納言兼雅の卿を始め奉つて、十二人扈從して遣りつゞけらる。藏人の頭親宗以下の殿上人十六人前驅す。中納言四人、三位中將も三人までおはしき。公卿も殿上人も今日を晴れと時めき給へり。



○引出物 贈り物。  
○しめつけて しばりつけて。

○河原 賀茂の河原  
○大臣殿 宗盛。

○御物 御食事。

○袖かた敷いて 著衣のまゝ寝ること。

○右衛門の督 清宗

○淨衣 白き狩衣。

○恩愛の道 親子の間の恩愛の道。

○何程の事かおはずべき どれほど温かくならうや。

○散らすまじき文 他に散らしてはならぬ文。

○一合 一箱。

○源二位 頼朝。

その時この時忠の卿、御前に召され参らせて、様々にもてなされ、種々の引出物賜はつて出でられ給ひしは、めでたかりし儀式ぞかし。今日は月卿雲客一人も従はず。同じう壇の浦にて生捕にせられたりし二十餘人の侍どもも、みな白き直垂にて、鞍の前輪にしめつけてぞ渡されける。

六條を東へ、河原まで渡いて、それより返つて、判官の宿所六條堀河なる所にすゑ奉つて、嚴しう守護し奉る。大臣殿は御物まるらせけれども、胸せき塞がつて、御箸をだにも立てられず。夜になれども装束をだにもくつろげ給はず、袖かた敷いて臥し給ひたりけるが、御子右衛門の督に御淨衣の袖を打著せ給へるを、守護の侍ども見奉つて、「あはれ高きも賤しきも、恩愛の道程悲しかりける事はなし。御淨衣の袖をうち著せ給ひたればとて、何程の事かおはずべき。せめての御志の深さかな。」とて、みな鎧の袖をぞぬらしける。

### 平大納言の文の沙汰の事

平大納言時忠の卿父子も判官の宿所近うぞおはしける。世の中は斯くなる上は、とてもかくてもとこそ思はるべきに、大納言命惜しうや思はれけん、子息讃岐の中將時實を招いて、「散らすまじき文ども一合、判官に取られてあるぞとよ。之を鎌倉の源二位に見せなば人も多く亡び、わが身も命助かるまじ。いかせん。」と宣へば、中將申されけるは、「九郎

○もてはなれず つかぬ。斥けぬ。  
○見せさせ めあはせて。  
○さりともわれ世に云々 それにしても自分が世に時めいた時は。  
○見せん めあはせよう。

○當腹 現在の妻の腹に生れた。

○さきの腹 先妻腹

○おこなし 長じてる。

○先の上 先妻。

○女房 時忠の女。

○通ひ 往來。

○おたし おたやか

○何事をかし出したる 何事をしでかしたか。

○一向 ひたすら。  
○まゝにてあらはや 義經の心のまゝでありたい。

は猛き武士なれども、女房などの訴へなげくことをば、いかなる大事をもてはなれずとこそ承つて候へ。姫君たちあまたまし／＼候へば、いづれにても御一所見せさせおはしまし、親しうならせ給ひて後、仰せ出さるべうもや候らん。」と申されたりければ、その時大納言涙をはらくと流いて、「さりともわれ世にありし時は、姫どもをば女御、后に立てんとこそ思ひしか。なみ／＼の人に見せんとは、つゆも思はざりしものを。」とて泣かれければ、中將、「今はさやうの事ゆめ／＼思召し寄せ給ふべからず、當腹の姫君の生年十七になり給ふを。」と申されけれども、大納言それをばなほいとほしき事におほして、さきの腹の姫君の生年二十一になり給ふをぞ、判官には見せられける。これは年こそ少しおとなしけれど、みめすがた世にすぐれ、心さま優におはしければ、判官も世にあり難き事と思ひ給ひて、先の上の河越の太郎重房が女もありけれども、それをば別の所に移し奉つて、座敷しつらうてぞ置かれける。

さて女房、かの文の事をたまひ出されたりければ、判官、あまつさへ封をだに解かずして、いそぎ大納言のもとへ遣はさる。なのめならず喜んで、やがて焚いてぞ捨てられける。いかなる文どもにてかありけん、おほつかなくぞ見えし。

平家亡び、いつしか國々静まつて、人の通ひもわづらひなく、都もおだしかりければ、世にはたゞ判官ほどの人ぞなき。鎌倉の源二位、何事をかし出したる。世は一向判官のま



○九郎ばかりしては  
義経だけであつた  
らば。

○持ちあつかふ 鄭  
重にさりあつかふ。

○過分、身に過ぎた

○大臣殿 宗盛。

○具足し 引き連れ

○聞え 評判。

○八歳の童と附けら  
れ参らせて候 八歳  
の童と書き附けられ  
申してゐる子供。

○うき世に候やらめ  
此の世に生きて居  
りませうか。

○遙かに 久しく。

まにてあらばやなんといふ事を、源二位漏れ聞き給ひて、「こはいかに、頼朝がよくはから  
ひて、兵どもをさし上せたればこそ、平家はたやすく亡びたれ。九郎ばかりしては、いか  
でか世をば鎮むべき。人のかくいふに奢つて、いつしか世をわがまゝにすることこそあ  
れ。人こそ多けれ、平大納言の婿におしなつて、大納言持ちあつかふらんも受けられず。  
また世にも憚らず、大納言の婿取りいはれなし。定めてこれへ下りても、過分のふるまひ  
をせんずらん。」とぞのたまひける。

### 副將斬られの事

元暦二年五月六日の日、九郎大夫の判官義経、大臣殿父子具足し奉りて、關東へ下らる  
べきに定まりしかば、大臣殿判官のもとへ使者を立てて、「明日、關東へ下向の由その聞え  
候。それつき候ひては、生捕の中に八歳の童と附けられ参らせて候は、未だうき世に候や  
らん。賜はりて今一度見候はばや。」と宣ひ遣はされたりければ、判官の返事に、「誰とても  
恩愛の道は、思ひ切られぬ事にて候へば、まことにさこそは思召され候らめ。」とて河越の  
小太郎重房がもとに預け置き奉つたりける若君を、いそぎ大臣殿のもとへ具足し奉るべき  
由、宣ひ遣はされたりければ、河越、人に車借つて乗せ奉る。二人の女房どもも共に乗つ  
てぞ出でにける。若君は父を遙かに見まらせ給はねば、世にもなつかしけにてぞおはし  
ける。

○副將 義宗。即ち  
八歳の若君。

○この後如何なる云  
副將の母の詞。

○右衛門の督 清宗

○今を限りの時まで  
臨終の際までも。

○はかなくなりて  
息絶えて。

○さう 疾く。早く。

○來うするに 來ん  
とするに。來る故に。  
○さてしもあるべき  
云々 さうしても居  
られぬから。

ける。

大臣殿、若君を見給ひて、「いかに副將、これへ。」と宣へば、いそぎ父の御膝の上にご参  
られける。大臣殿、若君の髪かきなで、涙をはらくと流いて、「これ聞き給へ。各、この  
子は母もなき者にてあるぞとよ。この子が母はこれを生むとて、産をば平らかにしたりし  
かども、やがてうち臥し悩みしが、遂にはかなくなるぞとよ。」この後、いかなる人の腹に  
公達を設け給ふとも、これをば思召し棄てずして、わらはがかたみに御覽せよ。さし放つ  
て乳母などのもとへも遣はすな。」といひしことの不便さよ。朝敵を平らけん時、あの右衛  
門の督には大將軍をさせせ、これには副將軍をさせせんずればとて、名を副將とつけたり  
しかば、なのめならずうれしけにて、今を限りの時まで、名を呼びなどして愛せしが、  
七日といふに遂にはかなくなりてあるぞとよ。この子を見る度ごには、その事が忘れ難  
く覺ゆるぞや。」とて泣かれければ、守護の武士どもも、みな鎧の袖をぞぬらしける。右衛  
門の督も泣き給へば、乳母も袖をぞしほりける。

や、あつて大臣殿、「いかに副將、はやとう歸れ。」とのたまへども、若君歸り給はず。右  
衛門の督これを見給ひて、あまりにあはれに思はれければ、「副將今宵はとう歸れ。只今客  
人の來うするに。朝は急ぎ參れ。」とのたまへども、父の御淨衣の袖にひしと取りついて、  
いなや歸らじとこそ泣かれけれ。かくて遙かに程經れば、日もやうく暮れかゝりぬ。さ



てしもあるべき事ならねば、乳母の女房抱き取つて、遂に車に乗せ奉る。二人の女房どもも共に乗つてぞ出でにける。

大臣殿、若君の御後を遙かに御覽じ送つて、日頃のこひしきは事の數ならずとぞ悲しみ給ひける。この子は母の遺言の無慙さに、さし放つて乳母などのもとへも遣はさず、朝夕御前にて育て給ふ。三歳にて初冠して義宗とぞ名乗らせける。やうく生ひ立ち給ふ程に、みめすがた世にすぐれ、心さま優におはしければ、大臣殿もいとほしう、うれしき事におほして、されば西海の波の上、船の中までも引具して、片時も離れ給はず。然るを軍破れて後は、今日ぞ互に見給ひける。

重房、判官に申しけるは、「そもく若君をば何と御はからひ候やらん。」と申しければ、「鎌倉まで具足し奉るに及ばず。汝これにて、ともかうも相はからへ。」と宣へば、重房宿所に歸つて、二人の女房どもにいひけるは、「大臣殿は明日關東へ下向候。重房も御供にまかり下り候間、若君をば京都に止め置き、緒方の三郎惟義が手へ渡しまるらせ候べし。ととう召され候へ。」とて、御車を寄せたりければ、若君はまた先のやうに、父の御もとへかと、うれしけにおほしたるこそいとほしけれ。二人の女房も一つ車に乗つてぞ出でにける。六條を東へ、河原まで遣りて行く。乳母の女房、あはれこれはあやしきものかなと、肝魂を消して思ふ所に、や、あつて兵ども五六十騎がほど、河原中へ打つて出でたり。

○日頃のこひしきは云々 今この別れ際の戀しさに較べれば常日頃の戀しきは物の數ではない。  
○無慙さに 不便さ  
○さし放つて 手許から離して。  
○初冠 元服して始めて冠をつける事。  
○心さま 心だて。  
○ともかうも どうでも。

○河原 賀茂の河原  
○あやしきものかな どうも變だ。

○聲をはかりに 聲の出る限りに。  
○太刀を引きそはめ 太刀を引きつけて抜かうと用意し。  
○いく程遁るべき事 幾分か逃げられるものと思ふやうに。  
○何か苦しう云々 何が障りになりませうや。  
○孝養 目上の人の死後の菩提を弔ふ事  
○さるべし さうあるべし。さうあらう。  
○桂川 大井川(京都附近を流る)の下流。  
○介錯 世話する事  
○乳母が思ひきる云云 乳母が死を決したのには詮方あるまいが。  
○女房さへ 女房までが。

やがて車を遣り止め、若君下りさせ給へ。」とて、敷皮敷いてする奉る。若君あきれたる御有様にて、「そもくわれをば、いづちへ具して行かんとはするぞ。」とのたまへば、二人の女房共、とかうの御返事にも及ばず、聲をはかりにをめき叫ぶ。重房が郎等太刀を引きそばめ、左の方より若君の御後に立廻り、既に斬り奉らんとしけるを、若君見つけ給ひて、いく程遁るべき事のやうに、いそぎ乳母の懐の中へぞ逃げ入らせ給ひける。二人の女房ども若君を抱き奉りて、たゞわれくを失ひ給へとて、天を仰ぎ地に俯して、泣き悲しめどもかひぞなき。

や、あつて重房涙をおさへて申しけるは、「今はいかにもかなはせ給ふべからず。」とて、いそぎ乳母の懐の中より若君引出し參らせ、腰の刀にておしふせて、遂に首をぞかいてける。首をば判官に見せんとて取つて行く。二人の女房どもかはだしにて追ひつき、「何か苦しう候べき、御首をば賜はつて御孝養しまるらせ候はん。」と申しければ、判官情ある人にて、「最もさるべし。とくく。」とてたびにけり。二人の女房共なのめならず悦び、これを取つて懐に引入れて、泣くく京の方へ歸るとぞ見えし。その後五六日して、桂川に女房二人身を投げたりといふ事ありけり。一人をさなき人の首を懐に入れて沈みたりしは、この若君の乳母の女房にてぞありける。今一人むくろを抱いて沈みたりしは、介錯の女房なり。乳母が思ひきるは、せめていかせん、介錯の女房さへ身を投げけるこそあは



れなれ。

腰越の事

元暦二年五月七日の日、九郎大夫の判官義經、大臣殿父子具足し奉りて、既に都を立ち給ふ。粟田口にもかゝり給へば、大内山は雲居のよそに隔たりぬ。關の清水を見給ひて、大臣殿泣くく詠じ給ひけり。

都をばけふをかぎりの關水にまたあふさかの影やうつさむ

道すがらも心細けにおはしければ、判官なさけある人にて、やう／＼に慰め奉り給ふ。大臣殿、「あはれいかにもして、今度の命を助けてたべ。」とぞのたまひける。判官、「さ候へばとて、御命失ひ奉るまではよも候はじ。たとひさ候とも、義經かくて候へば、今度の勳功の賞に申しかへて、御命ばかりをば助け奉らん。さりながらも遠き國、遙かの島へも移しぞ遣り参らせんすらん。」と申されたりければ、大臣殿、「たとひ蝦夷が千島なりとも、命だにあらば。」とのたまひけるこそ口惜しけれ。

日數ふれば、同じき二十三日、判官鎌倉へ下り著き給ふべき由聞えしかば、梶原平三景時判官に先立つて、鎌倉殿へ申しけるは、「今は日本國殘る所もなう、従ひつき奉りて候。さは候へ共御弟九郎大夫の判官殿こそ、遂に御敵とは見えさせ給ひて候へ。その故は、一

- 大臣殿父子 宗盛
- 具足し奉りて 引
- 大内山 大内裏
- 關 逢坂の關
- またあふさかの云 再び逢ふと逢坂を云ひ懸けた。再びこの關の清水に影を寫して歸れようか
- さ候へばとて それにしました所が
- 参らせんすらん 参らせんとすらん
- 命だに 命さへ
- 鎌倉殿 頼朝
- 遂に御敵 結局の御敵

○一の谷を上上の山より云々 義經の言

○蒲殿 範頼

○見参に云々 範頼の見参に入るべき事があらうかい

○本三位の中將 重衡

○たはずは 賜はずは。賜はらないなら

○すゝき 敏捷な

○せらるまじ さうはされまい

○こはされば云々 これは又何故ぞや

○事故なう 無事に

○不思議 不都合

○追捕使 盜賊犯人などを追捕する役

を以て萬を察すとて、「一の谷を上上の山より落さずば、東西の木戸口破れ難し。されば生捕をも死捕をも、まづ義經にこそ見すべきに、もの用にもあひ給はぬ蒲殿の見参に入るべきやうやある。本三位の中將殿を急ぎこれへたび候へ。たばずば義經参りて賜はらん。」とて、既に事出で來んとし候ひしをも、景時がよく計らひて、土肥に心を合はせて、本三位の中將殿を土肥の次郎實平が許に預け置き奉りて後こそ、世は鎮まつて候へ。」と申しければ、鎌倉殿大きにうちうなづいて、「九郎が今日これへ入るなる、各川意し給へ。」とのたまへば、大名、小名馳せ集まつて、鎌倉殿は程なく數千騎にこそなり給へ。鎌倉殿は軍兵七重八重にする置き、わが身はその中におはしながら、「九郎はす、どき男なれば、この疊の下よりもはひ出でんする者なり。されども頼朝はせらるまじ。」とぞのたまひける。

金洗澤に關するて、大臣殿父子請取り奉りて、それより判官をば腰越へ追ひかへさる。判官、「こはされば何事ぞや。去年の春、木曾義仲を追討せしよりこのかた、今年の春、平家を悉く亡ぼしはてて、内侍所、聖の御箱、事故なう都へ返し入れ奉り、あまつさへ大將軍大臣殿父子生捕にして、これまで下りたらんには、たとひいかなる不思議ありとも、一度はなどか對面なからん。凡そ九國の總追捕使にも補せられ、山陰、山陽、南海道、いづれなりとも預けられ、一方の御固めにもなされんずるかこそおもひたれば、さはなくして、僅に伊豫の國許り知行すべき由のたまひて、鎌倉中へだに入れられずして、腰越へ追



- 天下を知らんに 天下を治めんに。
- 謝する所を知らず 詫びる點はない。
- 廣元 大江廣元。
- 御代官 御名代。
- 虎口の讒言 危険を恐るべき讒言。
- 御勳氣を蒙る間 御叱りを受けたので
- 素意 本心。
- 骨肉 親子兄弟の親しい間柄。
- 同胞 兄弟。
- 宿運 前世からの定つた運。
- 業因 惡業。
- 故頭の殿云々 亡父義朝が他界したので。
- 母 常經御前。
- 京都の經廻難治の間 京都を廻歴するこゝは困難なので。

ひ上せられし事はいかに。凡そ日本國中を鎮むる事は、義仲、義經がしわざにあらずや。たとへば同じ父が子にて、先に生る、を兄とし、後に生る、を弟とするばかりなり。天下を知らんに、誰かは知らざらん。謝する所を知らず。」とつぶやかれけれどもかひぞなき。判官泣くく一通の状を書いて、廣元のもとへ遣はさる。

その状にいはいはく、「源義經、恐れながら申し上げ候意趣は、御代官のその一に選ばれ、敕宣の御使として朝敵を平らけ、會稽の恥辱を雪ぐ。勳賞行はるべき所に、思ひの外に虎口の讒言に依つて、莫大の勳功をもだせられ、義經犯す事なうして科を蒙る。功あつて過なしといへども、御勳氣を蒙る間、空しく紅涙に沈む。讒者の實否を糺されず、鎌倉中へだに入れられざる間、素意を述ぶるに能はず。徒らに數日を送る。この時に當つて長く温顔を拜し奉らず。骨肉同胞の義既に絶え、宿運極めて空しきに似たるか。はたまた先世の業因を感じるか。悲しきかなこの條、故亡父の尊靈再誕し給はずんば、誰の人か愚意の悲歎を申し開かん。いづれの人か哀憐を垂れんや。事新らしき申し條、述懐に似たりといへども、義經身體髮膚を父母に受け、幾何の時節を経ずして、故頭の殿御他界の間、孤となつて母の懐の中に抱かれて、大和の國宇陀の郡に赴きしより此かた、一日片時も安堵の思ひに住せず、かひなき命を存ふといへども、京都の經廻難治の間、身を在々所々に隠し、邊土遠國を住家として、土民百姓等に服仕せらる。然れども交契忽ちに順熟して、

○交契 頼朝との交契。

- 弓箭 弓矢。
- 亡魂 亡祖父亡父たちの亡きみたま。
- 牛王寶印の裏 熊野牛王など云ふ如き護符のこと。寶印も同じく護符で、この裏に誓文を書いた。
- 冥道 佛たちの事
- 起請文 一本「起誓文」誓ひ文。
- 貴殿 廣元のこと
- 便宜 よい機會。
- 高聞 頼朝の御聞き。
- 一期 一生涯。
- 因幡の守 大江廣元。

平家の一族追討の爲に上洛せしむる手合はせに、まづ木曾義仲を誅戮の後、平家を攻め傾けんが爲に、或時は峨々たる巖石に駿馬に鞭つて、敵の爲に命を亡ほされん事を顧みず、或時は漫々たる大海に風波の難を凌ぎ、身を海底に沈めんことを痛まずして、骸を鯨鮓の鯨にかけ、しかのみならず甲冑を枕とし、弓箭を業とする本意、しかしながら亡魂の憤りを安め奉り、年來の宿望を遂げんと欲する外は他事なし。あまつさへ義經五位の尉に補任の條、當家の重職何事かこれに如かん。然りといへども今憂へ深く歎き切なり。佛神の御助けにあらざるより外は、争でか愁訴を達せん。之に依つて諸寺諸社の牛王寶印の裏を以て、全く野心を袂まざる旨、日本國中の大小の神祇、冥道を請じ驚かし奉つて、數通の起請文を書き進ずといへども、尙以て御宥免なし。それわが國は神國なり、神は非禮を受け給ふべからず。頼む所他にあらず。ひとへに貴殿廣大の慈悲を仰ぎ、便宜を窺ひ、高聞に達せしめ、秘計を廻して、誤りなき旨を宥せられ、放免に預らば、積善の餘慶家門に及び、榮花永く子孫に傳へ、仍つて年來の愁眉を開き、一期の安寧を得ん。書紙につくさず。しかしながら省畧せしめ候ひをはんぬ。義經恐惶謹んで言す。元曆二年六月五日の日、源の義經進上、因幡の守殿へ。」とぞ書かれたる。



大臣殿誅罰の事

○おはしける所 頼朝の坐した所から。  
 ○故人道相國 故人さなつた清盛。  
 ○さてこそ さうあつてこそかうして。  
 ○王地に孕まれて 帝王の領土に生れて  
 ○御見參 御面會。  
 ○居直り畏まり 坐り直つてかしこまり  
 ○口惜しき なさけない。(作者の評)

○理なるかな 尤もであるわい。  
 ○猛虎深山に云々 文選四十一司馬遷の句を引いたのである

さる程に鎌倉殿、大臣殿に對面あり。おはしける所、庭を一つ隔てて、向ひなる屋にすゑ奉り、簾の内より見出し給ひて、比企の藤四郎能員を以て申されけるは、「そもく平家を頼朝が私の敵とは、ゆめく思ひ奉らず。その故は故入道相國の御許され候はずば、頼朝いかでか助かるべき。さてこそ二十餘年まで罷り過ぎ候ひしか。されども朝敵とならせ給ひて後は、急ぎ追討すべき由の院宣を賜はつて候へば、さのみ王地に孕まれて、詔命を背くべきにもあらねば、これへ迎へ奉りたり。さりながらもかやうに御見參に入り候ひぬる事こそ、かへすくも本意に候へ。」とぞ申されける。能員この事を申さんとて、大臣殿の御前へ參つたりければ、居直り畏まり給ふぞ口惜しき。

諸國の大名、小名多う並みたる中に、京の者いくらもあり。又平家の家人たつし者もあり。皆爪弾きをして、「あないとほし、あの御心でこそ斯かる御目にもあはせ給へ。居直り畏まり給ひたればとて、今更御命の助かり給ふべきか。西國にていかにもなり給ふべき人の、生きながら捕はれて之まで下り給ふも理なるかな。」といひければ、けにもと申す人もあり、また涙を流す者も多かりけり。その中にある人の申しけるは、「猛虎深山に在る時は、則ち百獸震ひおづ。檻穽の中にある時は、則ち尾を振つて食を求むとて、猛き

虎の深山にある時は、百の獸 おぢ懼るといへども、取つて檻の中に籠められて後は、尾を振つて人に向ふらんやうに、いかに猛き大將軍も運つき、かくなりて後は、心かはるならひなれば、この大臣殿もさこそおはすにや。」と申す人々もありけるとかや。

判官やうくに陳じ申されけれども、景時が讒言の上は、鎌倉殿更に用る給はず。大臣殿父子具し奉りて、いそぎ上洛すべき由のたまふ間、六月九日の日、また大臣殿父子受取り奉つて、都へ歸り上られけり。大臣殿はかやうに一日も日數の延ぶることを、うれしき事におほしけるこそいとほしけれ。道すがら、こゝにてやくと想はれけれども、國々宿々打過ぎく通りぬ。尾張の國內海といふ所あり。これは一年故左馬の頭義朝が誅せられし所なれば、こゝにてぞ一定斬られんすらんと思はれけれども、そこをも遂に過ぎしかば、さてはわが命の助からんするにこそと思しけるこそはかなけれ。右衛門の督はさは思ひ給はず。かやうに暑きころなれば、頸の損ぜぬやうにはからひて、都近うなりてこそ斬らんすらめと思はれけれども、父のあまりに歎き給ふがいたはしさに、さは申されず、ひとへに念佛をのみぞす、め申されける。

同じき廿三日、近江の國篠原の宿に著き給ふ。昨日までは父子一つ所に在せしかども、今朝より引分つて、別の所にする奉る。判官情ある人にて、三日路より人を先立てて善知識の爲にとて、大原の本性房湛豪と申す聖を請じくだされたり。大臣殿、善知識の聖に向

○やうくに陳じ さまぐくに陳述し。  
 ○のたまふ間 宣ふので。

○一年 先年。  
 ○一定 必ず。

○右衛門の督 清宗  
 ○斬らんすらめ 斬られんすらん。

○三日路 三日の道のりある所。  
 ○善知識 導師。  
 ○聖 僧。



○われさへ 自分迄が。  
 ○樂しみ榮え云々 樂しみを極め榮華を極めた事は昔の例も比較になりません。  
 ○丞相 大臣。  
 ○大梵王宮云々 梵天は其の王宮で微妙な禪定に入つて享樂す。  
 ○程なし いく程の間も續くものでない  
 ○初利天云々 帝釋の住む初利天の一日は世間の百日に當るさいふが其の億千年も云々。  
 ○東父西母 東方朝と西王母。  
 ○我心 心空に無欲なら罪も福もなく物に凝滞せぬ(般若經)

ひて、のたまひけるは、「さても右衛門の督はいづくに候やらん。たとひ首は刎ねらるゝとも、軀は一つ席に伏さんとこそ思ひしに、生きながら別れぬる事こそ悲しけれ。この十七年が間、一日片時も離れず、今度西國にていかにもなるべかりし身の、生きながら捕はれて京、鎌倉、恥をさらすも、ひとへにあの右衛門の督故なり。」とて泣かれければ、聖もあはれに思はれけれども、われさへ心弱うてはかなはじと思はれけん、涙おし拭ひ、さらぬ體にもてなし、「あはれ高きも賤しきも、恩愛の道は思ひ切られぬ事にて候へば、まことにさこそは思召され候らめ。生を受けさせ給ひてよりこのかた、樂しみ榮え、昔もたぐひ候はず。一天の君の御外戚として、丞相の位に至らせ給へば、今生の御榮華、一事も残る所まします。今また斯かる御目にあひ給ふ御事も先世の宿業なれば、世をも人も、神をも佛をも、恨み思召すべからず。大梵王宮の深禪定の樂しみ、思へば程なし。況んや電光朝露の下界の命においてをや。初利天の億千歳、唯夢の如し。三十九年を過ぎさせ給ひけんも、僅に一時の間なり。誰か嘗めたりし不老不死の藥、誰か保ちたりけん東父西母の命、秦の始皇の驕を極め給ひしも、遂には驪山の塚に埋もれ、漢の武帝の命を惜しみ給ひけんも、空しく杜陵の苔に朽ちにき。生ある者は必ず滅す。釋尊未だ禪檀の煙を免れ給はず。樂しみ盡きて悲しみ來る。天人猶五衰の日にあへりところ承れ。されば佛は、「我心自空、罪福無主、觀心無心、法不住法。」とて、善も惡も空なりと觀するが、正しう佛の

○五劫 測り難い長時間。  
 ○生死に輪廻し 生死の境に轉々して。  
 ○戒 佛の戒め。  
 ○然るべき善知識 適當な大導師。

○既に 清宗も既に斬られたか。

○相傳 代々傳つた

○慙愧 人々が公長の心を恥ぢたのだ。

○沙汰 はからひ。

御心に相合ふ事にて候なり。いかなれば彌陀如來は五劫が間思惟して、起し難き願を發し坐すに、いかなる我等なれば、億々萬劫が間生死に輪廻して、寶の山に入りて手を空しうせん事、怨みの中の怨み、愚かなるが中の口惜しき事にては候はずや。今は努々餘念を思召すべからず。」とて戒保たせ奉り、頻りに念佛を勧め奉れば、大臣殿も然るべき善知識と思召し、忽ちに妄念を翻し、西に向ひ手を合はせ、高聲に念佛し給ふ所に、橘右馬の允公長、太刀を引きそばめ、左の方より大臣殿の御後に立廻り、既に斬り奉らんとしければ、大臣殿念佛を止めて、「右衛門の督も既にか。」と宣ひけるこそあはれなれ。公長後へ寄るか見えしかば、首は前へぞ落ちにける。善知識の聖も涙にむせび、猛き武士どもも皆袖をぞ濡らしける。この公長と申すは平家相傳の家人にて、なかんづく新中納言知盛の卿のもとに、朝夕伺候の侍なり。さこそ世を諳ふならひとはいひながら、無下になさけ無かりける者かなとぞ、人みな慙愧しける。

右衛門の督にもまた、先の如く戒保たせ奉り、念佛勧め申されけり。右衛門の督、善知識の聖に向ひてのたまひけるは、「さても父の御最後は、いかゞまし／＼候ひつるやらん。」とのたまへば、「めでたうまし／＼候ひつる。御心安く思召され候へ。」と申されければ、右衛門の督、「今はうき世に思ひ置く事なし。さらば斬れ。」とて、頸を延べてぞ斬らせらる。今度は堀の彌太郎親經切つてけり。軀をば公長が沙汰として、父子一つ穴にぞ埋みける。



○罪深う 宗盛が餘りに佛に對し罪深く執心しておつしやつたからである。  
 ○渡して 大通りを引廻して。  
 ○異國 外國。  
 ○平家を取つてぞ 平家に至つて始めて  
 ○西國より云々 宗盛父子の事を云ふ。

これは大臣殿のあまりに罪深う宣ひけるに依つてなり。同じき二十四日、大臣殿父子の首都へ入る。檢非違使ども三條河原に出で向つて、これを受取り、三條を西へ、東の洞院を北へ渡して、獄門の左の棟の木にぞかけられる。昔より三位以上の人の首、大路を渡さる、事、異國にはその例もやあるらん、わが朝には未だ先蹤を聞かず。平治にも信頼の卿はさばかりの悪行人たりしかば、首をば刎ねられたれども、大路をば渡されず、平家を取つてぞ渡されける。西國より上りては、生きて六條を東へ渡され、東國より歸りては、死して三條を西へ渡さる。生きての恥、死にての辱、いづれも劣らざりけり。

### 卷十二

#### 重衡の斬られの事

さる程に本三位の中將重衡の卿をば狩野の介宗茂に預けられて、去年より伊豆の國におはしけるが、南都の大衆頻りに申しければ、さらば遣はさるべしとて、源三位入道の孫伊豆の藏人の大夫頼兼に仰せて、遂に奈良へぞ渡されける。今度は都の中へは入れられず、大津より山科通に、醍醐路を經て行けば、日野は近かりけり。

この北の方と申すは鳥飼の中納言維實の女、五條の大納言國綱の養子、先帝の御乳母大納言の佐の局とぞ申しける。中將一の谷にて生捕にせられ給ひて後は、先帝につき参らせておはしけるが、壇の浦にて海に沈み給ひしかば、武士の荒けなきに捕はれて舊里にかへり、姊の大夫三位に同宿して、日野といふ所にぞましくける。三位の中將の露の命、草葉の末にかつて、未だ消えやり給はぬと聞き給ひて、あはれいかにもして變らぬ姿を、今一度見もし、見えばやと思はれけれども、それもかなはねば、たゞ泣くより外の慰みなくて、明し暮し給ひけり。

三位の中將、守護の武士どもにのたまひけるは、「さてもこの程、各の情深う芳心せら

○南都 奈良。  
 ○源三位入道 頼政  
 ○日野 醍醐村にあつて北の方の住地。  
 ○先帝 安徳天皇。  
 ○荒けなきに 荒々しい武士。  
 ○舊里 京都。  
 ○大夫三位 大納言の典侍。國綱の長女で六條院の御乳母。  
 ○見えはや 見られたい。  
 ○芳心 好意。



○後世の事 あの時  
のこゝ。  
○何か苦しう 何の  
妨げになりませうや  
○いづらやいづら  
いづこやいづこ。

○藍摺の直垂 藍で  
摺り模様した地の直  
垂。  
○そなりける それ  
(重衛)であつた。  
○うつ、現實。

○御簾うちかづき  
御簾を上げてくゞる  
やうにして體を半分  
中に入れて。  
○せめての 甚だ重  
い。

○見え奉らばや 見  
られ申したい。

れける事こそ、ありがたううれしけれ。同じうは最後に今一度、芳恩蒙りたき事あり。われは一人の子なれば、うき世に思ひ置く事なし。年頃契つたりし女房の、日野といふ所にありと聞く。今一度對面して、後生の事をもいひ置かばやと思ふはいかに。」とのたまへば、武士どもも岩木ならねば、みな涙を流して、「まことに女房などの御事は、何か苦しう候べき。とうく。」とて許し奉る。

三位の中將、なのめならず喜び、「これに大納言の佐の局の御わたり候か。本三位の中將殿の、たゞ今奈良へ御通り候が、立ちながら御見参に入らんと候。」と、人を入れていはせられたりければ、北の方、「いづらやいづら。」とて走り出て見たまへば、藍摺の直垂に折烏帽子著たる男の、瘦せ黒みたるが、縁に寄りゐたるぞそなりける。北の方御簾のきは近く出でて、「いかにやいかに、夢かやうつ、か。これへ入らせ給へ。」とのたまひける。御聲を聞き給ふにつけても、たゞさき立つものは涙なり。大納言の佐殿は目もくれ、心も消えはてて、しばしは物ものたまはず。三位の中將御簾うちかづき、泣くくゝのたまひけるは、去年の春、攝津の國一の谷にていかにもなるべかりし身の、せめての罪の報いにや、生きながら捕はれて、京、鎌倉、恥を暴すのみならず、はては南都の大衆の手へ渡されて、斬らるべしとてまかり候。あはれいかにもして、變らぬ姿を今一度見もし、見え奉らばやとこそ思ひつるに、今はうき世に思ひ置く事なし。これにて頭を剃り、形見に髪をも參らせ

○口の及ぶ所 口の  
ミゞく所。  
○日頃おほつかなく  
云々 日頃心もさな  
く思つてをられたよ  
りも一層思ひがつの  
つたのであらう。  
○二位殿 二位の尼  
○越前の三位の上  
通盛の北の方。小宰  
相。  
○まさしう たしか  
に。  
○御姿 重衛の姿。  
○奉りかへよ お著  
替へ申上ひよ。  
○それもさる事。そ  
れもさうある事。  
○はかなき筆のあと  
ちよつとした筆蹟  
○せきかねて せき  
止め兼ねて涙の降り  
かゝる此の唐衣を後  
の形身として脱ぎ替  
へた。  
○なにかせむ 何の  
にもたたぬ。

たう候へども、斯かる身にまかりなつて候へば、心に心をもまかせず。」とて、額の髪をかきわけ、口の及ぶ所を少しくひ切つて、「これをかたみに御覽ぜよ。」とて、奉り給へば、北の方、日頃おほつかなくおほしけるより、今一しほ思ひの色やまさられけん、引きかづいてぞ伏し給ふ。  
や、あつて北の方、涙をおさへてのたまひけるは、「二位殿、越前の三位の上のやうに、水の底にも沈むべかりしかども、まさしうこの世におはせぬ人も聞かざりしかば、變らぬ姿を今一度見もし、見えばやと思ひてこそ、うきながら今日までながらへたれ。今までながらへつるは、もしやと思ふたのみもありつるものを、さては今日を限りにておはすらん事よ。」とて、昔今の事どものたまひかはすにつけても、たゞ盡きせぬものは涙なり。北の方、「あまりに御姿のしをれて候に、奉りかへよ。」とて、袷の小袖に淨衣を添へて出されたり。中將これを著かへつ、もと著給ひたる装束をば、「これをもかたみに御覽ぜよ。」とて奉り給へば、北の方、それもさる事にては候へども、はかなき筆のあとこそ、後の世までの形見にて候へ。」とて、御硯を出されたり。中將泣くくゝ、一首の歌をぞ書き給ふ。  
せきかねて涙のかゝるから衣後のかたみにぬぎぞかへぬる  
北の方の返事に、  
ぬぎかふる衣も今はなにかせむけふを限りのかたみと思へば



○一つ蓮に 來世は一蓮託生の身にならう。  
 ○なか／＼なりける 見參かな 却つてなまかな對面だつた  
 ○悔しうぞ 後悔に 大犯の悪人 奈良の東大寺興福寺を焼いたことを指す。  
 ○三千五刑 書經に五刑の屬三千とある五刑は墨、劓、剕、宮、大辟。  
 ○修因成果 善惡の業因によつて相當の應報を受ける所謂因果應報の道理。  
 ○掘首 生き乍ら地中に埋めて首を斬る  
 ○法に 法としては

「契りあらば後の世には、必ず生れあひ奉るべし。一つ蓮にと祈り給へ。日もたけぬ。奈良へも遠う候へば、武士共の待つらんも心なし。」とて出でられければ、北の方、中將の袂に縋り、「いかにや、しばし。」とて、引止め給へば、中將、「心の中をば推し量り給ふべし。されども遂にはながらへはつべき身にもあらず。」とて、思ひ切つてぞ立たれける。まことにこの世にて相見ん事も、これぞ限りと思はれければ、今一度立返りたくは思はれけれども、心弱うてはかなはじとて、思ひ切つてぞ出でられける。北の方は御簾の外までまろび出で、をめき叫び給ひける御聲の、門の外まで遙かに聞えければ、中將涙にくれて、行く先も見えねば、駒をも更に早めたまはず。なか／＼なりける見參かなと、今は悔しうぞ思はれける。北の方やがて走りも出でおはしぬべうは思はれけれど、それもさすがなればとて、引きかづいてぞ臥し給ふ。

さる程に南都の大衆、三位の中將請取り奉つて、いかゞすべきと僉議す。そも／＼この重衡の卿は大犯の悪人たるうへ、三千五刑の中にも洩れ、修因因果の道理極成せり。佛敵法敵の逆臣なれば、すべからく東大寺、興福寺、兩寺の大垣をめぐらして、堀首にやすべき、また鋸にてや切るべきと僉議す。老僧どもの僉議しけるは、それも僧徒の法には穩便ならず。たゞ武士にたうで、木津の邊にて斬らすべしとて、遂に武士の手へぞ返されける。武士これを請取つて、木津川の端にてすでに斬り奉らんとしけるに、數千人の大衆、

○八條の女院に兼參 兼ねて八條女院にも仕へてゐた。  
 ○神妙 けなげ。  
 ○罪深う覺ゆるに 自分の犯した罪が深く考へられる故に。  
 ○く、り 括り緒。  
 ○調達 調達(提婆) 達多。佛敵になつた。  
 ○三逆 三逆罪(羅漢を殺し佛身より血を出し和合僧を破つた事)。  
 ○八萬藏 八萬の法藏。  
 ○天王如來の記刺 來世では天王如來になるといふ豫言。  
 ○逆縁云々 調達が苦しめたので却て釋尊は道を得られた。  
 ○王命 天皇の命令  
 ○慶如 ないがしろ

守護の武士、見る人、幾千萬といふ數を知らず。

こゝに三位の中將の年頃の侍に、木工の右馬の允知時といふ者あり。八條の女院に兼參にて候ひけるが、御最後を見奉らんとて、鞭を打つてぞ馳せたりける。既に斬り奉らんとしける所に馳せ著いて、いそぎ馬より飛んで下り、千萬人の立圍うたる中を、おし分けおし分け、三位の中將の御側近う参りて、「知時こそ、御最後を見奉らんとて参つて候へ。」と申しければ、中將、「志の程まことに神妙なり。いかに知時、餘りに罪深う覺ゆるに、最後に佛を拜み奉つて、斬らればやと思ふはいかに。」とのたまへば、知時、「易い程の御事候。」とて、守護の武士に申し合はせて、その邊近き里より、佛を一體迎へ奉つて参りたり。幸ひに阿彌陀にてぞまし／＼ける。河原の砂の上にする奉り、知時が狩衣の袖のく、りを解いて佛の御手につかへ、中將にひかへさせ奉る。

中將これをひかへつ、佛に向ひ奉りて申されけるは、「傳へ聞く、調達が三逆を作り、八萬藏の聖經を焼き亡ほし奉つたりしも、遂には天王如來の記刺に預り、所作の罪業まことに深しといへども、聖經に値遇せし逆縁朽ちちして、卻つて得道の因となる。今重衡が逆罪を犯す事、全く愚意の發起にあらず。たゞ世のことわりを存するばかりなり。生を受くる者、誰か王命を蔑如せん。命を保つ者誰か父の命を背かん。彼と申し此といひ、辭するに所なし。理非佛陀の照覽にあり。されば罪報たちどころに報い、運命既にたゞ今を



○三寶 佛、法、僧。  
 ○濟度の良縁 衆生を濟ひ佛果の岸に渡らせる所の方便。  
 ○唯圓教意 唯圓教の意は逆即ち是れ順。  
 ○一念彌陀佛 一に彌陀佛を念ずれば即時に無量の罪を滅す。  
 ○逆縁を以て云々 惡因を翻して善果とし今の臨終の念佛によつて九品の淨土に生れるやう願ふの意。  
 ○般若寺 奈良坂の東。  
 ○迦藍 僧院、寺院。  
 ○孝養 死者の菩提を弔ふこと。  
 ○あらぬ様 腐敗して異なつた姿。  
 ○俊乘坊 源空の徒弟と云ふ。

限りとす。後悔千萬、悲んでもなほあまりあり。但し三寶の境界は、慈悲心を以て心とする故に、濟度の良縁まぢくなり。唯圓教意、逆即ち是順、この文肝に銘す。一念彌陀佛、即滅無量罪、願はくは逆縁を以て順縁とし、たゞ今の最後の念佛に依つて、九品託生を遂ぐべし。」とて、首を延べてぞ討たせらる。日頃の惡行はさる事なれども。たゞ今の御ありさまを見奉るに、數千人の大衆も、守護の武士どもも、みな鎧の袖をぞぬらしける。首をば般若寺の門の前に、釘づけにこそしたりけれ。

これは去んぬる治承の合戦の時、こゝに打立つて、伽藍を焼き亡ほし給ひたりし故とぞ聞えし。北の方この由を聞き給ひて、「たとひ頭をこそ刎ねらるゝとも、骸は定めて捨て置いてぞあるらん。取寄せて孝養せん。」とて、輿を迎へに遣はされたりければ、けにも骸は河原に捨て置いてぞありける。これを取つて輿に入れ、日野へかいてぞ歸りける。昨日まではさしもゆゝしけにおはせしかども、かやうに暑き頃なれば、いつしかあらぬ様にぞなられける。これを待ち受けて見給ひける北の方の心の中、推し量られてあはれなり。首をば大佛の聖俊乘坊にかくとのたまへば、大衆に請受けて、やがて日野へぞ送られける。さてしもあるべき事ならねば、その邊近き法界寺といふ山寺に入れ奉り、首も骸も煙になり、骨をば高野へ送り、墓をば日野にぞせられける。北の方やがて様をかへ、濃き墨染にやつれはてて、かの後世菩提を弔ひ給ふぞあはれなる。

### 大地震の事

○莊は領家のま、莊園は領主の自由。  
 ○午の刻 正午十二時。  
 ○赤縣 畿内の意。史記の孟朝傳に「中國名曰赤縣神州」。  
 ○九重の塔 法勝寺の九重の塔。  
 ○あやしの 粗末な。  
 ○さながら そのまゝに。  
 ○朝衆 朝廷の官人たち。  
 ○心をつくす 失神す。  
 ○四大種 地水火風。  
 ○遣戸 上下に溝を設けて横にやる戸。  
 ○障子 今の襖(ふすま)や障子(當時の明り障子)を云ふ。

さる程に平家亡び源氏の代になつて後、國は國司に従ひ、莊は領家のま、なりけり。上下安堵して覺えし程に、同じき七月九日の日の午の刻ばかりに、大地夥しう動いてや、久し。赤縣の内、白河のほとり、六勝寺、みな破れ崩る。九重の塔も、上六重振り落し、得長壽院の三十三間の御堂も、十七間までゆり倒す。皇居を始めて在々所々の神社佛閣、あやしの民屋、さながらみな破れ崩る。崩るゝ音は、雷の如く、上る塵は煙の如し。天暗うして日の光りも見えず。老少共に魂を失ひ、朝衆悉く心をつくす。また遠國近國もかくの如し。山崩れて河を埋み、海漂ひて濱をひたす。渚漕ぐ舟は波にゆられ、陸行く駒は足のたてどを失へり。大地裂けて水涌き出で、磐石割れて谷へ轉ぶ、洪水漲り來らば、岡に上つてもなか助からざらん。猛火燃え來らば、川を隔ててもしばしは避けぬべし。鳥にあらざれば空をも翔り難く、龍にあらざれば雲にもまた上り難し、たゞ悲しかりしは大地震なり。白河、六波羅、京中にうち埋まれて死ぬる者、いくらといふ數を知らず。四大種の中に、水火風雨は常に害をなせども、大地において異なる變をなさず。今度ぞ世のうせはてとて、上下遣戸障子をたてて、天の鳴り、地の動く度毎には、聲々に念佛申し、をめき叫ぶ事おびたし。六七十、八九十の者ども、「世の滅するなどい



- 法皇 後白河法皇
- 觸穢 地震で死傷者が出たので神事に穢れのあること。
- 帳屋 幕を張り廻した屋。
- 主上 後鳥羽天皇
- 行啓 大皇太后
- 皇太后、皇后、皇太子 などのおでまし。
- 夕さり 夕暮。
- 亥子の刻 午後十時から十二時まで位の間。
- 三月八日 文徳實錄は三月廿一日とす
- 四月二日 扶桑略記は四月十五日とす
- 主上御殿を 朱雀帝は清涼殿を去つて
- 五丈 高さを云ふ
- 十善帝王 安徳帝
- 遠流 近流に對し遠國への流罪。

ふ事は常のならひなれども、さすが昨日今日とは思はざりしものを。」といひければ、童どもはこれを聞いて、泣き悲しむ事かぎりなし。

法皇は新熊野へ御幸なつて御花參らせ給ふ折ふし、斯かる大地震あつて觸穢出で來にければ、急ぎ御輿に召して六條殿へ還御なる。供奉の公卿、殿上人、道すがらいか許りの心をか碎かれけん。法皇は南庭に幄屋を建ててぞおはします。主上は鳳輦に召して池の汀へ行幸なる。中宮、宮々は或は御輿に召し、或は御車に奉つて、他所へ行啓ありけり。天文博士いそぎ内裏へ馳せ参りて、夕さり亥子の刻には、大地必ずうちかへすべき由申しければ、怖ろしなどもおろかなり。昔文徳天皇の御宇、齋衡三年三月八日の大地震には、東大寺の佛の御頭をゆり落したりけるとかや。また天慶二年四月二日の大地震には、主上御殿を去つて、常寧殿の前に五丈の幄屋を立てておはしましたしけるとぞ承る。それは上代なればいかありけん。この後は斯かる事あるべしとも覺えず。十善帝王帝都を出でさせ給ひて、御身を海底に沈め、大臣公卿捕はれて、郷里に歸り、或は頭を刎ねて大路を渡され、或は妻子に別れて遠流せらる。平家の怨靈に依つて世の失すべき由申しければ、心ある人のなげき悲しまぬはなかりけり。

### 紺搔の沙汰の事

- 八月二十二日 文治元年。
- うるはしき頭 たしかな頭。
- 鎌田兵衛 政家。
- そゞろなる いい加減な。
- 一向 ひたすら。
- 不便にして 目をかけて。
- 紺搔の男 染物職人。
- 大理 檢非違使別當を唐風に云つた。
- 聖 文覺を指す。
- いろの姿 喪服姿

- さかしき 繪しき
- 公家 朝廷。

同じき八月二十二日、高雄の文覺上人、故左馬の頭義朝のうるはしき頭とて、尋ね出し、頸にかけ、鎌田兵衛が首をば弟子が頸にかけさせ、關東へぞ下られける。去んぬる治承四年七月に謀叛をす、め申さんが爲に、聖そゞろなる鬮體を一つ取り出し、白い布に包んで、「これこそ故左馬の頭義朝の頭よ。」とて、奉られたりければ、やがて謀叛を起し、程なく世をうち取つて、一向父の頭と信ぜられける所に、今また尋ね出してぞ下られける。これは義朝の年來不便にして召使はれける紺搔の男、平治の後は獄舎の前なる苔の下に埋もれて、後世弔ふ人もなかりしを、時の大理につけて申し受け、兵衛の佐殿は今こそ流人でおはすとも、末たのもしき人なり。また世に出でて尋ね給ふ事もやと、東山圓覺寺といふ所に深う納めて置きたりしを、文覺尋ね出して頸にかけ、かの紺搔の男、共に相具してぞ下られける。

聖今日既に鎌倉へ入ると聞えしかば、源二位、片瀬河の端まで迎へにぞ出で給ふ。それよりいろの姿に出で立ちて、鎌倉へ歸り入らる。聖をば大床に立て、わが身は庭に立つて泣くく父の頭を請取り給ふぞあはれなる。これを見奉る大名、小名、みな袖をぞぬらされける。

岩石のさかしきを切り拂うて、新なる道場をつくり、一向父の御爲と供養して、勝長壽院と號せらる。公家にもかやうの事を聞召して、故左馬の頭義朝の墓へ内大臣正二位を



○兼忠 源雅頼の子  
○ありがたけれ 世にも稀で尊い。

贈らる。敕使は左少辨兼忠とぞ聞えし。頼朝の卿、武勇の名譽長じ給へるに依つて、身を立て、家を興すのみならず、亡父尊靈まで贈官贈位に及びぬることありがたけれ。

平大納言の流されの事

○東關 逢坂關の東  
○先途 行く先。  
○後會 後の再會。  
○面々に 各自に。  
○官人 檢非違使廳の役人。  
○配所 配流の地。

九月二十三日、平家の餘黨の都の内に残り止まりたるを、みな國々へ遣はさるべき由、鎌倉より公家へ申されたりければ、さらば遣はさるべしとて平大納言時忠の卿能登の國、藏の頭信基佐渡の國、讃岐の中將時實安藝の國、兵部の少輔正明隱岐の國、二位の僧都全眞阿波の國、法勝寺の執行能圓上總の國、經誦坊の阿闍梨融圓備後の國、中納言の律師忠快は武藏の國とぞ聞えし。或は西海の波の上、或は東關の雲のはて、先途何處を期せず、後會その期を辨へず、別れの涙をおさへつ、面々に赴かれけん心の中、推し量られてあはれなり。

○行くべき空 行くべき方向。

中にも平大納言時忠の卿は、建禮門院のわたらせ給ふ吉田に參つて申されけるは、「御暇申さんが爲に、官人どもにしばしの暇請うて參りて候。時忠こそ貴重うして、今日既に配所へ赴き候へ。同じ都の中に候ひて、御あたりの御事どもをも、承らまほしう存じ候ひしに、斯かる身にまかりなつて候へば、今より後またいかなる御ありさまどもにてか、渡らせたまひ候はんずらんと、思ひ置き參らせ候にこそ、更に行くべき空も覺えまじう候へ。」

○具信 盛衰記「知信」平經方の子。  
○建春門院 後白河院の皇后。高倉院母。  
○別當 廳の長官。  
○廳務 檢非違使廳の務め。  
○やうもなく わけもなく。  
○主上 安徳天皇。  
○御坪の召次 御坪の取次役。  
○法皇 後白河院。  
○判官もまた云々 義經は時忠の娘を妻にしてゐるので亦。  
○やう／＼に さまざまに。  
○時光 時忠の弟少納言平時光。  
○帥の佐殿 時忠の妻。  
○終にすまじき別れかは 結局しないですむ別れではない。

と、泣く／＼申されければ、女院、「けにも昔の名残とては、そこ許りこそおはしつるに、今はなさをかけ、訪ひとぶらふ人も誰かあるべき。」とて、御涙せきあへさせ給はず。そも／＼この時忠の卿と申すは、出羽の前司具信が孫、贈左大臣時信公の子なりけり。故建春門院の御兄、高倉の上皇の御外戚、また入道相國の北の方八條の二位殿も姉にておはしければ、兼官兼職思ひの如く心のまゝなり。されば正二位の大納言にも程なく經上つて檢非違使の別當にも三箇度までなり給へり。この人の廳務の時は、諸國の竊盜、強盜、山賊、海賊などをば、やうもなく搦め取つて、一々に肱の本より、ふつ／＼と打切り／＼追つ放たる。されば人、惡別當とぞ申しける。主上竝に三種の神器、事故なう都へ返し入れ奉るべき由の院宣の御使、御坪の召次花方が顔に、波形といふ焼印をせられけるも、ひとへにこの時忠の卿のしわざなり。故建春門院の御名残にておはしければ、法皇も御かたみに御覽せまほしうは思召されけれども、かやうの悪行に依つて御憤り淺からず。判官もまた親しうなられたりければ、やう／＼に申されけれども、かなはずして遂に流され給ひけり。子息の侍従時家として生年十六になり給ふ。これは流罪には洩れて、叔父の宰相時光卿のもとにおはしけるが、昨日より大納言の宿所におはして、母上帥の佐殿共大納言の袂にすがり、今を限りの名残をぞ惜しまれける。大納言、「終にすまじき別れかは。」と心強うは宣へども、さこそは心細か



○ 歸りこむ 歸り來

ようこは難い堅  
田を云ひ懸け、自  
分の眼と綱の目とを  
云ひ懸けた。

○ 怨憎會苦 愛別離  
苦 共に八苦の一。

○ 鎌倉殿 頼朝。

○ 不審 嫌疑。

○ 兄弟なる上 義經  
が頼朝と兄弟なる上

○ 内侍所 神鏡。

○ 一人 天皇。

○ 立てう立てじ 立  
てよう立てまい。

○ 梶原 梶原景時。

りけめ。年たけ齡傾いて、さしもむつまじかりける妻子にも、みな別れはてて、住みな  
れし都をば、雲居のよそに顧みて、古は名にのみ聞きし越路の旅に赴いて、はるくくと  
下り給ふに、かれは志賀唐崎、これは眞野の入江、堅田の浦と申しければ、大納言、泣く  
泣く詠じ給ひけり。

歸り來むことはかた田に引く綱の目にもたまらぬわが涙かな  
昨日は西海の波の上に漂ひて、怨憎會苦の怨みを扁舟の中に積み、今日は北國の雪の下  
に埋もれて、愛別離苦の悲しみを故郷の雲に重ねたり。

### 土佐坊斬られの事

さる程に判官には、鎌倉殿より大名十人つけられたりけるが、内々御不審を蒙り給ふと  
聞えしかば、心を合はせて、一人づつ、皆下りはてにけり。兄弟なる上、ことに父子の契り  
をして、一の谷、壇の浦に至るまで、平家を攻め亡ほし、内侍所、しるしの御箱、事故な  
う都へ返し入れ奉り、一天を鎮め、四海をすます。勸賞行はるべき所に、何の仔細あつて  
か、かかる聞えのありけん、上一人より下萬民に至るまで、人みな不審をなす。その故  
はこの春攝津の國渡邊にて、逆船立てう、立てじの論をして、大きに嘲かれし事を、梶原  
遺恨に思ひ、常は讒言して、遂に失ひけるとぞ、後には聞えし。

○ わ僧 昌俊に對し  
て云つた詞。

○ もの詣で 寺社の  
参詣。

○ 候はぬ間 ありま  
せんの。

○ 仔細 事件。

○ さて渡らせ給ふ御  
故さうして(義經  
が)いらつしやるが  
故である。

○ 相構へて 注意し  
て。

○ さはあらじ さう  
ではあるまい。

○ 宿願 以前の  
願。

○ 熊野 紀伊國の熊  
野大権現。

鎌倉殿、判官に勢のつかぬ間に、今日も先に討手を上せたるは思はれけれども、大名  
どもさし上せば、宇治、勢多の橋をも引き、京都のさわざともなりて、なか／＼あしかり  
なんす、いかせんと思はれるが、こゝに土佐坊昌俊を召して、「わ僧上つて、もの詣  
でするやうで、たばかつて討て。」とのたまへば、土佐坊畏まり承つて、宿所へも歸らず、  
すぐに京へぞ上りける。九月二十九日、土佐坊都へ上つたりけれども、次の日まで判官殿  
へは参せず。判官土佐坊が上つたる由を聞召して、武藏坊辨慶を以て召されければ、やが  
てつれてぞ参りたる。

判官、「いかに土佐坊、鎌倉殿より御文はなきか。」と宣へば、「別の御事も候はぬ間、御文  
をば参らせられず候。御ことばで申せと仰せ候ひつるは、當時都に別の仔細の候はぬは、  
さて渡らせ給ふ御故なり。相構へてよく／＼守護せさせ給へと申せとこそ仰せ候ひつれ。」  
と申しければ、判官、「よもさはあらじ、義經討ちに上つたる御使なり。大名どもさし上せ  
ば、宇治、勢多の橋をも引き、京都のさわざともなりて、なか／＼あしかりなんす。わ僧  
上つてももの詣でするやうで、たばかつて討てと、仰せつけられたな。」とのたまへば、土佐  
坊大きに驚き、「何に依つてか、たゞ今さる御事の候べき。これは聊か宿願の仔細候ひて、  
熊野参詣の爲にまかり上つて候。」と申しければ、その時判官、「景時が讒言に依つて、鎌倉  
中へだに入れられずして、追ひ上せられしことはいかに。」土佐坊、「その御事はいかゞまし



○御腹黒く思ひ 義經に對して二心を持ち奉りませぬ。  
 ○起請文 御佛に誓を立てて其の事を記した文書。  
 ○ごてもかくても 何にしても。  
 ○氣色 顔色。  
 ○るながら 其の場で。  
 ○ゆりて 許されて  
 ○大番衆 諸國から交替で上つた京都警固の武士。  
 ○大路 大通り。  
 ○御内より催し 義經の所より催促。  
 ○はした者 召使女  
 ○させなが 大将の鎧。  
 ○高紐許りして 高紐を結んだわけ。

まし候やらん、知り参らせず候。昌俊においては全く御腹黒く思ひ奉らぬ候。「一向不忠なき由の起請文を、書き進すべき由を申す。判官、」ごてもかくても、鎌倉殿によしと思はれ奉つたる身ならばこそ。」とて、以ての外に氣色あしげに見えたまへば、土佐坊一旦の害を遁れんが爲に、るながら七枚の起請を書き、或は焼いて飲み、或は社の寶殿に籠めなどして、ゆりて歸り、大番衆の者ども催し集めて、その夜やがて寄せんとす。  
 判官は磯の禪師といふ白拍子が女、靜といふ女を寵愛せられけり。靜傍を片時も立ちさることなし。靜申しけるは、「大路はみな武者にて候なる。御内より催しのなからんに、これほどまで大番衆の者どもが騒ぐべき事や候べき。いかさまにもこれは晝の起請法師が所爲と覺え候。人を遣はして見せ候はばや。」とて、六波羅の故入道相國の召使はれける禿を、三四人召使はれけるを、二人見せに遣はす。程ふるまで歸らず。女はなかく苦しかるまじとて、はした者を一人見せに遣はす。やがて走り歸つて、「禿とおほしき者は、二人ながら土佐坊が門の前に斬り伏せられて候。門の前には鞍置き馬ども引立て、大暮の中には者ども鎧著、兜の緒をしめ、矢かき負ひ、弓おし張り、只今寄せんと出で立ち候。少しももの詣での氣色とは見え候はず。」と申しければ、判官さればこそとて、太刀取つて出でたまへば、靜、させなが取つて投げかけ奉る。高紐許りして出で給へば、馬に鞍置いて中門の口に引立てたり。判官これに打ち乗り、「門あけよ。」とて開かせ、今やくと侍

○ひた兜 一同甲冑をつけたもの。  
 ○覺えぬものを あらうとは考へられぬものを。  
 ○稀有にして 辛うじて。  
 ○鞍馬 鞍馬山。  
 ○彼所 役所。  
 ○禍 濃き紺色。  
 ○出張頭巾 僧侶の被る紺色で頂上の尖つた頭巾。  
 ○うてたるぞ 違背したぞよ。  
 ○あるごに云々 ある理由で書いたのですから違背したのです。  
 ○神妙 けなげ。  
 ○る直り 坐り直り  
 ○殿 義經を指す。  
 ○鎌倉殿の法師なれども云々 頼朝が、僧侶ではあるがお前は義經を狙ひおぼせる者に相違ないごて

ち給ふ所に、夜半ばかりに土佐坊ひた兜四五十騎、總門の前におし寄せて、鬨をどつとぞつくりける。判官鎧ふんばり立上り、大音聲をあけて、「夜討にも、また晝軍にも、義經たやすう討つべき者は、日本國には覺えぬものを。」とて、馳せ廻り給へば、馬に當てられじとや思ひけん、みな中をあけてぞ通しける。  
 さる程に伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井の太郎、武藏坊辨慶などいふ一人當千の兵ども、御内に夜討入つたりとて、あそこの宿所、この屋形より馳せ来る程に、判官程なく六七十騎になり給ひぬ。土佐坊心は猛う寄せたれども、助かる者は少う、討たる、者ぞ多かりける。土佐坊叶はじとや思ひけん、稀有にして鞍馬の奥へ引退く。鞍馬は判官の故山なりければ、彼所の法師搦め取つて、次の日判官殿へ遣はす。僧正が谷といふ所に隠れるたりけるとかや。  
 土佐坊その日の装束には、褐の直垂に黒革絨の鎧著て、出張頭巾をぞ著たりける。判官縁に立つて、土佐坊を大庭へ引きすすさせ、「いかに土佐坊、起請には早くもうてたるぞかし。」とのたまへば、「さん候。あることに書いて候へばうて候。」と申す。判官涙をはらはらと流いて、「主君の命を重んじて、私の命を輕んず。志の程まことに神妙なり。わ僧命惜しくば、助けて鎌倉へ歸し遣はさんはいかに。」と宣へば、土佐坊る直り、畏まつて、「こは口惜しき事をものたまふものかな。助からうと申さば、殿は助け給ふべきか。鎌倉



○再び取返し奉るべき命を二度取返し申すべき。  
○さらば、それでは

殿の「法師なれどもおのれぞ狙はんずるものを。」と、仰せを蒙つしよりこのかた、命をば兵衛の佐殿に奉りぬ。なじかは再び取返し奉るべき。たゞ芳恩にはとう／＼頭を刎ねられ候へ。」と申しければ、さらばとて、やがて六條河原へ引出いてぞ斬つてんける。譽めぬ人こそなかりけれ。

### 判官都落ちの事

○雑色 中間、走使。  
○九郎 義經。  
○夜を日について 晝夜兼行で。  
○辭し 辭退し。  
○のたまふ間 宣ふので。  
○力及はず 仕方なく。  
○物具して 甲冑して。武装して。  
○京上り 京都へ上ること。

こゝに足立の新三郎といふ雑色あり。きやつは下臈なれども、さが／＼しき者にて候。召使はれ給へ。」とて、鎌倉殿より判官につけられたりけるとかや。これは内々九郎がふるまひを見て、我に知らせよとなり。土佐坊が斬らるゝを見て、夜を日について馳せ下り、この由かくと申しければ、鎌倉殿大きに驚き、舍弟三河の守範頼に、討手に上り給ふべき由のたまへば、頻りに辭し申されけれども、いかにもかなふまじき由を、かさねてのたまふ間、力及ばず、いそぎ物具して、御暇申しに參られたりければ、鎌倉殿「わ殿もまた九郎がふるまひし給ふなよ。」とのたまひける御ことばに恐れて、宿所に歸り、いそぎ物具ぬぎ置き、京上りをば思ひ止まり給ひぬ。全く不忠なき由の起請文を、一日に十枚づゝ晝は書き、夜は御坪の内にて読み上げ／＼、百日に千枚の起請を書いて參らせたりけれども、かなはずして、範頼遂に討たれ給ひけり。

○橋をも引き 橋板をも引き外し。  
○九國 九州。  
○われに頼まれよ 義經が惟義に向つて云つた詞。  
○御内に候 義經の所に居る。  
○さうなうたうでけり 容易く賜ひてけり。

次に北條の四郎時政に六萬餘騎をさし添へて、討手に上せらるゝ由聞えしかば、判官、宇治、勢多の橋をも引き、拒がばやと思はれけるが、こゝに緒方の三郎惟義は平家を九國の中へも入れずして、追ひ出すほどの多勢の者なり。「われに頼まれよ。」と宣へば、「さ候はば御内に候菊池の次郎高直は、年來の敵で候間、賜はりて斬つて後、頼まれ奉らん。」と申しければ、判官さうなうたうでけり。やがて六條河原へ引出いてぞ斬つてける。その後惟義領狀す。

○領狀 一本「領承」承知し引受くること。  
○院參 後白河法皇の御所へ參つて。  
○なか／＼ 却つて。  
○院の廳の御下文 院御所より下す宣旨。  
○その恐れあるまじう候 その心配は有りますまい。

同じき十一月二日の日、九郎大夫判官院參して、大藏卿泰經の朝臣を以て奏聞せられけるは、「頼朝郎等どもが讒言に依つて、義經討たんと仕り候。宇治、勢多の橋をも引き、拒がばやとは存じ候へども、京都のさわぎともなつて、なか／＼あしう候ひなんす。ひとまづ鎮西の方へも落ち行かばやと存じ候。あはれ院の廳の御下文を賜はつて、まかり下り候はばや。」と申されたりければ、法皇この事いかゞあらんずらんと、思召し煩はせ給ひて、諸卿に仰せあはせらる。諸卿申されけるは、「義經都に候ひなば、東國の大勢亂れ入つて、京都の騒動絶えまじう候。暫く鎮西の方へも落ち行き候はば、その恐れあるまじう候。」と申されたりければ、さらばとて、鎮西の者ども、緒方の三郎惟義を始めとして、臼杵、戸次、松浦黨に至るまで、みな義經が下知に従ふべき由の、院の廳の御下文を賜はつて、あくる二日の卯の刻に、都に聊かのわづらひもなさず、波風をも立てずして、その勢五百餘



騎でぞ下られける。

- 鎌倉と中違うて頼朝と仲違ひして。
- さうなう 容易く
- 返り聞召されんずる所 頼朝が傳へ聞きなされんとする點
- 軍神に祭り 血祭りにし。

○北國にかゝつて北國を通つて。

○奥 奥州。

○袴ふみしだき袴を踏み亂し。

○袖かたしいて 著衣のまゝ、風して。

○むねと 主として

こゝに攝津の國源氏太田の太郎頼基、この由を聞いて、鎌倉と中違うて下り給ふ人を、さうなうわが門の前を通しなば、鎌倉殿の返り聞召されんずる所もあり、矢一つ射かけ奉らんとて、手勢六十餘騎、河原津といふ所に追つつきて攻め戦ふ。判官その儀ならば一人も洩らさず討てやとて、五百餘騎取つて返し、太田の太郎六十餘騎を中に取りこめて、われ討ち取らんとぞ進みける。太田の太郎頼基、家の子郎等多く討たせ、わが身手負ひ、馬の太腹射させ、力及ばで引退く。残り止まつて防ぎ矢射ける兵共二十餘人が首切りかけさせ、軍神に祭り、よろこびの鬨をつくり、門出よしとぞ悦ばれける。その日は攝津の國大物の浦にぞ著き給ふ。あくる四日の日、大物の浦より船にて下られけるが、折ふし西の風はけしう吹きければ、判官の乗り給へる船は住吉の浦へ打上けられて、それより吉野山へぞ籠られける。吉野法師に攻められて奈良へ落つ。奈良法師に攻められて、また都へ歸り上り、北國にかゝつて、遂に奥へぞ下られける。

判官の都より具せられたりける十餘人の女房たちをば、みな住吉の浦に捨て置かれたりければ、こゝ、やかしこの松の下、砂の上に倒れ伏し、或は袴ふみしだき、或は袖かたしいて泣きたりけるを、住吉の神官これを憐んで、乗物どもをしたてて、みな京へぞ送りける。判官のむねと頼まれたりける緒方の三郎惟義、信太の三郎先生義教、備前の守行家等が乗つたる船どもも、こゝ、かしこの浦々島々に打上けられて、互にそのゆくへをも知らざりけり。西の風忽ちにはけしう吹きけるは、平家の怨靈とぞ聞えし。

同じき七日の日、北條の四郎時政、六萬餘騎を相具して上洛す。あくる八日の日院參して、「伊豫の守源の義經、竝に備前の守行家、信太の三郎先生義教、皆追討すべき由の院宣賜はるべき由、頼朝申し候。」と申されければ、法皇やがて院宣をぞ下されける。去んぬる二日の日は、義經申し受くる旨にまかせて、頼朝背くべき由の院の廳の御下文をなされ、同じき八日の日は、頼朝卿の申狀に依つて、義經討つべき由の院宣を下さる。朝にかはり夕に變ず。たゞ世の中の不定こそ悲しけれ。

### 吉田大納言の沙汰の事

さる程に鎌倉の前の右兵衛の佐頼朝、日本國の總追捕使を賜はつて、段別に兵糧米あて行ふべき由、公家へ申されたりければ、法皇仰せなりけるは、「昔より朝敵を平らけたる者には半國を賜はるといふ事、無量義經に見えたり。されどもさやうの事はあり難きためしなり。これは頼朝が過分の申し條かな。」とて諸卿に仰せ合はせられたりければ、公卿會議あつて、「頼朝卿の申さるゝ所、道理半ばなり。」と、諸卿一同に申されたりければ、法皇も力及ばせ給はず、やがて御許されありけり。諸國に守護を置きかへ、莊園に地頭を補せら

- 上洛す 上京す。
- 院參 院御所に參ること。
- 先生 帶刀先生で東宮の武官の長。
- 頼朝背くべき 頼朝にそむくべき趣。
- 不定 定めない事。
- 總追捕使 諸國の追捕使(後の守護)の統領たる名。
- 段別に云々 一段毎に。
- 公家 朝廷。
- ありがたきためし 稀有の例。
- 過分 分に過ぎた。
- 道理半ばなり 半分の道理がある。
- 守護 前の追捕使で盜賊犯人を追捕し検断する役。
- 地頭 守護と同様な職權を有す。



○一毛ばかりも少しも。  
 ○麗はしき人 行動の立派な人。  
 ○強かりし後 強く  
 なった後。  
 ○さもし給はず さうはなさらない。  
 ○別當 院廳の長官  
 ○三事 五位の藏人  
 衛門佐、辨官を兼ね  
 ○夕郎の貫主 藏人の長官藏人頭。  
 ○錐袋を 賢士は袋中の錐の様でいつか現はれる(史記の文)

○御代官に 御名代として。  
 ○披露 發表。  
 ○うたてけれ なさけないことである。

六代の事

る。斯かりしかば一毛ばかりも隠るべきやうぞなかりける。鎌倉殿かやうの事をば、公家にも人多しといへども、吉田の大納言經房卿を以て申されけり。この大納言は麗はしき人と聞え給へり。その故に平家にむすほられたりし人々も、源氏の世の強かりし後、或は文を遣はし或は使者を立てて、やう／＼に詔はれたりけれども、この大納言はさもし給はず。されば平家の時、法皇を城南の離宮に押籠め奉つて、後院の別當を置かれけるにも、八條の中納言長方の卿、この大納言二人をぞ補せられける。權の右中辨光房の朝臣の子なりけり。然るを十二年、父の朝臣失せ給ひしかば、孤にておはせしかども、次第の昇進滞らず、三事の顯要を兼帯して、夕郎の貫首を經、參議、大辨、太宰の帥、中納言、大納言に經上つて、人をば越え給へども、人には越えられ給はず。されば人の善惡は、錐袋を通すとてかくれなし。ありがたかりし大納言なり。

さる程に北條の四郎時政は鎌倉殿の御代官に、都の守護して候はれけるが、平家の子孫といはん人、男子においては一人も漏らさず、尋ね出したらん輩には、所望は請ふに依るべしと披露せらる、京中の上下、案内は知つたり、勸賞蒙らんとして、尋ね求むることうたてけれ。斯かりしかば幾等も尋ね出されたり。下藤の子なれども、色白うみめよきを

○介錯の 世話する

○いみじ ひじくよ

○嫡々 嫡子の嫡子  
○坊 僧舎。

○ゆ、しう 甚だし  
 く。  
 ○忍うたる體 人目を忍んだ様子。  
 ○人もこそ云々 人が見申します。  
 ○一定 必ず。  
 ○そにて それ(六代御前)でいらつしやるたらう。

ば、あれは何の中將殿の若君、かの少將殿の公達などいふ間、父母歎き悲しめども、彼は乳母が申し候、此は介錯の女房がなんど申して、むけに幼きをば水に入れ、土に埋み、少しおとなしきをば押殺し、さし殺す。母の悲しみ乳母が歎き、譬へん方ぞなかりける。北條も子孫さすが廣ければ、これをいみじとは思はねども、世に従ふ習ひなれば力及ばず。中にも小松の三位の中將維盛の卿の若君六代御前とて、年も少しおとなしうまします。その上平家の嫡々にておはしければ、いかにもして取り奉つて失はんとて、手を分けて尋ねけれども、求めかねて、既に空しう下らんとしける所に、ある女房の、六波羅に參つて申しけるは、「これより西、遍昭寺の奥、大覺寺と申す山寺の北、菖蒲谷と申す所にこそ、小松の三位の中將維盛の卿の北の方、若君、姫君、忍うでましますなれ。」といひければ、北條嬉しき事をも聞きぬと思ひ、かしこへ人を遣はして、そのほとりを窺はせける程に、ある坊に女房たちあまた、幼き人々、ゆ、しう忍うだる體にて住はれたり。籬の間のぞいて見れば、白い犬の子の庭へ走り出でたるを捉らんとて、世に美しき若君の續いて出で給ひけるを、乳母の女房とおほしくて、「あなあさまし、人もこそ見參らせ候へ。」とて、いそぎ引入れ奉る。これぞ一定そにてましますらんと思ひ、いそぎ走り歸つて、この由申しければ、次の日、北條菖蒲谷をうち圍み、人を入れて申されけるは、「小松の三位の中將維盛の卿の若君六代御前のこれにまします由承つて、鎌倉殿の御代官として、北條の四郎



○さうく、疾く疾く。  
 ○つや／＼云々、ちつとも物心なく夢中になりなされた。  
 ○ありさある者、あらゆるもの。  
 ○世も未だ云々、世の中も未だ静まりませんから或は狼藉を働く事があるかも知れませんがこれは時政自身で御迎へに参つたのです。  
 ○なか／＼うたてける、却つてなさけなさうな御有様ごもを。  
 ○まかりて候ごも、こゝを罷り出て参りましても。  
 ○御物、著物。  
 ○相構へて、注意して。

時政が御迎へに参つて候。とう／＼出し参らせ給へ。」と申されければ、母上夢の心ちしてつや／＼物をも覚え給はず。齋藤五、齋藤六、その邊を走り廻つて窺ひけれども、武士ども四方を打圍んで、いづかたより出し参らすべしとも覺えず。

母上は若君を抱へ奉つて、「たゞわれを失へや。」とて、をめき叫び給ひけり。乳母も女房も御前に倒れ伏し、聲も惜しまずをめき叫ぶ。日頃はものをだに高くいはず、忍びつ、隠れるたりしかども、今は家の内にありとある者、聲をそろへて泣き悲しむ。北條も岩木ならねば、さすがあはれに覺えて、涙をおさへ、つく／＼とぞ待たれける。や、あつて、また人を入れて申されけるは、「世も未だ静まり候はねば、しどけなき御こともぞ候はんすらん。時政が御迎へに参つて候。別の仔細は候まじ。とう／＼出し参らせ給へ。」と申されければ、若君、母上に申させ給ひけるは、「遂に遁れまじう候上、はやく／＼出させおはしませ。武士どもの打入つて捜す程ならば、なか／＼うたてける御ありさまどもを、見えさせ給ひ候はんすらん。たとへまかりて候とも、しばしもあらば北條とかやに暇請うて、歸り参り候はん。いたうな歎かせ給ひそ。」と、慰め給ふこそいとほしけれ。

さてしもあるべき事ならねば、母上は若君に泣く／＼御物著せ参らせ、御髪かきなでて既に出し参らせんとし給ひけるが、黒木の數珠の小さう美しきを取出して、「相構へて、これにていかにもならんまで念佛申して、極樂へ参れよ。」とてぞ奉らる。若君之を取らせ給

○おさなく、長じこ。  
 ○見えじ、見られじ  
 ○乗替ごも云々、乗替馬を扱ふもの等を乗替馬から降して齋藤兄弟に馬に乗れと云つたが乗らない。  
 ○何としてか、ごういふ風に殺すたらう  
 ○人の子、世間の人の子  
 ○それだにも、それでも。  
 ○人も持たぬ子、世間の人も持つてゐない子を自分だけが持つてゐるやうに思ひ  
 ○二人の中、夫婦の間において。  
 ○たのみをかけし人、夫君。維盛を指す  
 ○二人をうらうへに、六代と妹の姫君とを前後において。

ひて、「母上には今日すでに別れ参らせ候ひぬ。今はいかにもして、父のまします所へこそ参りたけれ。」と宣へば、妹の姫君の生年十になり給ひけるが、われも参らんとて、續いて出で給ひけるを、乳母の女房取止め奉る。六代御前今年は十二になり給へども、世の人の十四五よりもおとなしく、みめ姿美しう、心ざま優におはしければ、敵に弱けを見えじとて、おさふる袖のひまよりも、あまりて涙ぞこほれける。さて御輿に召され給ふ。武士どもうち圍んで出でにけり。齋藤五、齋藤六も御輿の左右についてぞ参りける。北條乗替どもを下いて馬に乗れといへども乗らず。大覺寺より六波羅まで、徒跣でぞ参りたる。

母上、乳母の女房、天に仰ぎ地に俯して、悶えこがれ給ひけり。母上、乳母の女房にのたまひけるは、「この日頃、平家の子ども取集めて、水に入れ、土に埋み、或はおし殺し刺し殺し、さまざまにして失ふ由聞ゆなれば、わが子をば何としてか失はんすらん。年も少しおとなしければ、定めて首をこそ斬らんすらめ。人の子は乳母などの許に遣はして、時々見る事もあり。それだにも恩愛の道は悲しき習ひぞかし。況んやこれは生み落してよりのこのかた、一日片時も身を放たず、人も持たぬ子を持ちたるやうに思ひ、朝夕二人の中に育てしものを、たのみをかけし人に飽かて別れて後は、二人をうらうへに置いてこそ慰みしに、今は早や一人はあれども一人はなし。今日より後は如何せん。この三年が間夜晝肝魂を消して思ひ設けたる事なれども、さすが昨日今日とは思ひもよらず、日頃は長



○長谷の観音 大和國磯城郡の長谷寺。  
 ○さりともこ それにした所でこ。  
 ○たゞ今もや云々 今頃はもう命をこつたであらうか。  
 ○この子 六代を指す。  
 ○ついでて 畏まつて。  
 ○うち驚かさされ 眼覺まさされ。  
 ○鶴人 朗詠集に郡良香の句「鶴人曉唱聲驚明王之眼。」鶴人は時を司り時を奏する人。  
 ○別の仔細 特別の出来事。  
 ○いつしか誰々 何時まはなく誰々をも  
 ○たうでける 賜ひてける。

谷の観音をさりともこを頼み奉りしに、遂に捕はれぬる事の悲しさよ。たゞ今もや失ひつらん。」とかきくどき、袖を顔におし當てて、さめんとぞ泣かれける。夜になれども、胸せきあぐる心ちして、つゆもまどろみ給はざりしが、や、あつて乳母の女房にのたまひけるは、たゞ今ちとまどろみたりつる夢に、この子が白い馬に乗りて來たりつるが「あまりに御戀しう思ひ参らせ候ほどに、しばしの暇請うて参つて候。」とて、側についでて、何とやらん世にうらめしけにてありつるが、いく程なくてうち驚かさされ、側を探れども人もなし。夢だにもしばしもあらで、やがて覺めぬる事の悲しさよ。」とぞ、泣く／＼語り給ひける。

さる程に長き夜をいとゞあかしかね、涙に床も浮く許りなり。かぎりあれば鶏人曉を唱へて夜もあけぬ。齋藤六歸り参りたり。母上「さていかにや。」と問ひたまへば、「今まで別の御事も候はず。これに御文の候。」とて。取出いて奉る。これをあけて見給ふに、「今までは別の仔細も候はず。さこそ御心もとなう思召され候らん。いつしか誰々も御こひしうこそ思ひ参らせ候へ。」と、おとなしやかに書き給へり。母上これを顔におし當てて、とかうの事も宣はず、引きかづいてぞ臥したまふ。かくて時刻遙かにおし移りければ、齋藤六、二時の程もおほつかなう候。御返事賜はつて歸り参り候はん。」と申しければ、母上泣く泣く御返事書いてぞたうでける。齋藤六暇申して出でにけり。

○せめての心のあられずさにや 切なる心のそのまゝでゐられないためであらうか。  
 ○鎌倉殿のゆゑ、しき大事の人 頼朝にえらく大切な人に思はれ居る人。文覺。  
 ○おほしたて参らせ 青て上申して  
 ○せん方なけに 何さしようもなさうに見られるのたつた  
 ○無頼に ふびんに  
 ○公達 令息たち。  
 ○あまりに思ふ許りもなかりつるに 餘りに思案もなくなつて居つた故に。  
 ○わざ お前さん  
 ○出でぬるやらん 出かけたのであらう

乳母の女房、せめての心のあられずさにや、大覺寺をばまざれ出でて、その邊を足にまかせて泣き歩くほどに、ある人の申しけるは、「これより奥、高雄といふ山寺の聖文覺坊と申す人こそ、鎌倉殿のゆゑ、しき大事の人に思はれ参らせてましくけるが、上臈の子を弟子にせんとて、ほしがらるゝなれ。」といひければ、乳母の女房うれしき事をも聞きぬと思ひ、すぐに高雄へ尋ね入り、聖に向ひ参らせて、泣く／＼申しけるは、「乳の中より抱きあげ奉り、おほしたて参らせて、今年は十二になり給ひつる若君を、昨日武士に捕られて候なり。御命を請ひ受けて、御弟子にせさせ給ひなんや。」とて、聖の御前に倒れ伏し、聲も惜しまずをめき叫ぶ。まことにせん方なけにぞ見えたりける。

聖も無慙に思ひて、事の仔細を問ひたまふ。や、あつて起き上り、涙を抑へて申しけるは、「小松の三位の中將維盛の卿の北の方に御親しうまします人の若君を、養ひ参らせて候ひつるを、もし中將殿の公達とや人の申して候らん、昨日武士に捕られて候なり。」とぞ語りける。聖、「さてその武士をば誰といふやらん。」北條の四郎時政とこそ名乗り申し候ひつれ。聖、「いでさらば尋ねて見ん。」とて、つき出でぬ。乳母の女房、この言葉を頼むべきにはあらねども、昨日武士に捕られてよりこのかた、あまりに思ふ許りもなかりつるに、聖のかくのたまへば、少し心を取り延べて、いそぎ大覺寺へぞ参りける。母上、「さてわがぜは身を投げに出でぬるやらん、われもいかなる淵河へも身を投げばやなど思ひたれば。」



○おさなう 長じ  
て。

○仰せを蒙つて候間  
仰せを蒙つたので

○こもかうもし奉ら  
で、ごうごもなし奉

○見参らせん 御目  
にかゝらう。

○二重織物の直垂  
綾織の上に縫模様を

○ぬき入れて 貫き  
入れて。かけて。

○髪のかゝり姿こ  
から 髪のままや容

○あてに 上品に  
○今夜 此の夜。昨

○すゞろに そゞろ  
に。何さなく。

○何か苦しう候べき  
何の妨げがありま  
せう。  
○たべ 賜へ。  
○聖鎌倉殿を世に云  
云 文覚が頼朝を世  
に榮えさせ申さうと  
○引割 追割ぎ。  
○奉つし 奉りし。  
○一期が間 一生涯  
○受領神つき給はず  
は 國司根性即ち頼  
朝が總追捕使となつ  
たにて傲る料簡がつ  
きなさらないなら。  
○生身の佛 生き佛  
○これら 齊藤兄弟  
○鎌倉殿 頼朝。  
○明し暮させ 夜を  
明し暮を暮しなされ  
○聖 文覚上人。  
○これはされは云々  
これは又何とした  
事ぞ。  
○なか／＼ 却つて  
○使者をだにも 文  
覚が使者をでも。

とて、事の仔細を問ひたまふ。乳母の女房、聖の申されつるやうを、こま／＼と語り申し  
たりければ、「あはれその聖の御坊の、この子を請ひ受けて、今一度われに見せよかし。」と  
て、うれしきにも、たゞ盡きせぬものは涙なり。

その後聖六波羅に出でて、事の仔細を問ひたまふ。北條申されけるは、「鎌倉殿の仰せに  
は、平家の子孫といはん人、男子において、一人も漏らさず尋ね出して失ふべし。中にも  
小松の三位の中將維盛の卿の子息六代御前とて、年も少しおとなしうまします。その上平  
家の嫡々なり。故中の御門新大納言成親の卿の女の腹にありと聞く。いかにもして捕り奉  
つて、失ひ参らせよと、仰せを蒙つて候間、未々の公達たちをば少々捕り奉つては候へど  
も、この若君の在所をいづくとも知り参らせずして、既に空しう下らんと仕る所に、思は  
ざる外に一昨日聞き出し参らせて、昨日これまで迎へ奉つて候へども、餘りに美しくま  
まし候程に、未だともかうもし奉らで置き奉つて候。」と申されければ、聖、「いでさらば見  
参らせん。」とて若君の渡らせ給ふ所に参つて見給へば、二重織物の直垂に、黒木の珠數手  
にぬき入れておはします。髪のかゝり、姿ことから、まことにあてに美しく、この世の人  
とも見え給はず。今夜うちとけてまどろみ給はぬかとおぼしくて、少し面瘦せ給ふを見参  
らすにつけても、いとゞらうたくぞ思はれける。  
若君聖を見給ひて、いかゞおぼしけん涙ぐみ給へば、聖もすゞろに墨染の袖をぞぬらさ

れける。末の世にはいかなる怨敵となり給ふといふとも、これをばいかでか失ひ奉るべき  
と思はれければ、北條に向つて宣ひけるは、先世のことにや候らん、この若君を見参らせ  
候へば、あまりにいとほしう思ひまゐらせ候。何か苦しう候べき、二十日の命を延べた  
べ、鎌倉へ下つて申し許いて奉らん。その故は、聖鎌倉殿を世にあらせ奉らんとて、院宣  
伺ひに京へ上るが、案内も知らぬ富士川の裾に、夜渡りか、つて、既におし流されんとし  
たりし事、また高市の山にて引割にあひ、からき命ばかり生きつゝ、福原の牢の御所に参  
つて、院宣申し出いて奉つし時の御約束には、たとひいかなる大事をも申せ、聖が申さん  
ずる事どもをば、頼朝一期が間はかなへんとこそ宣ひしか。その外度々の奉公をば、かつ  
見給ひし事ぞかし。事新しく始めて申すべきにあらず。契りを重んじて命を輕んず。鎌倉  
殿に受領神つき給はずば、よも忘れ給はじ。」とて、やがてその曉ぞ立たれける。  
齋藤五、齋藤六、聖を生身の佛の如くに思つて、手を合はせて涙を流す。これらまた大  
覺寺に参つて、この由申しければ、母上いかばかりか嬉しう思はれけん。されども鎌倉殿  
のはからひなれば、いかゞあらんずらんと思はれけれども、二十日の命の延び給ふにぞ、  
母上、乳母の女房少し心を取延べて、ひとへに長谷の觀音の御助けなればにやと、たのも  
しうぞ思はれける。かくして明し暮させ給ふ程に、二十日の過ぐるは夢なれや、聖も未だ  
見えたまはず。「これはさは何としつる事どもぞや。」と、なか／＼心苦しくて、今更また問



○聖のさしも云々  
文覺があれほ頼も  
しゆに申して下向し  
た後は。

○少し心を取延べて  
聊か心も延びノ、  
として。

○おさなしか云々  
老練であらう者が  
文覺に途中で行逢ふ  
所まで此の六代を伴  
ひ行けよ。

○請ひ受け 命を請  
ひ受けて。

○やがて失ひゆ云々  
程なく命をとりさ  
うであつたか。

○この子 六代御前  
○さらぬ體にもてな  
いて さうあらぬ様  
子にもてなして。

○傍に向はせ わき  
にお向きなまつて。

えこがれ給ひけり。北條も、聖の二十日と申されし約束の日數も過ぎぬ。今は鎌倉殿御許  
されなきにこそあんなれ。さのみ在京して、年を暮すべきにあらず。今は下らんとてひし  
めけり。齋藤五、齋藤六も手を握り、肝魂を消して思へども、聖も未だ見え給はず、使  
者をだにも上せねば、思ふばかりぞなかりける。これらまた大覺寺に参り、「聖も未だ見え  
給はず、北條もこの曉下向仕り候。」とて、涙をはらくと流しければ、母上、聖のさしも  
たのもしけに申して下りぬる後は、母上、乳母の女房、少し心を取延べて、ひとへに觀音  
の御助けなりと、たのもしう思はれつるに、この曉にもなりしかば、母上、乳母の女房の  
心の中、さこそは便りなかりけめ。

母上、乳母の女房にのたまひけるは、あはれおとなしやかならんする者が、道にて聖に  
行きあはん所まで、この子を具せよといへかし。もし請ひ受けて上らんに、さきに斬られ  
たらんする心うさをばいかせん。さてやがて失ひけなりつるか。」と問ひ給へば、「この曉  
の程とこそ見えさせまし候へ。その故は、この程御宿直仕り候ひつる北條の家の子郎  
等どもも、世に名殘惜しけにて、或は念佛申す者も候、或は涙を流す者も候。」と申す。母  
上、「さてこの子がありさまは何とあるぞ。」と問ひ給へば、「人の見まらせ候時は、さらぬ  
體にもてないて、御數珠をくらせまし候。また人の見ませ候はぬ時は、傍に向は  
せ給ひて、御袖を御顔におし當てて、涙に咽ばせ給ひ候。」と申す。母上、「さぞあるらめ。

○これは 齋藤兄弟  
自分も何處までも。

年こそをさなけれども、心少しおとなしやかなる者なり。しばしもあらば、北條とかやに  
暇をうて歸り参らんとはいひつれども、今日既に二十日にあまるに、あれへも行かず、こ  
れへも見えず。またいづれの日、いづれの時、必ず逢ひ見るべしとも覺えず。今宵限りの  
命と思つて、さこそは心細かりけめ。さて汝等はいかゞは計らふやらん。」と宣へば、「これ  
はいづくまでも御供仕り、いかにもならせましますば、御骨を取り奉り、高野の御山に納  
め奉り、出家入道仕り、御菩提を弔ひ参らせんとこそ存じ候へ。」とて、涙にむせ沈んでぞ  
伏しにける。

○雲居の上そに 雲  
の居る遙か彼方のよ  
そに振りかへり見て  
○すは今や云々 そ  
りや今斬られるのか  
と心を痛める。  
○四の宮河原と思へ  
ども 四の宮河原で  
斬られると思つたの  
が。

かくて時刻遙かにおし移りければ、母上、「時の程もおほつかなし、さらばとう歸れ。」と  
のたまへば、二人の者共、泣くく暇申してまかり出づ。さる程に同じき十二月十七日の  
曉、北條の四郎時政若君具し奉つて、既に都を立ちにけり。齋藤五、齋藤六も御輿の左右  
についてぞ参りける。北條乗替ども下いて、「馬に乗れ。」といへども乗らず。「最後の御供で  
候へば苦しいも候はず。」とて、血の涙を流いて、徒跣でぞ下りける。若君はさしも離れ難  
うおほえける母上、乳母の女房にも別れはてて、住み馴れし都をば雲居の上そに顧みて、  
今日を限りの東路に赴いて、はるく下られけん心の中、推し量られて哀れなり。駒を  
早むる武士あれば、わが首斬らんかと肝を消し、ものいひかはす者あれば、すは今やと心  
をつくす。四の宮河原と思へども、關山をもうち過ぎて、大津の浦にもなりにけり。粟津



の原かと窺へば、今日もはや暮れにけり。國々宿々うち過ぎく下り給ふ程に、駿河の國にもなりしかば、若君の露の御命、今日を限りとぞ見えし。

- 具足し 作ひ。
- 山のあなたまでは 足柄山の向うまで御連れ申す事は頼朝公の思召も如何かと思はれますので。
- 一業所感 前世の一作業は現世で一結果を感起する。宿運。
- あなかしこ あ、ごうか。
- 終にはかくれ云々 結局には分るであらうが。
- 後世のさばり 往生の障害ともなるだらう。
- 君の神にも云々 君の亡くなられた後
- 御心 悟れぬ御心

千本の松原といふ所に御輿かきすゑさせ、「若君下りさせ給へ。」とて、敷皮敷いてすゑ奉る。北條いそぎ馬より飛んで下り、若君の御側近う参つて申されけるは、「もし道にて聖にや行きあひ候と、これまで具足し奉つて候へども、山のあなたまでは、鎌倉殿の御心中をも計りがたう候へば、近江の國にて失ひまゐらせたる由、披露仕り候はん。一業所感の御身なれば、誰申すとも、よも叶はせ給ひ候はじ。」と申されければ、若君とかうの返事にも及び給はず。齋藤五、齋藤六を召してのたまひけるは、「あなかしこ、汝等都へ上り、われ道にて斬られたりなど申すべからず。その故は、終にはかくれあるまじけれども、まさしくこのありさまを聞き給ひて、歎き悲しみ給はば、後世のさばりともならんぞ。鎌倉まで送りつけて上つたる由申すべし。」とのたまへば、二人の者共、涙をはらくと流す。や、あつて齋藤五、涙をおさへて申しけるは、「君の神にも佛にもならせ給ひなん後、命生きて再び都へ歸り上るべしとも存じ候はず。」とて、また涙をおさへて伏しにけり。若君今はかうと見えし時、御髪の肩にかゝりけるを、小さう美しき御手を以て、前へかきこさせ給ふを、守護の武士共見参らせて、「あないとほし、未だ御心のましますぞや。」とてみな鎧の袖をぞぬらしける。その後若君、西に向つて手を合はせ、高聲に十念唱へさせ

- 十念 念佛を十度すること。
- 引きそほめ 太力を抜かうさして身にひきつけて。
- 前後不覺 喪心。
- あれ斬れこれ斬れ あれが斬れこれが斬れ。
- 月毛 羣毛(白に黒のさし毛ある)の赤みが、つた毛色。
- 心もさなき 氣懸りさに。
- 仔細ありて わけが有らうとて。
- 教書 將軍の下し文。
- 北條の四郎 時政
- あそはいて 遊ばしてお書きなさつて

給ひつ、頸を延べてぞ待たれける。狩野の工藤三郎親俊、斬手に選まれ、太刀を引きそばめ、左の方より若君の御後に立廻り、すでに斬らんとしけるが、目もくれ心も消えはてて、いづくに刀を打ちつくべしともおほえず。前後不覺に覺えければ、「仕つとも存じ候はず。他人に仰せつけられ候へ。」とて、太刀を捨ててぞ退きにける。「さらばあれ斬れ、これ斬れ。」とて、斬手を選ぶ所に、こゝに墨染の衣著たりける僧一人、月毛なる馬に乗つて鞭を打つてぞ馳せたりける。その邊の者ども、「あないとほし、あの松原の中にて世にうつくしき若君を、北條殿のたゞ今斬り奉らるゝぞや。」とて、者共ひしくと走り集まりければ、この僧心もとなさに、鞭を上げて招きけるが、なほおほつかなさに、著たる笠をぬいでさし上げてぞ招きける。

北條仔細ありとて待つ所に、この僧ほどなく馳せ來り、いそぎ馬より飛んで下り、「若君請ひ受け奉つたり。鎌倉殿の御教書これにあり。」とて取出す。北條これを開いて見るに、「まことや小松の三位の中將維盛の卿の子息六代御前尋ね出されて候。然るを高雄の聖文覺坊のしばし請ひ受けうと候。疑ひをなさず預けらるべし。北條の四郎殿へ、頼朝。」とあそばいて御判あり。北條おしかへしく、「二三返讀うで、「神妙々々。」とて、さし置かれければ、齋藤五、齋藤六はいふに及ばず、北條の家の子郎等どもも、みな喜びの涙をぞ流しける。



長谷六代の事

○ゆ、しけ 様子が  
いかにも壯んである  
○この若君云々 文  
覺の言葉。  
○三位の中將 維盛  
○のたまふ間 頼朝  
が宣ふので。  
○冥加 神佛の加護  
○あまつさへ 更に  
○遅う坐しつらん  
待ち遠であられたら  
うな。  
○かしこうぞ よく  
ぞ見えなかつた。た  
つた今こゝで過ち仕  
る所でしたに。  
○乗替 乗替へ馬。  
○さして披露仕るべ  
き 差し當つて發表  
致すべき。

さるほどに文覺坊も出で来り、「若君請ひ受け奉つたり。」とて、氣色まことにゆ、しけな  
り。「この若君の父三位の中將殿は、度々の軍の大將軍にておはしければ、誰申すとも、い  
かにもかなふまじき由のたまふ間、聖が心を破らせ給ひては、いかでか冥加の程もおはす  
べきななど、さまざま悪口申しつれども、なほもかなふまじき由宣ひて、那須野の狩に出  
で給ひし間、あまつさへ文覺も狩場の供して、さまざまに申して請ひ受け奉つたり。いか  
に遅うおはしつらん。」などのたまへば、北條申されけるは、「聖の二十日と仰せられし、約  
束の日數も過ぎぬ。今は鎌倉殿御許されもなきぞと心得て、具し奉つて下り候程に、かし  
こうぞ、たゞ今こゝにてあやまち仕るらん。」とて、鞍置いて引かせられたりける乗替ど  
もに、齋藤五、齋藤六を乗せて上せらる。わが身も遙かにうち送り、「今しばらくも御供申  
すべう候へども、これは鎌倉にさして披露仕るべき大事どもあまた候。」とて、それより打  
別れてぞ下られける。まことに情深かりけり。

さる程に高雄の文覺上人、若君受取り奉つて、夜を日についで上るほどに、尾張の國熱  
田の邊にて今年も既に暮れぬ。あくる正月五日の夜に入つて都へ上りつき、二條猪熊なる  
所に文覺坊の宿所のありけるに、まづそれに落ちついて、若君しばらく休め奉り、夜半ば

○築地 屋根のある  
ねり堀。

○近う 近く。近頃。

○見はや 見たい。

○近里の人 近い里  
人。

○長谷寺 大和國。

○高雄 山城國葛野

郡。神護寺のある所。

○かすかなる所 人

目にたたぬ所。

○しつらひ 構へ。

○観音 觀世音菩薩

○ありがたかりし  
世に稀な、尊かつた

かりに大覺寺へ入れ奉り、門をた、けども、人なければ音もせず。若君の飼ひ給ひたりけ  
る白い犬の子の、築地のくづれより走り出でて、尾を振つて向ひけるに、若君「母上はい  
づくにましますぞ。」と宣ひけるこそいとほしけれ。齋藤五、齋藤六、案内は知りたり、築  
地を越え、門をあけて入れ奉る。近う人の住んだる所とも見えず。若君人目も恥ぢず、「命  
の惜しう候も、母上を今一度見ばやと思ふ爲なり。今は生きても何にかはせん。」とて、悶  
えこがれ給ひけり。

その夜はそこにて待ちあかし、あけて後近里の人に尋ねれば、「年の内は大佛詣でと聞え  
させ給ひしが、正月の程は長谷寺に御籠りとこそ承り候へ。」と申しければ、齋藤六急ぎ長  
谷へ下り、母上にこの由かくと申しければ、母上取るものも取りあへず、急ぎ都へ上り、  
大覺寺へぞおはしたる。母上、若君をたゞ一目見給ひて、「いかに六代御前、これは夢かや  
うつ、か。はやく出家し給へ。」とのたまへども、文覺惜しみ奉つて、御出家をばせさせ  
奉らず。すぐに高雄へ迎へ取つて、かすかなる所をしつらひ、母上をもはぐ、みけるとぞぞ  
聞えし。観音の大慈大悲は罪あるをも罪なきをも助け給ふ事なれば、上代には斯かる例も  
やあるらん、ありがたかりし事どもなり。

六代斬られの事



○世の世にて云々  
世が世であつたなら  
今頃は近衛府の官人  
であらうものを。  
○便宜ごに よい  
序のある毎に。  
○聖 文覺を指す。  
○預け奉りし 預け  
奉りし。  
○相し 人相を見。  
○朝の怨敵 朝敵。  
○底もなき不覺人  
際限もない不覺量人  
○なほも心ゆかず  
それでも心すまぬ様  
子。  
○やがて方人云々  
直々に味方すべき僧  
だ(文覺の事を云ふ)  
○柿 柿色。茶褐色  
○善知識 引導師。  
父維盛の導師だつた  
○波風向うて 向ひ  
風たつたので。

さる程に六代御前やうく生ひ立ち給ふ程に、十四五にもなり給へば、いとゞみめかた  
ち美しく、あたりも照り輝く許りなり。母上これを見給ひて、「世の世にてあらましかば、  
當時は近衛司にてあらんずるものを。」とのたまひけるこそ、あまりの事なれ。鎌倉殿、便  
宜ごとくに高雄の聖のもとへ、「さても預け奉りし小松の三位の中將維盛の卿の子息六代御前  
は、いかやうの人にて候やらん。昔頼朝を相し給ひしやうに、朝の怨敵をも平らけ、父の  
恥をもきよむべき程の仁やらん。」と申されければ、文覺坊の返事に、「これは一向底もなき  
不覺人にて候ぞ。御心やすくおほし召され候へ。」と申されけれども、鎌倉殿なほも心ゆか  
ずけにて、「謀叛起さば、やがて方人すべき聖の御坊なり。さりながらも頼朝一期が間は誰  
か傾くべき、子孫の末は知らず。」とのたまひけるこそ怖ろしけれ。

母上この由を聞き給ひて、「いかにや六代御前、はやく出家し給へ。」とありしかば、生  
年十六と申しし文治五年の春の頃、さしも美しき御髪を、肩のまはりに銕みおろし、柿の  
衣、柿の袴、笈など用意して、やがて修業にこそ出でられけれ。齋藤五、齋藤六も、同  
じ様に出で立つて、御供にぞまゐりける。まづ高野へ上り、父の善知識し給ひける瀧口入  
道に尋ね逢ひ、御出家のさま、御臨終のあり様、委しう尋ね問ひ、かつうはその跡もなつ  
かして、熊野へこそ参られけれ。濱の宮と申し奉る王子の御前より、父の渡り給ひたり  
し山鳴の島見渡いて、渡らまほしう思はれけれども、波風向うて叶はねば力及び給はず、

○作善 身口意の三  
業で善い行爲をなす  
事。こ、は諍經の事  
○さながら精案 そ  
の功徳をそのま、父  
の亡靈に捧ぐるやう  
○卿の局 源通親の  
妻で御鳥羽帝の皇后  
たる承明門院の御母  
○吳王御客を云々  
文選の語。  
○細腰 細腰の女子  
美人。  
○二の宮 高倉院第  
二皇子守貞親王。後  
高倉院と號せらる。  
○いろふまじき事  
いろふは干渉する事  
○いかにもして じ  
うにでもして。  
○官人 檢非違使廳  
の役人。  
○八十 八十歳。

ながめやり給ふに、わが父はいづくにか沈み給ひけんと、沖より寄する白波にも、問はま  
ほしうぞ思はれける。濱の砂も父の御骨やらんとなつかしくて、涙に袖はしをれつ、潮  
汲むあまの衣ならねど、乾く間なくぞ見えられける。渚に一夜逗留し、夜もすがら経讀み  
念佛して、指の先にて濱の砂に佛の姿を書きあらはし、あければ僧を請じ、作善の功徳  
さながら精靈にと廻向して、都へ歸り上られけん心中、推し量られてあはれなり。  
その頃の主上は後鳥羽の院にてましくけるが、御遊をのみ宗とせさせおはします。政  
道は一向、卿の局のま、なりければ、人の憂へ歎きもやまず。吳王御客を好みしかば、天  
下に傷を蒙る輩絶えず。楚王細腰を愛せしかば、宮中に餓えて死する女多かりき。上の  
好む事に下は従ふ習ひなれば、世の危きありさまを見ては、心ある人の歎き悲しまぬはな  
かりけり。中にも二の宮と申すは、政道を専らとせさせ給ひて、御學問怠らせ給はねば、  
文覺はおそろしき聖にて、いろふまじき事をのみいろひ給へり。いかにもしてこの君を位  
につけ奉らばやと思はれけれども、頼朝の卿のおはしける程は、思ひも立たれず。  
かくて建久十年正月十三日、頼朝卿年五十三にて失せ給ひしかば、文覺やがて謀叛を起  
されけるが、忽ちに漏れ聞えて、文覺坊の宿所二條猪熊なる所に、官人共あまたつけられ  
て、八十にあまつて、搦め捕られて、遂に隱岐の國へぞ流されける。文覺京を出づるとて  
「これ程に老の浪に立つて、今日明日を知らぬ身を、たとひ救勸なればとて、都の片ほと



- 毬杖 鞠打。打毬の玉。
- やすからね 小頼にさはる。
- いかやうにも云々 さんな様にでもして自分の流される國へこの天皇を迎へ取らうとするものを。
- この君 後鳥羽天皇。
- 國こそ多けれ 流す所こそいくらでもあるのに。
- 宿縁 前世の因縁。
- その國 隱岐國。
- さる人 平家流人。
- さる者 謀叛氣多い文藝上人。
- 公家 朝廷。
- 利生 御りやく。

りにも置かずして、はる／＼と隱岐の國まで流されける、毬杖冠者こそやすからね。いかやうにもわが流さる、國へ、迎へ取らんするものを。」と躍り上り／＼ぞ申しける。この君はあまりに毬杖の玉を愛せさせ給ふ間、文覺かやうには悪口申しけるなり。その後承久に御謀叛起させ給ひて、國こそ多けれ、はる／＼と隱岐の國まで遷されさせまし／＼ける宿縁の程こそ不思議なれ。その國にて文覺が亡靈荒れて、恐ろしき事ども多かりけり。常は御前へも参り、御物語ども申しけるとぞ聞えし。

さる程に六代御前は、三位の禪師とて、高雄の奥に行ひすましておはしけるを、鎌倉殿「さる人の子なり、さる者の弟子なり。たとひ頭をば剃り給ふとも、心をばよも剃り給はじ。」とて、召捕つて失ふべきよし、鎌倉殿より公家へ奏聞申されたりければ、やがて安判官資兼に仰せて、召捕つて關東へぞ下されける。駿河の國の住人岡部の權の守泰綱に仰せて、相摸の國田越川のはたにて遂に斬られにけり。十二の年より三十に餘るまで保ちけるは、ひとへに長谷の觀音の御利生とぞ聞えし。三位の禪師斬られて後、平家の子孫は永く絶えにけり。

### 灌頂卷

#### 女院御出家の事

- 建禮門院 高倉帝皇后。安德帝母。清盛女。徳子。
- 坊 僧舎。
- たまるべうもなし 雨風をしのぐ事も出来ない。
- ありさしある人 あらゆる人々。
- あさましけなる あきれる程にひどい。
- さるま、にはさうあるにつけては。
- 蒼波云々 朗詠集の橘直幹の文句を替へたのであらうか。
- 白屋 粗末な賤屋。
- 御戒の師 戒を授け申す高僧。
- 印誓 盛壽記「印西」にす。
- 布施 僧への贈物。
- 先帝 安德天皇。

建禮門院は東山の麓、吉田の邊なる所にぞ立入らせ給ひける。中納言の法印慶惠と申す奈良法師の坊なりけり。住み荒らして年久しうなりければ、庭には草深く、軒にはしのぶ茂れり。簾断え聞あらはにて、雨風たまるべうもなし。花はいろ／＼にほへども、主人と頼む人もなく、月は夜な／＼さし入れども、ながめてあかす主もなし。昔は玉の臺をみぎき、錦の帳にまとはれて、あかし暮らせ給ひしが、今はありとしある人にも、みな別れはてて、あさましけなる朽房に入らせ給ひけん御心の中、推し量られてあはれなり。魚の陸に上れるが如く、鳥の巢を離れたるが如し。さるま、にはうかりし波の上、船の中の御住居も、今はこひしうぞ思召されける。蒼波路遠し、思ひを西海千里の雲に寄す。白屋苔深くして、涙東山一庭の月に落つ。かなしともいふばかりなし。

かくて女院は文治元年五月一日の日、御髪おろさせ給ひけり。御戒の師には長樂寺の阿證坊の上人印誓とぞ聞えし。御布施には先帝の御直衣なり。既に今はの時までも召されたりければ、その御うつり香も未だ失せず、御かたみに御覽せんとて、西國よりはる／＼と



○かの御菩提 安徳帝の御菩提の爲にも  
 ○上人 印誓のこゝ  
 ○何ぞ奏すべき旨云云 悲哀の情胸に迫つて申上ぐべき言もなくして。

○女院 建禮門院。  
 ○朝には云々 朝には政事を勧め奉り夜は女院のみ御仕へなされた。長恨歌の句から思ひついた文。  
 ○入道相國 清盛。  
 ○國母 安徳帝の母  
 ○猶こまやかに 桃李のやうな美しい御装ひがまた涙く残つていらせられ。  
 ○芙蓉 花の名。  
 ○翡翠 寶玉の名。  
 ○まことの道 佛道

都まで持たせ給ひたりしかば、いかならん世までも、御身を放たじとこそ思召されけれど、御布施になりぬべき物のなき上、かつうはかの御菩提の爲にもとて、泣く／＼取り出させおはします。上人これを賜はつて、何と奏すべき旨もなくして、墨染の袖を顔におし當てて泣く／＼御所をぞまかり出でられける。件の御衣をば旗に縫うて、長樂寺の佛前にかけられけるとぞ聞えし。

女院は十五にて女御の宣旨を蒙り、十六にて后妃の位に備はり、君王の側に候はせ給ひて、朝には朝政を勧め、夜は夜を専らにし給へり。二十二にて皇子御誕生あつて、皇太子に立ち、位に即かせ給ひしかば、院號蒙らせ給ひて建禮門院とぞ申しける。入道相國の御女なる上、天下の國母にてましませば、世の重うし奉る事なめならず。今年は二十九にぞならせましくける。桃李の御よそほひ猶こまやかに、芙蓉の御かたちも未だ衰へさせ給はねども、翡翠の御簪つけても何にかはせさせ給ふべきなれば、遂に御さまをかへさせ給ひてけり。憂き世をいとひ、まことの道に入らせ給へども、御なげきは更につきせず。人々今はかうとて海に沈みしありさま、先帝、二位殿の御面影、ひとと御身に添ひて、いかならん世に忘るべしとも思召さねば、露の御命の、何しに今までながらへて、斯かるうき目を見るらんとて、御涙せきあへさせ給はず。

五月のみじか夜なれども、あかしかねさせ給ひつゝ、おのづからうちまどろませ給はね

○壁に云々 白樂天の題上陽宮詩「耿耿残燈背壁影、蕭々暗雨打窓聲。」による。  
 ○上陽人云々 唐の玄宗が楊貴妃のみを寵し他の宮女を上陽其の他に幽閉した話  
 ○忍ぶつゝ 忍ぶ端緒。  
 ○花橘 橘の花。  
 ○ふるきこゝ 古歌  
 ○香をさめて 香を尋ね求めて。  
 ○越前の三位の上 通盛の夫人。  
 ○あらけなき 荒々しいもの。  
 ○舊里 京都。  
 ○仙家云々 晋の王質の政事か或は浦島子の故事か。  
 ○緑衣 六位の装束  
 ○監使 門衛。

ば、昔の事をば夢にだに御覽せず。壁に背ける残んの燈の影かすかに、夜もすがら窓打つ暗き雨の音ぞ寂しかりける。上陽人が上陽宮に閉ぢられたりけん悲しみも、これには過ぎじとぞ見えし。昔を忍ぶつゝまとなれとてや、もとの主人の移し植ゑ置きたりけん、花橘の風なつかしく、軒近くかをりけるに、山時鳥の二聲三聲おとづれて通りければ、女院ふるきことなれども、思召し出でて、御硯の蓋にかうぞあそばされける。

ほとゝぎす花橘の香をとめて啼くはむかしの人ぞこひしき  
 女房たちは二位殿、越前の三位の上の様に、さのみ猛う、水の底にも沈み給はねば、武士のあらけなきに捕はれて、舊里に歸り、老いたるも若きも或はさまをかへ、或はかたちをやつし、あるにもあらぬ有様どもにて、思ひもかけぬ谷の底、岩の間にてぞあかし暮させ給ひける。住ひし宿はみな煙と立ち上りにしかば、空しき跡のみ残つて、しげき野べとなりつゝ、見なれし人の訪ひ來るもなし。仙家より歸つて七世の孫に逢ひけんも、かくやと覺えてあはれなり

小原への入御の事

去んぬる七月九日の日の大地震に築地も崩れ、荒れたる御所も傾き破れて、いと住はせ給ふべき御たよりもなし。緑衣の監使、宮門を守るだにもなし。心のまゝに荒れたる籬



○秋の哀れ 秋の身に  
しみる情緒。  
○誰はぐ、み云々  
誰が養ひ上げ申すべ  
しとも思はれぬ。  
○こころひ 訪づれ  
○あの人共云々 あ  
の人達の養ひで暮さ  
うとは。  
○玉鉾の 道の冠辭  
○待たんほど 呼吸  
の保たん間。  
○入りなばや 入り  
たい。  
○さるべきたより  
然るべき便宜。  
○あんなれども 有  
るなれども。  
○住みよかんなる  
住みよあるなる。  
○御沙汰 御取計ら  
ひ。  
○人相 日の入る時  
たそがれ時。夕暮。

は、茂き野べよりも露けく、折知り顔に、いつしか蟲の聲々恨むるもあはれなり。さるま  
まには夜もやうく長くなれば、いと御寐覺がちにて、あかしかねさせ給ひけり。つき  
せぬ御物思ひに、秋の哀れさへうち添ひて、いと忍びがたうぞ思召されける。何事もみ  
な變りはてぬるうき世なれば、おのづから情をかけ奉るべき、昔の草のゆかりもみな枯れ  
はてて、誰はぐ、み奉るべしとも覺えず。

されども冷泉の大納言隆房の卿の北の方、七條の修理の大夫信隆の卿の北の方より、忍  
びつ、常はこととひ申されけり。女院、「その昔、あの人共のはぐ、みにてあるべしとは、  
露も思召し寄らざりしものを。」とて、御涙を流させたまひければ、つき参らせたる女房達  
も、みな袖をぞぬらされける。この御住居もなほ都近くて、玉鉾の道行き人の人目もしけ  
ければ、露の御命の風を待たんほど、うきこと聞かぬ深き山の奥へも、入りなばやとは思  
召されけれども、さるべきたよりもまします。ある女房の吉田に参つて申しけるは、「こ  
れより北、小原山の奥、寂光院と申す所こそ靜かに候へ。」とぞ申しける。女院、「山里は  
ものさびしき事こそあんなれども、世の憂きよりは住みよかんなるものを。」とて、思召  
し立たせ給ひけり。御輿などをば、信隆、隆房の北の方より御沙汰ありけるとかや。

文治元年九月の末にかの寂光院へ入らせおはします。道すがらも四方の梢の色々なるを  
御覽じ過ぎさせ給ふ程に、山陰なればにや、日もやうく暮れかゝりぬ。野寺の鐘の入相

○しゆみ 茂くして  
○さにかく云々 あ  
れやこれやと様々の  
哀れを取集めた女院  
の御心細さは。  
○浦づたひ鳥づたひ  
云々 西海で浦傳ひ  
鳥傳ひしたけれぞそ  
れにしてもこんなで  
はなかつたものを。  
○住まほしくぞ  
住みたいと。  
○移ろふ色 さめ行  
く色。  
○聖靈 亡靈。  
○成等正覺 成佛。  
○頓證菩提 頓に正  
覺を證す。  
○先帝 御子安德帝  
○神無月 陰曆十月  
○中の五日 十五日  
○忍ぶ 隠れる。  
○あそはし お書き  
なされ。

の聲すごく、わくる草葉の露しゆみ、いと御袖ぬれまさり、嵐はけしく、木の葉みだり  
がはし。空かきくもり、いつしかうちしぐれつ、鹿の音かすかにおとづれて、蟲のうら  
みもたえなくなり。とにかくに取りあつめたる御心細さ、たとへやるべき方もなし。浦づ  
たひ、鳥づたひせしかども、さすが斯くはなかりしものをと、思召すこそ悲しけれ。岩に  
苦むしてさびたる所なれば、住まほしくぞ思召す。露むすぶ庭の萩原霜枯れて、籬の菊  
の枯れく、移ろふ色を御覽じて、御身の上や思しけん。佛の御前に参らせたまひ  
て、「天子聖靈、成等正覺、一門亡魂、頓證菩提。」と祈り申させ給ひけり。いつの世にも  
忘れ難きは先帝の御面影ひと御身に添ひて、いかならん世にも忘るべしとも思召さず。  
さて寂光院の傍に、方丈なる御庵室をむすんで、一間をば佛所に定め、一間をば御寢  
所にしつらひ、晝夜朝夕の御つとめ、長時不斷の御念佛、怠る事なくして月日を送らせ給  
ひけり。かくて神無月中の五日の暮方に、庭に散り敷く檜の葉を、もの踏み鳴らして聞え  
ければ、「女院世をいとふ所に、何者の訪ひ來るやらん。あれ見よや。忍ぶべきものならば  
急ぎ忍ばん。」とて、見せらるゝに、小鹿の通るにてぞありける。女院、「さていかにやいか  
に。」と仰せければ、大納言の佐の局涙をおさへて、  
岩根ふみ誰かは訪はむ檜の葉のそよぐは鹿のわたるなりけり  
女院、この歌あまりにあはれに思召して、窗の小障子にあそばし留めさせおはします。



- 思召しなごらふ思召し寄せる。
- 七重寶樹 黄金の根、紫金の莖、白銀の枝、珊瑚の條、珊瑚の葉、白玉の花、真珠の果の七重整列の樹。
- 八功德水 淨土にある八功德(清淨、清冷、甘美、潤澤、輕軟、安和、除患、增益)を具へた水。
- 有涯 有界。迷界。
- 法皇 後白河法皇。
- 北祭 賀茂の祭。
- 徳大寺 藤原實定。
- 花山の院 藤原兼雅。
- 土御門 源通親。
- 北面 院の守護役。
- 小野の皇太后 後冷泉天皇の皇后。
- 卯月 陰曆四月。

斯かる御つれづれの中にも、思召しなごらふことどもは、つらき中にもあまたあり。軒に並べる植木をば七重寶樹とかたどり、岩間につもる水をば八功德水と思召す。無常は春の花、風に從つて散り易く、有涯は秋の月、雲に伴つて隠れやすし、承陽殿に花をもてあそびし朝には、風來つてにほひを散らし、長秋宮に月を詠ぜし夕には、雲おほうて光をかくす。昔は玉樓金殿に錦のしとねを敷き、妙なりし御住居なりしかども、今は柴引きむすぶ草の庵、よその袂もしをれけり。

### 小原御幸の事

斯かりし程に法皇は文治二年の春の頃、建禮門院の小原の閑居の御住居、御覽せまほしう思召されけれども、二月、三月の程は嵐はけしう、餘寒も未だつきず、峯の白雪消えやらで、谷のつら、もうち解けず。かくて春過ぎ夏立つて、北祭も過ぎしかば、法皇夜をこめて、小原の奥へ御幸なる。忍びの御幸なりけれども、供奉の人々には、徳大寺、花山の院、土御門以下、公卿六人、殿上人八人、北面少々候ひけり。鞍馬通の御幸なりければ、かの清原の深養父が補陀樂寺、小野の皇太后宮の舊跡御覽あつて、それより御輿にぞ召されける。遠山にかゝる白雲は、散りにし花のかたみなり。青葉に見ゆる梢には、春の名残ぞ惜しまるゝ。頃は卯月二十日餘りの事なれば、夏草のしけみが末をわけ入らせ給ふに、

- 御覽じ馴れたるお見馴れられた。
- ふるう 古めかし。
- よしある様 由緒ありけな様。
- 憂破れ云々 出處不詳。
- 波の花 落花の波に浮いたもの。
- 故びよしある所 何となくゆかしく趣のありさうな所。
- 緑蔭の垣 緑のつたかつらの茂つた垣。
- 翠黛 緑の眉黛。
- 飄箏云々 朗詠集の遙直幹の句。
- 顔淵 孔子の弟子。
- 蘧蘧 あかざ。
- 原憲 孔子の弟子。
- 葺きめ 板屋の葺き目。
- たまる さ、へる。
- 賤が爪木 賤夫が薪を伐る斧の音。

始めたる御幸なれば、御覽じ馴れたる方もなく、人跡たえたる程も思召し知られてあはれなり。

西の山の麓に一字の御堂あり。すなはち寂光院これなり。ふるう造りなせる泉水木立、よしある様の所なり。憂破れては霧不斷の香をたき、屏落ちては月常住の燈をか、ぐとも、斯様の所をや申すべき。庭の若草茂り合ひ、青柳絲を亂りつ、池の浮草波に漂ひ、錦を晒すかとあやまたる。中島の松にかゝれる藤波の、裏紫に咲ける色、青葉まじりの遅櫻、はつ花よりも珍らしく、岸の山吹咲き亂れ、八重立つ雲の絶えまより、山時鳥の一聲も、君の御幸を待ちがほなり。法皇これを御覽あつて、かうぞあそばされける。

池水にみぎはの櫻ちりしきて波の花こそさかりなりけれ。ふりにける岩の絶えまより、落ち来る水の音さへ故び、よしある所なり。緑蘿の垣、翠黛の山、繪にかくとも筆も及び難し。さて女院の御庵室を御覽あるに、軒には葛、藟はひかり、しのぶまじりのわすれ草、瓢箪しばく空し、草顔淵が巷にしけく、藜藿深く鎖せり、雨原憲が樞を濕ほすともいひつべし。杉の葺きめもまばらにて、時雨も霜も置く露も、洩る月影にあらそひて、たまるべしとも見えざりけり。後は山、前は野べ、いざ、小篠に風さわぎ、世に立たぬ身の習ひとて、うきふししけき竹柱、都の方のおとづれば、閑遠にゆへるませ垣や、わづかに言問ふものとは、峯に木傳ふ猿の聲、賤が爪木の斧の



○ならでは ならずしては。  
 ○来る人 葛の蔓を繰るに來るを云ひ懸く。  
 ○御いらへ 御答へ  
 ○捨身の行に云々 肉身を捨離して道に至る勅行としてなし給ふのですからごうして御身を惜しみなされませうや。  
 ○欲知過去因云々 過去の因を知らうに欲せば其の現在の果を見よ。以下之に準ず。  
 ○悉達太子 釋迦の在俗の名。  
 ○成等正覺 成佛。  
 ○絹布のわき 絹か布か區別も分らない物。

音、これらがおとづれならでは、まさきのかづら、青つゝら、來る人稀なる所なり。法皇、「人やある、人やある。」と召されけれども、御いらへ申す者もなし。や、あつて老い衰へたる尼一人参りたり。「女院はいつくへ御幸なりぬるぞ。」と仰せければ、この上の山へ花摘みにいらせ給ひて候。」と申す。「さこそ世をいとふ御ならひとはいひながら、さやうの事に仕へ奉る人もなきにや、御いたはしうこそ。」と仰せければ、この尼申しけるは、「五戒十善の御果報の盡きさせ給ふに依つて、今斯かる御目を御覽せられ候にこそ。捨身の行に、なじかは御身を惜しませ給ひ候へき。因果經には「欲知過去因、見其現在果、欲知未來果、見其現在因。」と説かれたり。「過去未來の因果をかねて悟らせたまひなば、つやく御歎きあるべからず。昔悉達太子は十九にて伽耶城を出でて、檀特山の麓にて、木の葉をつらねて肌を隠し、峯に上つて薪を採り、谷に下りて水を採ひ、難行苦行の功に依つてこそ、遂に成等正覺し給ひき。」とぞ申しける。

この尼のありさまを御覽すれば、身には絹布のわきも見えぬものを、結び集めてぞ著たりける。あのありさまにても、かやうの事申す不思議さよとおほしめして、「そもく汝はいかなる者ぞ。」と仰せければ、この尼さめくと泣いて、しばしは御返事にも及ばず。やあつて涙をおさへて、「申すにつけては、かり覚え候へども、故少納言入道信西が女、阿波の内侍と申す者にて候なり。母は紀伊の二位、さしも御いとほしみ深うこそ候ひしに、

○こむわりにて云々 變な事を申すにたなと思つた所が、申したのは道理だつた各人は自づと感じ合つた。  
 ○三尊 衆生を淨土に引攝せんを來迎した阿彌陀如來、觀世音菩薩、普賢菩薩。  
 ○中尊 阿彌陀如來  
 ○善導 隋の名僧。  
 ○先帝 安徳天皇。  
 ○八軸の妙文 法華經。  
 ○九帖の御書 善導の著觀無量壽經の疏か。  
 ○淨名 維摩居士。  
 ○要文 肝要な文。  
 ○定基 通圓大師。  
 ○清涼山 支那の山の紙のふすま 紙製の寝具。

御覽し忘れさせたまふにつけても、身の衰へぬる程思ひ知られて、今更せん方なうこそ候へ。」とて、袖を顔におし當てて忍びあへぬ様、目も當てられず。法皇、「けにも汝は阿波の内侍にてある、ごさんなれ、御覽し忘れさせ給ふぞかし。何事につけても、たゞ夢とのみこそ思召せ。」とて、御涙せきあへさせ給はねば、供奉の公卿、殿上人も、不思議の事申す尼かなと思ひたれば、ことわりにて申しけりとぞ、各々感じあはれける。

さてかなたこなたを觀覽あるに、庭の千草露重く、籬に倒れかゝりつゝ、外面の小田も水越えて、鳴立つ隙も見えわかず。さて女院の御庵室へ入らせおはしまし、障子を引きあけて觀覽あるに、一間には來迎の三尊おはします。中尊の御手には五色の糸をかけられたり。左に普賢の繪像、右に善導和尚、竝に先帝の御影をかけ、八軸の妙文、九帖の御書も置かれたり。蘭麝のほひに引きかへて、香の煙ぞ立ち上る。かの淨名居士の、方丈の室の内に三萬二千の床を竝べ、十方の諸佛を請じたまひけんも、かくやとぞ覺えける。障子には、諸經の要文ども、色紙に書いて所々におされたり。その中に大江の定基法師が、清涼山にして詠じたりけん、「笙歌はるかに聞ゆ孤雲の上、聖衆來迎す落日の前。」とも書かれたり。少し引きのけて、女院の御歌とおほしくて、

思ひきや深山の奥にすまひして雲居の月をよそに見むとは  
 さて傍を觀覽あるに、御寢所とおほしくて、竹の御竿に麻の御衣、紙のふすまなど



○花篋 花入れる籠  
 ○取り具し 取添へ  
 ○爪木 蕨(たきぎ)  
 ○先帝 安徳天皇。  
 ○消えも失せはや  
 消え失せでもしたい  
 ○闕伽 梵語。水に  
 譯す。佛に捧ぐる水。  
 ○むすぶ袂 汲む袂  
 ○曉起 朝早く起き  
 ること。  
 ○賜はりけり 頂戴  
 した。受取り申した。  
 ○一念の窓云々 一  
 念十念して諸佛の來  
 迎を期待申してゐた  
 のに御幸あるとは意  
 外かな。  
 ○悲想の云々 悲想  
 天の壽命は八萬劫だ  
 が悲想天も三界の一  
 故必滅を免がれぬ。

掛けられたり。さしも本朝、漢土の妙なるたぐひ數をつくし、綾羅錦繡のよそほひも、さながら夢にぞなりにける。法皇御涙を流させ給へば、供奉の公卿、殿上人も、まのあたり見奉りし事ども、今のやうに覺えて、みな袖をぞしぼられける。や、あつて上の山より、濃き墨染の衣著たりける尼二人、岩のがけぢを傳ひつゝ、下り煩ひたるさまなりけり。法皇、「あれはいかなるものぞ。」と仰せければ、老尼涙をおさへて、「花篋臂にかけ、岩躑躅取り具して、持たせ給ひて候は、女院にて渡らせ給ひ候。爪木に薇折りそへて持ちたるは、鳥飼の中納言維實が女、五條の大納言國綱の養子、先帝の御乳母、大納言の佐の局。」と申しもあへず泣きにけり。法皇御涙を流させ給へば、供奉の公卿、殿上人も、みな袖をぞぬらされける。

女院は世をいとふ御ならひとひながら、今斯かるありさまを見え參らせんすらん恥かしさよ。消えも失せばやと思召せどもかひぞなき。宵々ごとの闕伽の水、むすぶ袂をしをるゝに、曉起の袖の上、山路の露も繁くして、しほりやかねさせ給ひけん、山へもかへらせ給はず、また御庵室へも入らせおはしまさず、あきれて立たせまし／＼たる所に、内侍の尼參りつゝ、花篋をば賜はりけり。

### 六道の沙汰の事

○欲界の六天 四王天、忉利天、夜摩天、兜率天、變變化天、他化自在天の六天。人界と地獄界とを欲界と云ふ。  
 ○喜見城云々 忉利天の主帝釋の居城に於ける諸天人の歡樂  
 ○中間禪云々 梵天王の禪定の宮殿。  
 ○夢の中の果報 右の二つの樂しみもやはり生滅の理を免がれぬ。  
 ○一旦の一時の。○五障三從 女子本來の五障障、梵天、帝釋、魔王、轉輪聖王、佛身の五になり得ぬ。劫には親に、嫁しては夫に、老いては子に従ふの三從。  
 ○三時 釋尊滅後佛法宣流を三時期(正法、像法、末法)に劃し三時は末法を指す。  
 ○六根 眼耳鼻舌身意。迷の根となる物。  
 ○淨利 淨土。

「世をいとふ御ならひと、何か苦しう候べき。はや／＼御見參あつて還御なしまるらせ候へ。」と申されければ、女院御涙をおさへて、御庵室に入らせおはします。「一念の窓の前に攝取の光明を期し、十念の柴の櫃には聖衆の來迎をこそ待ちつるに、思ひの外の御幸かな。」とて御見參ありけり。法皇、この御有様を觀覽あつて、仰せなりけるは、「悲想の八萬劫、猶必滅の憂へにあひ、欲界の六天、未だ五衰の悲しみを免れず。喜見城の勝妙の樂、中間禪の高臺の閣、夢の中の果報、又幻の間の樂しみ、既に流轉無窮なり。車輪の廻るが如し。天人の五衰の悲しみ、人間にも候ひけるものかな。さるにても誰かこととひ參らせ、何事につけても、さこそ古をのみこそ思召し出づらめ。」と仰せければ、女院、「いづかたよりもおとつる、事も候はず。信隆、隆房の卿の北の方より、たえ／＼申し送る事こそ候へ。その昔あの人共のはぐゝみにてあるべしとは、つゆも思召しよらざりしものを。」とて、御涙を流させ給へば、つき參らせたる女房たちも、皆袖をぞぬらされける。

や、あつて女院涙をおさへて申させ給ひけるは、「今斯かる身になり候ことは一旦のなけき、申すに及び候はねども、後生菩提の爲には、喜びと覺え候なり。忽ちに釋迦の遺弟に連り、忝くも彌陀の本願に乗じて、五障三從の苦しみを遁れ、三時に六根を清めて、一筋に九品の淨利を願ひ、専ら一門の菩提を祈り、常には聖衆の來迎を期す。いつの世にも忘れ難きは先帝の御面影、忘れんとすれども忘れられず、忍ばんとすれども忍ばれず。たゞ恩



○善知識 引導師。  
○隨分 分に隨つて

愛の道ほど悲しかりける事はなし。さればかの御菩提の爲に、朝夕の勤め怠る事候はず。これも然るべき善知識と覺え候。」と申させ給へば、法皇仰せなりけるは、「それわが國は粟散邊土なりといへども、忝くも十善の餘薫に答へ、萬乘の主となり、隨分一つとして心かなはずといふ事なし。就中佛法流布の世に生れて、佛道修行の志あれば、後生善所疑ひあるまじき事なれば、人間のあだなるならひ、今更驚くべきには候はねども、御ありさま見參らせ候に、せん方なくこそ候へ。」とて、御涙せきあへさせ給はず。

○拜禮 元日の朝拜  
○佛名 御佛名の式  
暮の十九乃至廿一日  
○四禪 欲界の上の  
初二三四の四禪天。  
○九夏三伏 夏の盛  
○玄冬素雪 冬の雪  
○故郷 京都。

女院かさねて申させ給ひけるは、「わが身平相國の女として、天下の國母となりしかば、一天四海はみな掌のまゝなりき。されば拜禮の春の始より、いろ／＼の衣がへ、佛名の年の暮、攝籙以下の大臣、公卿にもてなされしありさまは、六欲四禪の雲の上にて、八萬の諸天に圍繞せられ候らんやうに、百官悉く仰がぬ者や候ひし。清涼、紫宸の床の上、玉の簾の内にもてなされ、春は南殿の櫻に心をとめて日を暮し、九夏三伏の暑き日は、泉を掬んで心を慰み、秋は雲の上の月をひとり見ん事を許されず。玄冬素雪の寒き夜は、裙を重ねて暖かにす。長生不老の術を願ひ、蓬萊に不死の藥を尋ねても、たゞ久しからん事を思へり。あけても暮れても樂しみ榮え候ひしこと、天上の果報もこれには過ぎじとこそ覺え候ひしか。諸も壽永の秋の始め、木曾義仲とかやに襲はれて、一門の人々、住みなれし都をば雲居のよそに顧みて、故郷を燒野が原とうち眺め、古は名をのみ聞きし、須磨よ

○浦 海岸。  
○よしある所 由緒ある名所。

り明石の浦づたひ、さすがあはれに覺えて、晝は漫々たる大海に、波路をわけて袖をぬらし、夜は洲崎の千鳥と共に鳴きあかす。浦々島々、よしある所を見しかども、故郷の事をば忘れず。」

○四苦八苦 生老病死の四苦に愛別離苦  
怨憎會苦、求不得苦  
五陰盛苦を加へて八  
苦と云ふ。  
○神無月 十月。

「かくて寄る方なかりしは、五衰必滅の悲しみとこそ覺え候ひしか。凡そ、人間の事は哀別離苦、怨憎會苦、四苦八苦、共に一として、わが身に知られて残る所も候はず。諸も筑前の國太宰府とかやに著いて、少し心を延べしかば、維義とかやに九國の内をも追ひ出され、山野廣しといへども、立寄り休むべき所もなし。同じ秋の暮にもなりしかば、昔は九重の雲の上にて見し月を、八重の潮路にながめつ、あかし暮し候ひし程に、神無月の頃ほひ、清經の中將が、都をば源氏が爲に攻め落され、鎮西をば維義が爲に追ひ出さる。網にかゝれる魚の如し。何處へ行かば遁るべきかは。ながらへはつべき身にもあらずとて、海に沈み候ひし。これぞ憂き事の始めにては候ひしか。波の上にて日を暮し、船の中にて夜をあかす。貢物もなければ供御を備ふる事もなく、たま／＼供御を備へんとすれども、水なければ參らず。大海に浮むといへども、潮なれば飲む事なし。これまた餓鬼道の苦しみとこそ覺え候ひしか。」

○供御 陛下(安德帝)の召し上り物。

○鐵をのべて身に纏ひ 甲冑を帶し。

「かくて室山、水島、二箇度の軍に勝ちしかば、一門の人々、少し色直つて見え候ひしかば、攝津の國一の谷とかやに城郭を構へ、各直衣束帶を引きかへて、鐵をのべて身に



○軍よほじ 関の聲  
 ○修羅の 修羅の若  
 ○帝釋の争ひ 帝釋  
 天と阿修羅と舍脂天  
 人を争つて須彌山上  
 に日々戦ふ云ふ。  
 ○今はかう 今はこ  
 れまで。  
 ○遠きゆかり 遠縁  
 の者。

○そもく 尼前 天  
 皇の御言。

纏ひ、あけても暮れても、軍よばひの聲の絶ゆる事もなかりしは、修羅の鬪諍、帝釋の争ひも、これには過ぎじとこそ覺え候ひしか。一の谷を攻め落されて後、親は子におくれ妻は夫に別る 沖に釣する船をば、敵の船かと肝を消し、遠き松に白き鷺の羣れるるを見ては、源氏の旗かと心をつくす。かくて門司、赤間、壇の浦の軍に、既に今日を限りと見えしかば、二位の尼泣くく申し候ひしは「この世の中の有様、今はかうと覺ゆるなり。今度の軍に、男の命の生き残りらん事は、千萬が一もありがたし。たとひまた遠きゆかりは、おのづから生き残る事ありといふとも、わらはが後生弔はん事もありがたし。昔より女は殺さぬならひなれば、いかにもしてながらへて、主上の御菩提を弔ひ、われらが後生をも助け給へ。」と申し候ひしを、夢の心ちして覺え候ひし程に、風忽ちに吹き、浮雲あつくなびき、兵どもの心を迷はし、天運盡きて、人の力にも及び難し。」

「既にかうと見えしかば、二位の尼先帝を抱き参らせて 舷に出でし時、呆れたる御ありさまにて、「そもく 尼前われをばいづちへ具して行かんずるぞ。」と仰せければ、二位の尼涙をはらくと流いて、幼き君に向ひまゐらせて、「君は未だ知召され候はずや。前世の十善戒行の御力に依つて、今萬乗の主とは生れさせたまへども、惡縁に引かれて、御運既に盡きさせ給ひ候ひぬ。まづ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮伏し拜ませおはしまし、その後西方淨土の來迎に預らんと、誓はせおはしまして、御念佛候べし。この國は粟散邊土と

○叫喚大叫喚云々  
 八大地獄の中にて呵責せられる罪人。阿鼻は梵語で無間はその譯語。

○龍蓄經云々 一本「提婆品」龍蓄經に見えてゐる。即ち龍宮城でも苦は免かれない。故に後世を能く能く御弔ひなされませ。

○六道 地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上。  
 ○支那 支那の覺者  
 ○日藏 道賢云ひ  
 延喜頃の名僧。元亨釋書に委しく見える  
 ○藏王權現 大和國吉野の金剛藏王權現

申して、心うき境にて候。あの波の底にこそ極樂淨土と申して、めでたき都の候。それへ具し参らせ候ぞ。」と、様々に慰めまゐらせしかば、山鳩色の御衣に、びんづらゆはせ給ひて、御涙におほれ、小さう美しき御手を合はせ、まづ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮に御暇申させ給ひ、その後西に向はせ給ひて御念佛ありしかば、二位の尼、先帝を抱き参らせ、海に沈みしありさま、目もくれ、心も消えはてて、忘れんとすれども忘れず。忍ばんとすれども忍ばれず。かくて生き残りたる者どもの、をめき叫びしありさまは、叫喚大叫喚、無間阿鼻、炎の底の罪人も、これには過ぎじとこそ覺えしか。」

「さて武夫共のあらけなきに捕はれて、上り候ひし程に、播磨の國明石の浦とかやに著いて、ちとまどろみたりし夢に、昔の内裏には遙かに優りたる所に、先帝を始め参らせて、一門の月卿雲客、各ゆゝしけなる禮儀どもにて並みたり。都を出でて後、未だ斯かる所を見ず。こゝをばいづくといふぞと問ひ候ひしかば、二位の尼答へ申し候ひしは、龍宮城と申す所なり。さてはめでたき所かな、この國に苦はなきやらんと問ひ候ひつれば、龍蓄經に見えて候、後世よく弔はせ給へと申すと覺えて、夢さめぬ。その後は彌經讀み念佛して、かの御菩提を弔ひ奉る。これひとへに六道に違はじとこそ覺え候へ。」と申させ給へば、法皇仰せなりけるは、「異國の女并三藏は悟りの前に六道を見き。わが朝の日藏上人は藏王權現の御力に依つて、六道を見たりとこそ承れ。まのあたり御覽せられけるこ



そありがたう候へ。」とぞ仰せける。

### 女院御往生の事

○袖のしがらみしがらみは流水を塞く爲に設ける杖(竹木を横に絡みつける)だから袖を涙のしがらみと云つたのだ。  
○延び 段々遠ざかり。  
○寶算 御年齢。  
○必一佛土 必ず一つの淨土に生れるといふこと。

○いにしへも云々昔の事も皆夢になつてしまつた事なのだからこの柴の編戸も久しくはあるまいな

さる程に寂光院の鐘の聲、今日も暮れぬとうち知られ、夕陽西に傾けば、御名残はつきせず思召されけれども、御涙をおさへて還御ならせたまひけり。女院はいつしか昔をや思召し出させたまひけん、忍びあへぬ御涙に、袖のしがらみせきあへさせ給はず。御後を遙かに御覽じ送つて、還御もやうく延びさせ給へば、御庵室に入らせ給ひて、佛の御前に向はせ給ひて、「天子聖靈、成等正覺、一門亡魂、頓證菩提。」と祈り申させ給ひけり。昔はまづ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮、正八幡宮伏し拜ませおはしまし、「天子寶算千秋萬歳。」とこそ祈り申させ給ひしに、今は引きかへて、西に向はせ給ひて、「過去聖靈、必一佛土。」と祈らせ給ふこそ悲しけれ。

女院はいつしか昔戀しうもや思召されけん、御庵室の御障子に斯うぞあそばされける。

このごろはいつならひてかわが心おほみや人の戀しかるらむ

いにしへも夢になりにしことなれば柴のあみ戸の久しからじな

また御幸の供に候はれける徳大寺の左大將實定公、御庵室の柱に書きつけられけるとかや。

○月にたみへし君建禮門院(女院)を指す。

○音をのみぞなく泣いてばかりある。

○池の大納言 平頼盛。

○命を生けて 命を生かして。

○人道相國 清盛。

○一人 天皇。

○解官停任 官を解き任を停めらるること。

○例ならぬ御心ち御不例。御病氣。

○思召し設けたる豫期して覺悟なさつてゐた。

○本願 彌陀如來の衆生済度の誓願。

○引攝 佛が念佛行者を極樂淨土へ引き導きなさいこと。

いにしへは月にたとへし君なれどその光なきみやまべの里

女院は來し方行く末のうれしう、つらかりし事ども思召しつゞけて、御涙にむせばせ給ふ折ふし、山時鳥二聲三聲おとづれて通りければ、女院、

いざさらば涙くらべむほととぎすわれもうき世に音をのみぞなく

そもく壇の浦にて生捕にせられたりける二十餘人の人々、或は頭を刎ねて大路を渡され、或は妻子に別れて遠流せらる。池の大納言の外は、一人も命を生けて都に置かず。四十餘人の女房たちの御事は、何の沙汰にも及ばず。親類に従ひ、所縁につきてぞましくける。忍ぶ思ひは盡きせねども、さてこそ歎きながらも過されけれ。上は玉の簾の内までも、風靜かなる家もなく、下は賤が伏屋の内までも、塵治まれる宿もなし。枕を並べし妹脊も雲居のよそにぞなりはつる。養ひ立てし親子も、行きがた知らず別れけり。これは入道相國、上は一人をも恐れず、下は萬民をも顧みず、死罪、流刑、解官、停任、思ふさまに常に行はれしが罪の致す所なり。されば父祖の善悪は、必ず子孫に及ぶといふ事は、疑ひなしとぞ見えける。

かくて女院は空しう年月を送らせ給ふ程に、例ならぬ御心ち出で來させ給ひて、うち臥させ給ひしが、日頃より思召し設けたる事なれば、佛の御手にかけられたりける、五色の絲をひかへつ、「南無西方極樂世界の教主彌陀如來、本願過ちたまはずば、必ず引攝し給



○御名殘 御別れ。  
 ○西に紫雲云々 聖衆來迎のありさま。  
 ○一期 一生涯。  
 ○后の宮の御位 中宮におなりになつた時代から。  
 ○やる方なく 慰めやうなく。やるせなく。  
 ○龍女云々 八歳の龍女が法華經を説くを聽いて悟を得た話  
 ○韋提希夫人 釋迦在世の頃の摩阿陀國王頻婆娑羅王の后妃で釋迦の教へを受けた。

へ。とて御念佛ありしかば、大納言の佐の局、阿波の内侍、左右に候ひて、今を限りの御名殘惜しさに、聲々にをめき叫びたまひけり。御念佛の御聲やうく弱らせましうけければ、西に紫雲たな引き、異香室に充ちて、音楽空に聞ゆ。限りある御事なれば、建久二年二月中旬に一期遂に終らせ給ひけり。  
 二人の女房たちは、后の宮の御位よりつき參らせて、片時も離れ參らせずして候はれしかば、別路の御時も、やる方なくぞ思はれける。この女房たちは、昔の草のゆかりも皆枯れはてて、寄る方もなき身なれども、折々の御佛事營み給ふぞあはれなる。この人々は、終には龍女が正覺の跡を追ひ、韋提希夫人の如くに、みな往生の素懷を遂げけるとぞ聞えし。

平家物語終

大正十四年八月二十日印刷  
 大正十四年八月二十三日發行

(非賣品)

日本文學系  
第四十卷

編輯者

東京市麴町區内幸町一丁目六番地

國民圖書株式會社

右代表者

東京市麴町區内幸町一丁目六番地

中塚榮次郎

印刷者

東京市本所區番場町四番地

守岡功

印刷所

東京市本所區番場町四番地

凸版印刷株式會社本所分工場

發行所

東京市麴町區内幸町一丁目六番地

國民圖書株式會社

電話銀座 二七八三番  
 振替東京 五二二九八番



543  
I



終